

平成28年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成28年12月9日（金）午前10時開会

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 平成28年12月 9日

至 平成28年12月20日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 議案第72号 土地の取得について

日程第 6 議案第73号 工事変更請負契約の締結について

日程第 7 議案第74号 工事変更請負契約の締結について

日程第 8 議案第75号 白馬村農業委員会に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第76号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第77号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第11 議案第78号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第79号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第80号 白馬村税条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第81号 白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第82号 平成28年度白馬村一般会計補正予算（第4号）

日程第16 議案第83号 平成28年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）

日程第17 議案第84号 平成28年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）

平成28年第4回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 平成28年12月9日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤 亮 輔	第7番	横田 孝 穂
第2番	津 滝 俊 幸	第8番	太 田 修
第3番	松 本 喜美人	第9番	田 中 榮 一
第4番	伊 藤 まゆみ	第10番	太 谷 正 治
第5番	太 田 正 治	第11番	篠 崎 久美子
第6番	太 田 伸 子	第12番	北 澤 禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下 川 正 剛	副 村 長	太 田 文 敏
教 育 長	横 川 宗 幸	総 務 課 長	吉 田 久 夫
参事兼税務課長	平 林 豊	観 光 課 長	篠 崎 孔 一
ス ポ ー ツ 課 長	松 澤 忠 明	会計管理者・室長	窪 田 高 枝
建 設 課 長	酒 井 洋	農 政 課 長	横 山 秋 一
健 康 福 祉 課 長	太 田 洋 一	上 下 水 道 課 長	山 岸 茂 幸
住 民 課 長	矢 口 俊 樹	教 育 課 長	横 川 辰 彦
総務課長補佐兼総務係長	田 中 克 俊	代 表 監 査 委 員	松 沢 晶 二

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 山 岸 俊 幸

7. 本日の日程

- 1) 諸般の報告
- 2) 会議録署名議員の指名
- 3) 会期の決定
- 4) 村長挨拶
- 5) 議案審議

議案第72号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第73号から議案第84号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 議案第 7 2 号 土地の取得について
2. 議案第 7 3 号 工事変更請負契約の締結について
3. 議案第 7 4 号 工事変更請負契約の締結について
4. 議案第 7 5 号 白馬村農業委員会に関する条例の一部を改正する条例について
5. 議案第 7 6 号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
6. 議案第 7 7 号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
7. 議案第 7 8 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
8. 議案第 7 9 号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
9. 議案第 8 0 号 白馬村税条例の一部を改正する条例について
10. 議案第 8 1 号 白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
11. 議案第 8 2 号 平成 2 8 年度白馬村一般会計補正予算（第 4 号）
12. 議案第 8 3 号 平成 2 8 年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
13. 議案第 8 4 号 平成 2 8 年度白馬村水道事業会計補正予算（第 3 号）

開会 午前１０時００分

１．開会宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１２名です。

これより平成２８年第４回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

２．議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第１ 諸般の報告

議長（北澤禎二郎君） 日程第１ 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成２８年１０月分の一般会計、特別会計、水道事業会計の例月出納検査報告書と、平成２８年度定期監査の結果報告が提出されております。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、北アルプス広域連合議会平成２８年１１月定例会が１１月２２日に行われました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理いたしました請願及び陳情はお手元に配付いたしました文書表のとおりです。

お諮りいたします。

この文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第２ 会議録署名議員の指名

議長（北澤禎二郎君） 日程第２ 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第１１９条の規定により、第１０番太谷正治議員、第１１番篠崎久美子議員、第１番加藤亮輔議員、以上３名を指名いたします。

△日程第３ 会期の決定

議長（北澤禎二郎君） 日程第３ 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、別紙平成２８年第４回白馬村議会定例会日程予定表のとおり、本日から

12月20日までの12日間と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から12月20日までの12日間と決定いたしました。

△日程第4 村長挨拶

議長(北澤禎二郎君) 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 平成28年第4回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多忙の中、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

11月25日に挙行了しました白馬村震災復興村営住宅竣工式につきましては、阿部長野県知事を始め、多くのご来賓の皆様のご臨席を賜り、無事終了できましたことに対し深く感謝を申し上げます。

これまで被災された方々への恒久的な住まいの確保を最優先課題に掲げて、復旧、復興事業に取り組んだことから、この村営住宅竣工が震災復興の一区切りということで、喜びにたえないところであります。

震災から2年が経過し、震災のさまざまな記録、体験等を後世に伝えることにより、災害への備えとするとともに、次代の防災力向上に資することや、復旧、復興に向けた取り組みなどについても、同じく後世に伝えることの責務を痛感したところです。

一昨日から翌朝にかけての降雪により、昨日8日から八方尾根スキー場パノラマゲレンデがオープンし、本日五竜スキー場アルプス平がオープンしました。あすにはHakuba47ウィンタースポーツパークでもオープン予定とお聞きしており、さらに今後の降雪により白馬村がにぎわうことを期待するところであります。

次に、平成29年度予算編成方針といたしましては、第5次総合計画の基本理念、白馬の豊かさとは何か、多様であることから、交流し、学び合い、成長する村を実現させるために、4つの基本目標を安心してみんなが暮らせる村、新しい仕事をつくり出す村、一人一人が成長し活躍できる村、魅力ある自然を守る村を推進する事業や、白馬村総合戦略に基づく事業など、当村が持続・発展可能になるよう未来へ向けた投資を確実に進めていく予算編成を行なってまいります。

具体的な方策としては、実施計画の進捗状況や事業内容、成果などを十分に検証した上で、白馬村総合戦略や第5次総合計画前期計画で定めた目標の達成に向けた取り組み、地区役員懇談会での要望を踏まえ、緊急性のある事業、私が選挙時に公約に掲げた事業など、重点事業として予算編成をしてまいりたいと考えております。

一方、歳入面では、国の概算要求において、普通交付税の代替措置である臨時財政対策債は増加しているものの、地方交付税は減少していること、また、平成28年度から普通交付税の算定は、平成27年度の国勢調査人口やトップランナー方式、徴収率の見直しなど、段階的に算入さ

れることによる影響及び当村の主要財源となる固定資産税の増加も見込めない状況であり、限られた財源を効率的に配分できるよう、事業の有効性などを徹底的に検証し、事業自体の見直しや事業と事業をお互いに連携させることによりその効果を高めていく取り組み、また、重点事業の絞り込みなど、住民サービスの向上のため最大の効果が上がるよう検討を重ね、予算編成をしてまいりたいと思います。

次に、地方創生として、総合戦略実現に向けた体制整備として平成29年度の地方創生人材支援制度について手を挙げております。この制度は地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を市町村長の補佐役として派遣し、地域に応じた処方箋づくりを支援するものですが、白馬村が対象となるか否かについては現時点では未定であります。これと連動させ、かつ、より機能的となるような庁内の機構改革についても新年度に向けて検討してまいります。

各種事務事業執行状況について説明させていただきますが、総務関係では、白馬村環境基本条例につきましては、大規模開発について環境審議会に諮問していただいている最中であります。意見として、現在、現状維持、緩和等分かれていると聞いておりますが、未来の白馬村のために重要な審議でありますので、議論にはある程度の時間が必要と感じておりますが、いずれにしても、答申後において総合的に判断をしていきたいと考えております。

地区役員懇談会ですが、ことは11月8日から11月29日にかけて実施し、各地域へ理事者、各課長には地域に出向き、地域課題等について伺いました。各地区1時間という短い時間ではありましたが、各地区役員からの意見をお話いただけたものと考えております。また、多くの要望などに対し、担当課より詳しい説明や方針を説明することができたものと考察します。また、ことしの懇談内容は、地域防災計画見直しに伴う指定緊急避難所及び指定緊急避難場所や、平成29年度から実施する集落支援員活用方法についてご意見をいただきましたので、来年度予算や村政運営に反映させていただく予定であります。

観光課関係では、先月14日から15日にかけて日本山岳ガイド協会の代表者会議、遭難対策研修会、第13回全国自然環境会議がウイング21で開催され、全国各地から200名を超える関係者からご参加いただきました。開催に当っては、地元山案内人組合を初め、多くの方々に準備、運営に当っていただき感謝しております。

ウインターシーズンに向けて、先月23日には、白馬村観光局と白馬村索道事業者協議会共催による合同スキー場開きとプレス発表が行われました。一昨年は神城断層地震、昨年は暖冬による雪不足と自然災害に見舞われたまちなので、今シーズンは一日も早い降雪により大勢のお客様が訪れてにぎわい、安全で事件、事故のないシーズンとなることを関係者とともに祈願したところであります。

また、当日は、今シーズンに各スキー場が取り組む話題について、プレス発表を行っていた

できました。加えて先月１８日には、大町市、白馬村、小谷村及びHAKUBA VALLEY 索道事業者プロモーションボードとの合同により、銀座NAGANOにおいてマスコミ関係者へのウインターシーズン情報説明会を開催いたしました。来年３月には八方尾根スキー場を主会場に国際スノースポーツ指導者連盟２０１７白馬大会が開催されます。先月２３日には、現在で２００名を超える海外からの参加表明があり、国内参加者を加えると５００名規模の国際会議になる見通しとなりました。

平成２７年度に引き続いて行われているＷｉ－Ｆｉ環境整備工事の進捗状況ですが、今年度は飲食店などが集積するエコーランド大通り及び避難施設であるウイング２１の２カ所の整備を進めており、年内には竣工し、皆様からご利用いただける運びです。

農政課関係では、過去に例のないほど、ことしの９月の秋の長雨はさまざまな面で影響を及ぼしました。まず、神城断層地震震災関連ではありますが、ほぼ順調に工事が進んでいたところですが、長雨により施工条件が悪化し、気がかりであった姫川護岸工事との調整が遅れていた農地と、堀之内地区の農地の一部について、降雪期までの工事完了が厳しい状況となり、何とか来年度営農再開ができるよう１０月、１１月と懸命にスパートをかけ、現在に至っております。参考までに、震災復旧全体の進捗率は９８％で、ほとんどの工区で完成しております。

そして、長雨は新たな災害を発生させております。９月１１日から２０日に発生した台風１６号豪雨災害により、村内で農地３枚と水路２カ所を被災し、先月末に国の災害査定を受けたところです。本日提出する一般会計補正予算には、復旧事業費を計上しておりますのでよろしくお願いいたします。

また、農業生産にも大きな影響を与えていて、米の作況はほぼ平年並みだったものの、転作の主要作物であるソバは実のつく時期の天候不順で、主要作付農家への調査では軒並み平年収量の５割から８割減とまさに大凶作となりました。この深刻な状況に、今後村としても対応策を検討していく必要があると認識しております。

天候以外の状況ではありますが、まず、北城地区の懸案事項である圃場整備事業において、去る１１月２４日に対象地域の地権者、農業関係者を中心に北城南部地区圃場整備推進協議会を設立し、今後の事業の推進の母体がようやくできました。これから全地権者に事業の説明を行いながら、地域の合意形成を図ってまいります。また、若干取りかかりが遅くなりました国土調査事業新規地区の調査ですが、１１月末までに土地所有者との立ち会い作業をほぼ完了し、予定どおりの進捗となっております。

建設課関係では、神城断層地震災害における災害復興工事の進捗状況ではありますが、現場はほぼ完了し、出来高の確認と変更にかかわる作業を進めています。また、４月の豪雨に伴い被災した菅地区の村道復旧工事や赤沢２号橋の護岸復旧工事も、１１月末に無事完了いたしました。９月の台風１６号に伴う豪雨のため、のり面が崩れた堀之内地区の村道の災害復旧については、

この15日に国による災害査定が行われる予定で、査定結果によりますが、実質的な復旧工事は雪解けからとなる見込みであります。

震災復興村営住宅の建設につきましては、竣工式後には被災者の皆様は既に仮設住宅からお引越され方もおり、2年ぶりに地域に戻り村営住宅での新しい生活を始めております。被災された皆様が、健康で元気に、安心・安全に暮らしていただけますことと、この村営住宅が地域コミュニティの継続に貢献できますことを願っています。

なお、空き室の出た村営住宅については現在募集中で、今月中には全ての団地で入居者が決まる予定であります。

住民課関係では、北アルプス広域連合で進めておりますごみの新焼却施設は、現在造成工事が急ピッチで進められておりまして、今後建屋本体の工事が本格化していく見通しであります。ごみの全量受け入れについては平成30年8月を予定しておりまして、それまでの間に円滑な移行に向けた準備を進めていかなければなりません。当面来春からごみ出しのルールなどを一部変更する予定で、現在大町市、小谷村とも協議を行なっておりまして、方針が決まり次第早急に村民周知を行なっていきたいと考えております。

また、八方地区の現焼却場跡地に新たに建設が予定されておりますリサイクルセンターにつきましては、現在北アルプス広域連合において基本設計業務を行なっております。今後施設規模や配置案等がまとまってきた段階で、議会にもお示ししてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

健康福祉課関係では、今年度から新規事業として、1歳から小学校6年生のお子様を対象に、任意接種のインフルエンザ予防接種費用の一部助成を10月1日から開始いたしました。この助成は、インフルエンザの発症、重症化及び集団生活における蔓延を予防し、子育て世代の負担軽減を図ることを目的として実施するもので、1人1回につき1,000円の個人負担をいただき、年度内2回を限度に接種費用の差額を村が負担するものであります。対象児の保護者には事業の実施の通知及び問診票を9月に送付して、村内各医療機関の協力をいただき、接種が開始されております。

今回の民生児童委員の一斉改選により、民生委員、児童委員19名、主任児童委員2名、合計21名が厚生労働大臣から委嘱決定を受け、12月1日から委嘱状を交付いたしました。ご委嘱を受けました民生児童委員の皆様におかれましては、本村の地域における福祉の相談役として住民と関係機関をつなぐ重要な役割を担っていただくこととなります。3年間よろしくお願い申し上げます。

また、一斉改選に当たっては、各地区からの適任者のご推薦をいただきましたことに対し、各地区の区長さんを初めとする役員の皆様のご理解とご協力に深く感謝を申し上げます。

上下水道課関係では、公共下水道白馬村浄化センターの長寿命化計画に基づく更新工事ですが、

今月 15 日に業務を委託しております日本下水道事業団による竣工検査が行われる予定であり、日本下水道事業団からの引き渡しは 12 月下旬となる見込みです。

公共下水道受益者負担金関係では、議員各位に先月 10 日と 13 日において外部講師による法律面、制度面に関する説明を行わせていただきました。2 日間の説明内容などを踏まえ、公共下水道受益者負担に関する条例の一部改正議案を本定例会に提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

公共下水道受益者負担金に関する住民訴訟の控訴審ですが、11 月 1 日に第 2 回公判が開かれ、次回は 12 月 20 日に第 3 回の公判が開かれることとなりました。

教育委員会関係であります、教育課関係では、11 月 4 日から 3 日間にわたりウイング 21 において白馬村文化祭が開催されました。姉妹都市である静岡県河津町、和歌山県太地町からも特産品販売にご協力をいただきながら、にぎやかに開催することができました。

また、図書館を考えるイベントや青少年健全育成村民大会など、11 月には村民参加型の社会教育イベントが行われております。こういった社会教育の活動などを通じて、地域コミュニティの活性化につなげていきたいと考えております。

また、新しい学校給食施設建設事業は、建設委員会の検討を経て白馬中学校西側に建設することとなりました。用地については土地所有者と交渉を進めておりましたが、事務手続が整いましたので、今定例会に土地の取得について提出をさせていただきます。また、施設の設計については、現在基本設計まで終了し実施設計に着手しております。今年度末までに設計を完了し、平成 29 年度からの建設着手を目指してまいります。

また、白馬中学校の大規模改修事業は、平成 29 年度に実施を計画しておりましたが、国から先行着手について打診があったため、平成 28 年度事業として着手することになりました。今定例会に関係予算を計上いたしました、事業の概要は屋根の大規模改修やそれに伴う照明器具などです。今回の事業については、国の補正予算関連事業となりますので、起債についても有利な起債を充当できることとなります。実質的な工事は平成 29 年度に繰り越すことになろうかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

白馬高校支援事業の寮整備については、法政大学と交渉を続けておりましたが、賃借について合意に至りました。平成 29 年 3 月からお借りすることとなり、現在の入寮生と新入学生が入寮することになります。現在使用している施設については女子寮として活用することとし、現在下宿している生徒と新入学生が生活することとなります。白馬高校支援事業の寮整備については、当面の受け入れ体制は整ったものと考えております。

この白馬高校支援事業については、新年度から白馬山麓環境施設組合の業務として行うよう検討を進めております。今定例会には提出しておりませんが、今後は組合理約の変更など具体的な検討をしてまいりたいというふうに考えております。

スポーツ課関係では、ジャンプ競技場の白馬村発注工事の進捗率については、本体・機械設備、電気設備工事が95%、競技処理システム工事についてはほぼ終了しており、クーリングシステムの再調整をしております。ちなみに長野県発注の本体・機械工事、電気設備工事は終了しておりますが、今後は降雪と人工雪によりランディングバーンでの整備をし、準備でき次第クーリングシステムを稼働して台整備を進めてまいります。

今回の工事により、ワールドカップクラスの大会が招聘できる施設として認定され、国際スキー連盟の公認も平成28年度から5年間いただきました。

今冬の第72回国民体育大会冬季大会スキー競技会のジャンプ、コンバインド競技にも、クーリングシステムにて大会を実施いたします。その他助走路の長さを計数に変えるゲートファクターや、風向きを計数に変えるウインドファクターも使用できることから、より公平な大会運営が図られるものと期待をしております。

また、村の国体実行委員会は本日午後3時から開催を予定しておりますが、全村を挙げて温かくお迎えするために、各専門委員会において協議をしながら準備が進められております。今後も長野県と長野県体育協会、長野県スキー連盟などと連携をとりながら、詳細については打ち合わせを行い、万全を期して当地で30年ぶりの国体成功に向けて進めてまいります。

本定例会に提出しました案件は、議案13件であります。特に、平成28年度白馬村一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算総額を2億6,000万8,000円増額し、予算総額69億1,508万8,000円とする大型補正予算として提出させていただきますが、主な内容は国の補正予算に伴う事業として、白馬中学校の屋根などの大規模改修事業や、臨時福祉給付金事業の継続、村道の橋梁改修事業などであります。

議案等につきましては、担当課等の長に説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げます、本定例会の開会に当たりましての挨拶といたします。

よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） これより議案の審議に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので、申し添えます。

お諮りいたします。

日程第5 議案第72号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することとしたいと思いますが、これについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

日程第5 議案第72号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第72号の委員会付託を省略する件は可決されました。したがって、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることにいたしました。

△日程第5 議案第72号 土地の取得について

議長（北澤禎二郎君） 日程第5 議案第72号 土地の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 議案第72号についてご説明をいたします。

給食調理施設の建設用地として別表の土地を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案別表をごらんください。

取得の相手方は、千葉県流山市松澤穂積であります。取得したい土地は、白馬村大字北城2164番2ほか10筆、面積合計5764.98平方メートル。取得金額は、2,960万円であります。

この土地は、白馬中学校ランチルームの北西に位置する田、畑、宅地であります。

所有者との価格の合意、税務署との所得控除の特例に関する協議が調い、今回取得したいものとして上程したものであります。

なお、議案をお認めいただいた後は、登記手続を経て用地購入費の支払いとなりますが、支払いを12月中に済まさなければ平成29年収入となり、用地を提供していただいた方にご迷惑をおかけすることになってしまいます。

議会最終日の採決後に登記事務、支払い事務を行うのは時間的に無理がありますので、急を要する議案として初日の採決をお願いするものであります。よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。第1番、加藤亮輔議員。

第1番（加藤亮輔君） 1番、加藤亮輔です。

質問通告の中に、この議案を当日きょう採決するのはなぜそんなに急ぐのかという質問でしたが、今のご説明で了解できましたので、1番のところは除いています。

それで、2番目のところですが、今回5764.98平米を2,960万円で取得したというふうに説明がありました。その取得額が決定するまで、庁内でどういうふうな流れでこういう額が決まるのか、その説明をいただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 現在の取得額が決まるまでのプロセスというご質問であります。

まず、取得額の基本にするものにつきましては、不動産鑑定評価をいたしまして、その土地、

売買するに当たっての基本額を算定いたしました。

その後に地権者との交渉となるわけでありますけれども、今回につきましては地権者が1人というものでありました。それと、今回建物ということでありますので、通常道路事業とかでありますと、収用法という形をかけまして所得控除していくんですけれども、今回はその対象にならず、公有地の拡大ということで、税控除があるということで、これについては1,500万円の所得控除があるというものであります。

そういった事務手続を進める中で、所有者の方とお話をしながら、そういったものを売買したことによる翌年度へのご本人の課税負担等、いろいろ考慮いたしました結果、今回の2,960万円という価格で合意に至ったというものであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。

加藤議員、質疑ありませんか。加藤亮輔議員。

第1番（加藤亮輔君） 次に、今の村長の開会の挨拶にもありましたけれども、設計が終わって今後共同調理場の建設が平成29年から始まるのかな。そういう中で、共同調理場の建設についての、この建設が終わった後のスケジュールがわかれば、それもあわせて説明願います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 今後の事業の進め方というものでありますけれども、本年度につきましては繰越事業ということで設計の業務を行なっておりまして、本年度末までに実施設計を完成させる予定であります。

新年度、平成29年度に入りましてからは、国庫補助申請を経た後の事業着手ということになるかと思いますけれども、大型事業でありますので、平成29年、平成30年にわたっての建設事業になるかと思います。

平成30年度後半には試運転をいたしまして、平成31年度からの供用開始を目指すという内容で進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。

加藤議員、質問はありませんか。

（発言する声なし）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第 7 2 号 土地の取得についてを原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第 7 2 号は原案のとおり可決されました。

△日程第 6 議案第 7 3 号 工事変更請負契約の締結について

議長（北澤禎二郎君） 日程第 6 議案第 7 3 号 工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤スポーツ課長。

スポーツ課長（松澤忠明君） 議案第 7 3 号 工事変更請負契約の締結についてご説明をいたします。

次のとおり、工事変更請負契約を締結したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、平成 2 8 年度、白馬ジャンプ競技場ノーマルヒル改修工事。

2、変更前の契約金額は 2 億 6, 0 2 8 万円で、変更減少額を 7 0 2 万円とし、変更後の契約額を 2 億 5, 3 0 2 万 6, 0 0 0 円としたいものでございます。

3、契約の相手方は、長野市県町 5 2 4 番地、北野建設株式会社、代表取締役社長、北野貴裕でございます。

減額の主な理由としましては、飛距離判定ビデオカメラを新たに設置を予定しておりましたが、現状の架台が使用できるための減額と、風向風速計取り付け支柱も現状の手すりに固定できることから、合わせて 7 0 2 万円の減額でございます。

説明は以上です。

(「金額がちょっと違ったので。最終的に 2 6 万」の声あり)

スポーツ課長（松澤忠明君） 失礼しました。

変更後の契約額を、2 億 5, 3 2 6 万円としたいものでございます。訂正いたします。

議長（北澤禎二郎君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第 7 議案第 7 4 号 工事変更請負契約の締結について

議長（北澤禎二郎君） 日程第 7 議案第 7 4 号 工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤スポーツ課長。

スポーツ課長（松澤忠明君） 議案第 7 4 号 工事変更請負契約の締結について。

次のとおり、工事変更請負契約を締結したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会

の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、平成28年度、白馬ジャンプ競技場ノーマルヒル電気設備改修工事。

2、変更金額、変更前の契約金額は7,597万8,000円で、変更増加額を766万8,000円とし、変更後の契約額を8,364万6,000円としたいものでございます。

3、契約の相手方は、長野市吉田4丁目11番28号、丸登電業株式会社長野支店、支店長、小口範夫でございます。

増額の理由といたしましては、場内の配管・配線設備工と、各種情報処理設備工及び場内通信設備工の増額が必要になったことから、766万8,000円の増額をお願いしたいものでございます。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第8 議案第75号 白馬村農業委員会に関する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第8 議案第75号 白馬村農業委員会に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） 議案第75号 白馬村農業委員会に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い所要の措置を講じるものであります。

議案3枚目をお願いいたします。新旧対照表であります。

今回の法改正により、大きな変更点が2つあります。

1点目は、農業委員の選出方法が、長年続きました公選制から、市町村長が議会の同意を得て任命する方法になりました。

2つ目は、農業委員会が農地等の利用の最適化に取り組む体制強化のため、新たに農地利用最適化推進委員という方を委嘱するようになったものであります。

では、改めて新旧対照表をごらんいただきたいんですけども、改正条例案第2条において任命する農業委員を12人と定め、第3条では農地利用最適化推進委員の定数を2人とする内容であります。これは、他の先行している市町村の例を参考にし、現在の農業委員会でも協議をいたしまして、現行の委員数14人を超えない範囲で定数を定めさせていただくものであります。

附則におきまして、施行期日は経過措置のある現在の委員の任期翌日である平成２９年７月２０日といたしまして、附則第２項において、新たに設ける農地利用最適化推進委員の報酬を、一般の農業委員と同額の年額１８万１，０００円と定めるための白馬村特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例の一部改正を行うものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第９ 議案第７６号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第９ 議案第７６号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第７６号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、平成２８年人事院勧告に伴う特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠し、議長、副議長及び議員の期末手当の支給月数を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要ですが、第１条では、期末手当の支給率を、これまで年間３．１５月分であったものを０．１月分引き上げ３．２５月分にするもので、附則第１条第２項で条例の施行日を公布の日とし、平成２８年１２月１日に遡及して適用することとしております。

同第１項では、平成２９年度以降については、第２条による６月支給分と１２月支給分それぞれを０．０５月分引き上げることとし、条例の施行日を平成２９年４月１日として一部改正したいものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第１０ 議案第７７号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第１０ 議案第７７号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関

する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第 77 号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、議案第 76 号と同様で、平成 28 年人事院勧告に伴う特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠し、常勤特別職及び教育長の期末手当の支給月数を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要ですが、第 1 条では、期末手当の支給率を、これまで年間 3.15 月分であったものを 0.1 月分引き上げ 3.25 月分にするもので、附則第 1 条第 2 項で条例の施行日を公布の日とし、平成 28 年 12 月 1 日に遡及して適用することとしております。

同第 1 項では、平成 29 年度以降については、第 2 条により 6 月支給分と 12 月支給分それぞれを 0.05 月分引き上げることとし、条例の施行日を平成 29 年 4 月 1 日として一部改正をしたいものです。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第 11 議案第 78 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第 11 議案第 78 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第 78 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、平成 28 年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠した給与改定をするため、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表で改正内容をご説明させていただきますので、最初に 9 ページをごらんください。

9 ページ、改め文第 1 条関係の第 30 条は、勤勉手当の支給割合を 0.1 月分引き上げるものであります。

次の 10 ページから 14 ページまでの、別表第 1 第 5 条関係の給料表は、月例給の平均 0.2 %の引き上げとなります。

次に、14 ページの、第 37 条給与の減額規定につきましては、一般職の職員の勤務時間、休

暇等に関する法律の改正に伴い、介護休暇の分割取得が新設されることに伴い、介護休暇の次に介護時間を加えております。

次に、15ページ。

これは、改め文の第2条関係になります。

15ページ、第2条関係の第14条は、扶養手当の額について、配偶者に係る手当額を1万3,000円から6,500円に減額改定し、子に係る手当を6,500円から1万円に増額改定するものでございます。

なお、今回の扶養手当の額の改定につきましては、7ページの改め文に戻っていただきたいと思っております。

附則の改正中、第5項に扶養手当に関する特例として、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、今回の減額、増額改定を段階的に措置することとし、特例措置をしております。

次に、新旧対照表17ページ。

第30条は、勤勉手当の支給割合を6月期、12月期に0.05月分引き上げるというものでございます。

お手数ですが、7ページの改め文に戻っていただきたいと思っております。

附則の条例の施行日につきましては、第1条関係の給与改定別表1の規定は平成28年4月1日、勤勉手当の額に関する規定は平成28年12月1日に遡及適用をいたします。第2条関係の扶養手当に関する規定及び勤勉手当の額に関する規定は、平成29年4月1日から施行することとしてございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第12 議案第79号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第12 議案第79号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 議案第79号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

今回の改正は、所得税法等の一部改正に伴い、村民税の分離課税の対象となる特例適用利子等及び特例適用配当等の所得額を、国民健康保険税算定のもととなる総所得金額に含めることとし

た内容でございます。

2枚おめくりをいただきまして、新旧対照表をお願いいたします。

改正後の附則におきまして、第10項及び第11項が新たに加わり、従来の第10項及び第11項が繰り下がるものでございます。

第10項では特例適用利子等を、その下、第11項では特例適用配当等を総所得金額に含めることとした改正条文となっております。

次のページをお願いいたします。

附則第1項の施行期日につきましては、法の施行日に合わせて平成29年1月1日としておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第13 議案第80号 白馬村税条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第13 議案第80号 白馬村税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林税務課参事。

参事兼税務課長（平林 豊君） 議案第80号 白馬村税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

所得税法等の一部を改正する法律が、平成28年3月31日に公布され、同法第8条により外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が行われたことに伴い、白馬村税条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表をごらんください。

主な改正点は、台湾の金融機関等を通じて日本国居住者が国内において支払いを受ける一定の利子所得及び配当所得に対し、住民税の所得割を分離課税する規定を定め、特例適用利子等または特例適用配当等について、他の所得と区分して分離課税100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する個人の村民税の所得割を課す特例を、第19条の9で定めたものであります。

また、この規定を追加することにより、第19条の10以降、条ずれ等を修正する等の規定も整備を行っております。

施行日は平成29年1月1日からであります。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第14 議案第81号 白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について

議長(北澤禎二郎君) 日程第14 議案第81号 白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長(山岸茂幸君) 議案第81号 白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

次のページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正は、下水道加入分担金への賦課替えを規定しております条項を削除するものでございます。

その裏面の新旧対照表をごらんください。

第6条は、加入分担金への賦課替えを規定する第1項ただし書きを削除し、同じく賦課替えを規定する第11条を削除するものであります。

附則の第1項といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行いたします。第2項といたしまして、白馬村公共下水道受益者負担金賠償判定審査会条例を廃止する旨の規定を、第3項、第4項は、賦課徴収に関する経過措置の規定を設けたものでございます。

説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。第8番、太田修議員。

第8番(太田 修君) 8番、太田修です。

議案第81号 加入分担金の廃止により、下水道受益者負担にかかわる条例を一部改正であります。

そこで、次についてお伺いいたします。

第6条におけるただし書き以降の対象地及び第11条対象地について、条例改正後にはどのような取り扱いになるのか、つまり下水道対象区域のままであるのか、また、将来の受益者負担金の賦課についてはどのようになるのかお伺いいたします。

あわせて、第11条は削除とありますが、賦課される加入分担金という債権は、平成29年4月1日以降もそのまま存続するのか。

また、過去の賦課替えによる分担金を支払った方に対して返金などの処置があるのか。

以上、お伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） ただいまの太田修議員からのご質問につきましてお答えをいたします。

第6条第1項ただし書き及び第11条に該当する土地の条例改正後の取り扱いについてであります。

まず、第11条該当地につきましては、既に受益者負担金を賦課していることから、排水区域内のままといたします。

次に、第6条第1項ただし書きに該当する土地につきましては、排水区域からの除外をしたいというように考えております。

なお、6条にただし書き規定を制定した当時、受益者負担金を賦課した土地のうち6条ただし書きに該当する土地を拾い上げ、該当する方に受益者負担金もしくは加入分担金のどちらかを選択していただく旨の通知を発送し、加入分担金を選択された方には当該土地分の受益者負担金を還付している経過もございます。この件につきましては、受益者負担金事務改善報告書に記載がある事項でございます。この土地につきましては、受益者負担金を賦課していることから、排水区域から除外はせずに排水区域内のままとする考えでおります。

次に、将来における受益者負担金の賦課についてであります。

11条該当地につきましては、既に受益者負担金を賦課していることから、時効となっている土地に対して改めて賦課することはできませんが、時効消滅とならない土地がある場合については徴収に努めてまいりたいと考えております。

6条ただし書き該当地のうち、受益者負担金を還付し加入分担金を選択された土地につきましても、賦課することはできませんので、排水区域内とするものであります。それ以外の土地につきましては、排水区域外とした場合につきましては、区域外流入分担金条例に基づく分担金を賦課する考えでおります。

次に、改正条例の施行以後、加入分担金という債権は存在するのかというご質問であります、附則の第4項において経過措置の規定をしております。これは、改正条例の施行日前に賦課した加入分担金の徴収について経過措置を設け、徴収を行うことを可能とする内容でございます。現段階で分納制約をしているものが1件あり、また、改正条例の施行日前に賦課案件が発生しその納期限が施行日以降となる場合を想定しての規定でございます。

加入分担金は下水道への接続をしようとする段階で債権が発生するものですので、分納分が完納し、また新たな賦課案件が発生しない場合は債権はないこととなるものと考えております。

なお、今回上程しております条例の一部改正の施行に合わせまして、白馬村下水道加入分担金徴収規則の廃止を行うものであります。

最後になりますが、納付された加入分担金を還付するか否かというご質問であります。

この件につきましては、今後理事者と協議をする中で方針を定めて決定していきたいというように考えております。

答弁は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。

太田議員、質疑はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 非常に、6条並びに11条の対象地の関係でございますけれども、二重賦課になるかならないかというところが非常に問題点になっているのではないかと思います。このところ、もう一度具体的にお伺いしてよろしいですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 二重賦課の関係であります。まず、第11条につきましては、既に受益者負担金を賦課している経過がございますので、改めて賦課することはできないものと考えております。

それから、6条第1項ただし書きに規定をする土地につきましては、排水賦課対象区域の内外であるかという点も踏まえてはありますけれども、基本的には排水区域外という処置をしたいというふうに考えておりますので、根本的に都市計画法と地方自治法といった大きな制度の違いがございますので、区域外流入分担金については賦課徴収できるというふうに考えております。この点については、施行日までに誤りがないように確認をして進めてまいりたいというように考えております。

なお、11条につきましては、賦課外規定を削除した段階で、先ほど答弁もいたしました、時効消滅をしていない債権がある場合については徴収に努めてまいりたいというように考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。

太田議員、質疑はありますか。太田議員。

第8番（太田 修君） この件につきまして、一般村民及び対象者への説明と周知をどのように考えているのか、その辺についてお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 以前、村長からのご説明があったと、話の中で答弁があったと思いますが、今回11条賦課外地の規定を削除することによりまして、損失といったものもあらわれてまいりますので、大きく全地区を対象に説明会といったものを、条例が可決された以降順次計画をしてまいりたいと思いますが、ウインターシーズンということもありますので、南北中というような小さくくりの中にするのか、1回でどのようにするのかということも踏まえて理事者と協議する中、説明会は開催したいというように考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） すみません。議員の方にお伺いしたいところではありますが、議員の質疑は3回までということになっておりますが、通告をしたものを中心に質疑をするようお願いいたします。

他に質疑はありますか。第2番、津滝俊幸議員。

第2番（津滝俊幸君） 2番、津滝俊幸です。

議案第81号についてお伺いしたいと思います。

今回の条例改正で、6条、11条それぞれ改正の対象となっている加入分担金の件数及び金額をお伺いします。

さらに、11条については、過去に徴収した件数並びに金額もお伺いしたいと思います。よろしくお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 津滝俊幸議員のご質問につきましてお答えいたします。

まず、6条第1項ただし書き及び第11条に該当する土地の面積と金額についてであります。第6条ただし書きに該当する方は182人、筆数は284筆、面積は19万7,519平方メートル、第11条に該当する方は130名で、筆数は318筆、面積は12万2,276平方メートルでございます。

次に、金額であります。6条ただし書きは1名の納付者がいらっしゃいますので、その分を除きますと、1億7,730万2,100円、11条は受益者負担金を一部でも納付された方についてはその金額を控除いたしますので、7,802万8,050円となります。

次に、11条該当地で加入分担金を徴収した件数と金額であります。納めていただきました方は6名で、金額は670万6,800円でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） この条例改正により、現在加入分担金についてはどのようになるか。

それから、さらには山林原野で今徴収されたものの話がありましたが、この返金があればどのようにするのか、その辺もお伺いしたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） まず最初に、山林原野の関係であります。当時13年に施行されたただし書きを規定する条例を施行する前段で、山林または山林の形状をなしている原野または1,000平米以上を超える建物のない社会体育施設を所有する方につきましては還付を行っております。それは、受益者負担金を納入されている方の中で意思決定をされた方のものでございますので、そのように処理をさせていただいております。

また、6条及び11条賦課外地で加入分担金を納入した方への還付につきましては、先ほど太田修議員にお答えしたとおり、今後理事者と協議する中で方針を固めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。

津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 最後の質問になりますが、この件に関しましては既に裁判を行なっておりまして、ただいま係争中ということなのですが、この新聞報道等にもありましたけれども、判決の結果により条例の改正の方向性について、その裁判如何に関係ないというようなコメントも載っていましたけれども、改めてそのところをお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 裁判と今回の改正というものは、前から裁判は裁判、そして、条例改正は条例改正ということでご説明させていただいたところであります。

今回、仮に加入分担金制度について裁判上否定されるものでないということでありまして、村といたしましては事務改善報告書に基づく検証または個別検証の中で、非常に法令に抵触するおそれがあるといったような指摘もいただいておりますので、改正は改正として廃止をするということで進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。議員の質疑は3回となりましたので、質疑を終結いたします。

他に質疑はありませんか。第1番、加藤亮輔議員。

第1番（加藤亮輔君） 1番、加藤亮輔です。

議案の81号について質問させていただきます。

この議案の改正については、本年度も3月議会のときにも打診があったと。そのときは9本の条例を改正したり一部改正するという方向で話し合いをいたしました。

また、9月議会のときには3本の条例について廃止、一部改正するというような提案と議論をいたしました。

今回1本の受益者負担金の一部改正ということになるんですが、この受益者負担金の改正をすることによって、加入分担金のところをなくすことによって、ほかの条例にもどうしても改正を必要と迫られるところが私はあると思うんですけれども、そのところは改正をしないのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 加藤議員のご質問につきましてお答えいたします。

今回上程いたしました条例の一部改正に合わせて、加入分担金徴収規則を廃止するようになります。廃止をいたします。

加入分担金徴収規則の廃止の施行日につきましては、条例の一部改正と合わせまして、平成29年4月1日を施行日とするものであります。

条例関係では、区域外流入分担金の徴収に関する条例につきましては、排水区域の変更手続の関係から継続をさせていただきたいと考えております。

規則、要綱関係では、区域外流入分担金に関する規則は条例を存続させることから、規則につきましても存続をさせ、農業集落排水事業で整備しました東部地区を公共下水道へ統合する際に制定いたしました規則につきましては廃止をし、区域外流入を認めた場合の工事費に対する補助を定めました区域外排除に係る排水設備設置等補助金交付要綱については廃止する方向で考えております。

また、私道共同排水設備等補助金交付要綱につきましては、補助対象者を限定する一部改正を行なった上で、この要綱につきましては継続する考えでおります。

また、今後事務を進める中、または制度上問題がある点が新たに出てきた場合につきましては、議員の皆様にご相談をする中、条例を改正していきたいというように考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。

加藤議員、質疑ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 加入分担規則なども改正していくという報告もありましたけれども、それは大体いつごろを予定しているんですか。お伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 加入分担金の規則につきましては、今回の条例改正の施行日と合わせまして、平成29年4月1日で廃止をするというものでございます。加入分担金につきましては、4月1日以降は廃止ということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。

加藤議員、質疑ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 最後ですけれども、加入分担金を廃止することなんですけれども、この廃止をするに至った理由としては、先ほどもちょっと述べられましたが、白馬村が下水道関係に指導を受けている日本下水道事業団の加藤教授が指摘した、やはり地方自治法に抵触するおそれがあるということも原因になっているのかどうか。そこだけ確認しておきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） ただいまのご質問につきましてお答えいたします。

下水道事業団研修センターからの個別指導による指摘も当然視野に入れての改正ですし、排水区域内には現在受益者負担金のほかに加入分担金といった２つの制度がございます。この制度の存続によりまして、村民の皆様を始め、担当する事務職員でさえ、そのどちらを選択すべきかといったところで誤りがあった経過もございます。そういったことを踏まえまして、加入分担金制度を廃止し、排水区域内は受益者負担金のみとしたいということからの改正でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。

議員の質疑が３回となりましたので、質疑を終結いたします。

他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第１５ 議案第８２号 平成２８年度白馬村一般会計補正予算（第４号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第１５ 議案第８２号 平成２８年度白馬村一般会計補正予算（第４号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第８２号 平成２８年度白馬村一般会計補正予算（第４号）につきましてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億６，０００万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を６９億１，５０８万８，０００円とするものであります。

８ページ、歳入明細をごらんください。

１１款分担金及び負担金１項１目社会福祉費負担金は、在宅福祉事業負担金として２３万１，０００の増額。

１３款国庫支出金の主なものは、２項２目社会福祉費補助金は、国の補正予算に伴い臨時福祉給付金事業補助金として２，４０２万１，０００円の増額。

４目土木費補助金は、震災復旧住宅購入費の減に伴い、社会資本整備総合交付金３，２１３万４，０００円の減額。国の補正予算に伴う村道の橋梁改修事業に防災安全交付金２，０２９万２，０００円の増額。

９ページ、６目小学校費補助金は、国の補正予算に伴う公立学校施設整備補助金として３，３２４万３，０００円の増額。

９１目農林業施設災害復旧補助金４０７万円の増額は、９月１７日から２０日にかけての豪雨による農地及び農業施設の災害復旧によるものです。

１４款県支出金の主なものは、２項４目農業費補助金は落倉水路改修事業の事業中止に伴い、農業基盤整備促進補助金６１０万４，０００円の減額。

10ページ、9目土木費補助金は震災復旧住宅購入費の減に伴い、被災者向け公営住宅建設促進事業補助金580万6,000円の減額。

16款寄附金1項1目一般寄附金は、ふるさと白馬村を応援する寄附金5,000万円の増額。

11ページ、19款諸収入4項1目雑入の151万6,000円の増額は、小谷村からの負担分であります白馬高校支援事業負担金が主なものであります。

20款1項村債の2目総務債では、長野県の貸し付け方針が変更となり、借り入れ基準に満たなくなったため、長野県市町村振興資金1,630万円の減額。

3目一般単独事業債と4目地域活性化事業債の地域情報通信基盤整備は、ケーブルテレビ設備の更新事業で地方債の組み替えによる増減であります。

4目農林業債では、落倉水路改修事業の事業中止に伴い、一般補助施設整備等事業債農業基盤整備350万円の減額。

6目土木債では、国の補正予算による村道橋梁改良事業により、公共事業等債1,580万円の増額。震災復興住宅購入費の減に伴い、公営住宅建設事業債1,910万円の減額。

8目教育債では、国の補正予算による白馬中学校大規模改修事業として、学校教育施設等整備事業債9,120万円の増額。

9目災害復旧債では、9月の豪雨により被災した農地等の災害復旧として、農地農業用施設災害復旧事業債90万円の増額であります。

以上が特定財源で、8ページにお戻りをいただきたいと思います。一般財源といたしましては、9款1項1目普通交付税6,112万7,000円の増額。

10ページ、17款1項1目財政調整基金繰入金として3,284万1,000円の増額。

18款1項1目繰入金として136万9,000円を計上しております。

12ページからの歳出明細をごらんください。

初めに、各事業での人件費の増減の主な内容につきましては、人事院勧告や給与法等の改正に伴いまして、当村におきましても国に準拠し給与条例等の一部改正を本議会に提出しているところでございます。これに伴いまして、給与につきましては増額をしてございます。

2款1項1目一般管理事業は、2名分の嘱託職員報酬や郵便の増加などにより657万8,000円の増額。

13ページ、1項6目企画費、企画一般事業の業務委託料は、道の駅建設予定候補地選定業務の委託料として216万円の増額。

ふるさと納税事業は当初1億円から1億5,000万円のふるさと納税を見込み、その増額分5,000万円の返礼品やクレジット決済手数料などで1,998万円の増額。

白馬高校支援事業は、寮の舎監や公営塾の講師の社会保険料の増額、寮や公営塾の燃料費の増額となり、514万7,000円の増額。

14ページ、2項2目賦課徴収事業は、非木造複合体家屋の経年減点補正率の適用誤りと、法人の確定申告による住民税の還付金、還付加算金271万3,000円及び補填金200万6,000円の増額。

15ページ、3款1項2目老人福祉事業の老人福祉施設措置費85万7,000円の増額は、生活管理指導、短期宿泊事業の利用日数の増加によるものです。

16ページ、3目心身障がい者福祉事業は、自立支援給付及び児童福祉給付対象者の増加により1,092万円の増加。

18ページ、4項1目臨時福祉給付金事業2,402万4,000円の増額は、国の補正予算によるものであります。

4款1項1目環境衛生事業の水道事業会計補助金及び出資金の減額は、繰り出し基準の変更によるものです。

19ページ、2項1目塵芥処理事業の測量委託料75万6,000円の増額は、新リサイクルセンター周辺用地の測量委託料であります。

20ページ、5款1項4目農業基盤整備促進事業は、落倉水路改修の事業中止により1,000万円の減額。

22ページ、6款1項3目21観光戦略事業の観光振興負担金等349万9,000円の増額は、国の地方創生推進交付金の内示を受けた事業で、北アルプス三市村観光連絡会負担金、また、信州まつもと空港シャトル便の負担金などであります。

23ページ、7款2項3目村道改良国庫補助事業の4,430万円の増額は、国の補正予算に伴う補助事業として水神宮橋や伊勢宮橋等の修繕などです。

4項3目下水道事業の下水道事業特別会計繰出金1,170万4,000円の増額は、消費税確定申告による中間納付やマンホール修繕工事の増額によるものであります。

24ページ、5項3目村営住宅建設事業（震災復興）は、村営住宅の建設が完了し購入費が確定したことにより5,705万3,000円の減額。

8款1項2目常備消防費の北アルプス広域連合負担金159万1,000円の増額は、消防署本部庁舎の外壁塗装の工事の負担金であります。

25ページ、9款1項2目幼稚園就園奨励費補助事業は、補助対象事業の減により220万円の減額。

学校環境整備事業1億2,743万8,000円の増額は、平成29年度に予定しておりました白馬中学校の大規模改修事業を平成28年に前倒しするものであります。これは、国の補正予算に伴い、平成29年度予定事業の先行実施について国からの打診があったものであり、平成29年度は学校給食施設建設と中学校の大規模改造の2事業について国庫補助申請を計画しておりましたが、この補助金については国の新年度予算も厳しいという状況を聞いており、本年度か

ら財源を確保するというものであります。

26ページ、2項1目南小学校管理事業及び北小学校管理事業の増額は、両校ともにFF暖房機の修繕によるものであります。

27ページ、10款1項2目現年発生農地農業施設災害復旧事業補助585万2,000円の増額は、9月17日から20日にかけて豪雨により被災した農地及び農業施設の災害復旧費であります。

28ページ12款1項3目ふるさと納税基金事業は、ふるさと白馬村を応援する寄附金に基づく積立金として5,000万円を計上しております。

5ページにお戻りをいただきまして、地方債の追加及び変更は、第2表の地方債補正のとおりでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第16 議案第83号 平成28年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第16 議案第83号 平成28年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 議案第83号 平成28年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,170万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億7,158万1,000円とするものです。

5ページの歳入明細をごらんください。

4款1項1目一般会計繰入金1,170万4,000円の増額は、平成27年度の消費税額の確定等による支出予算の財源として増額するものであります。

裏面の6ページの歳出明細をごらんください。

1款1項1目一般管理費一般管理事業737万7,000円の増額は、人事院勧告による人件費のほか、平成27年度の消費税額の確定により当初予算を超える消費税額となったことによる増額。

2目施設管理費浄化センター維持管理事業86万4,000円の増額は、不具合が生じた浄化センター内の防火扉及び余剰汚泥引き抜き設定機の修繕に要する費用であります。

管渠維持管理事業150万2,000円の増額は、村道2路線ほか1路線の舗装工事及び県道

白馬岳線の舗装工事の延伸に伴い、下水道マンホールの高さ調整が必要となったことによるものであります。

1 款 2 項 1 目公共下水道建設費単独公共下水道事業 1 9 6 万 1, 0 0 0 円の増額は、人事院勧告による人件費のほか、区域外流入申請等の増加により共同排水設備設置等補助金を増額するものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第 1 7 議案第 8 4 号 平成 2 8 年度白馬村水道事業会計補正予算（第 3 号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第 1 7 議案第 8 4 号 平成 2 8 年度白馬村水道事業会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 議案第 8 4 号 平成 2 8 年度白馬村水道事業会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明をいたします。

第 2 条といたしまして、収益的収入の 1 款 1 項営業収益に 1 7 0 万円を追加し、2 項営業外収益を 7 万 9, 0 0 0 円減額。

収益的支出の 1 款 1 項営業費用に 2 5 5 万 5, 0 0 0 円を追加し、第 3 条として、予算第 4 条本文の括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を 8, 4 8 4 万 5, 0 0 0 円に改め、資本的収入の 1 款 5 項出資金を 6 8 万 2, 0 0 0 円減額。

第 4 条としまして、予算第 6 条に定めた職員給与費に 8 5 万 5, 0 0 0 円を追加するものです。

1 枚おめくりいただきまして、1 ページをごらんください。

収益的収入の 1 款 1 項 3 目その他営業収益 1 7 0 万円の増額は、新規水道加入金 1 7 件分を追加するもので、2 項 3 目補助金 7 万 9, 0 0 0 円の減額は、簡易水道の起債償還金利息に対する国が定める一般会計からの繰り出し基準が変更されたことに伴う減額でございます。

2 ページをごらんください。

収益的支出の 1 款 1 項 1 目浄水費 2 3 万 7, 0 0 0 円の増額と、4 目総係費 6 1 万 8, 0 0 0 円の増額は、人事院勧告などによる人件費を増額するもので、2 目配水及び給水費 1 7 0 万円は、冬の期間の水道施設の修繕を見込んだ工事請負費を増額するものでございます。

3 ページをごらんいただきたいと思います。

資本的収入 1 款 5 項 1 目出資金 6 8 万 2, 0 0 0 円の減額は、先ほども説明をいたしましたけれども、簡易水道の起債償還金、今度こちらのほうは元金になりますが、元金に対する国が定め

る一般会計からの繰り出し基準が変更されたことに伴う減額でございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっています議案第73号から議案第84号までは、お手元に配付いたしました平成28年第4回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号から議案第84号までは、常任委員会等付託書のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

これで本定例会第1日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日から12月11日までを休会とし、12月12日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、明日から12月11日までを休会とし、12月12日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午前11時45分

平成28年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成28年12月12日（月）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

平成28年第4回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 平成28年12月12日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤 亮 輔	第7番	横 田 孝 穂
第2番	津 滝 俊 幸	第8番	太 田 修
第3番	松 本 喜美人	第9番	田 中 榮 一
第4番	伊 藤 まゆみ	第10番	太 谷 正 治
第5番	太 田 正 治	第11番	篠 崎 久美子
第6番	太 田 伸 子	第12番	北 澤 禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下 川 正 剛	副 村 長	太 田 文 敏
教 育 長	横 川 宗 幸	総 務 課 長	吉 田 久 夫
参事兼税務課長	平 林 豊	観 光 課 長	篠 崎 孔 一
ス ポ ー ツ 課 長	松 澤 忠 明	会計管理者・室長	窪 田 高 枝
建 設 課 長	酒 井 洋	農 政 課 長	横 山 秋 一
健 康 福 祉 課 長	太 田 洋 一	上 下 水 道 課 長	山 岸 茂 幸
住 民 課 長	矢 口 俊 樹	教 育 課 長	横 川 辰 彦
総務課長補佐兼総務係長	田 中 克 俊		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 山 岸 俊 幸

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成28年第4回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は9名です。本日は、通告された方のうち5名の一般質問を行います。

質問される議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は、議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を許します。第4番伊藤まゆみ議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 4番伊藤まゆみです。

ひとまず雪が降りまして、ほっとしております。このように順調に降雪があることを、ただひたすら祈るばかりであります。

時間も限られておりますので、まず1問目から始めさせていただきたいと思います。

まず、1番目、総合戦略について。

①2016年以降は、総合戦略に基づき、PDCA（Plan（計画）・Do（実行）・Check（検証）・Action（改善））サイクルで効果を検証することになっているはずですが、現在までの状況、今後の予定を伺いたいと思います。

2番目、総合戦略の中にあります基本目標1「地域の資源と人を活かした『しごと』を創出する」の新規正規雇用者平成31年度目標値が50名となっております。どのようにこの数字を導き出したのかを伺います。

3番目、前回、前々回の私の一般質問で、開発基準の規制緩和は、雇用の創出、通年雇用につながるといった趣旨で答弁されていたかと思います。規制緩和に当たりまして、どのような業種もしくは産業が、どのくらいの規模で域外（村外）から参入し、その結果、上記の正規雇用者目標に対しましてどの程度達成するか、その数値を示していただければありがたいと思っております。

す。括弧内に「口頭でなく、紙媒体で全員に配付していただければありがたい」とありますが、今でなく、後日、紙媒体でいただければ結構でございます。

4 番目、総合戦略の「施策の展開」の中には、開発規制を緩和して雇用につなげるという内容の施策が入っておりません。この総合戦略が策定された昨年、開発規制の緩和は施策ではなかったということになりますが、いつどのように規制緩和が産業の活性化と雇用につながるという施策になったのかを伺いたいと思います。

5 番目、基本施策 5 に「道の駅を建設し、総合観光情報の発信地として、さらに地元の特産品・農産物・林産物の集中管理機能を持たせ地域循環経済の中心とします」とありますが、建設予定日あるいは日程ですとか財源、また、現在の道の駅を拡大するのか、あるいは新たに場所を選定するのかを伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 伊藤まゆみ議員には、2 点について通告されております。

まず初めに、総合戦略について 5 つの項目のご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

最初に、総合戦略にかかわるプラン・ドゥ・チェック・アクションの検証についてであります。年度末から新年度当初にかけて各課で検証していく予定であり、このことは平成 29 年度庁内予算説明会の際には説明をしたところであります。白馬村版総合戦略や第 5 次総合計画には、可能な限り K P I という重要業績評価指標を設けておりますし、P D C A は、行政計画に限らず通常業務においても習慣としていきたいと思っております。K P I は、事業の進捗状況により大きく左右される部分がありますが、目標が達成できなかった場合は、達成できなかった原因や課題を明らかにすることが必要であります。仮に目標を達成できた場合には、達成できた原因を探り、さらに改善する余地はないかを考えることとなりますが、計画期間における進行管理はしっかりと行ってまいります。

2 点目の基本目標 1 「地域の資源と人を活かした『しごと』を創出する」の目標値の根拠についてであります。村内の索道企業などに新規雇用者の聞き取りを行った平成 26 年の基準値 30 人に対し、5 年後の平成 31 年には 50 人としております。20 名の増加分は期待値として掲げたものでありますが、地方創生の方向性は、国は地域における安定した雇用を創出する、県は地域の資源・人材を生かした産業構造を構築することにより仕事と収入を確保するということを示しております。観光が主産業である本村では、観光業の雇用確保を中心に、官民がともに取り組む必要があります。地域で学んだ子どもたちが将来的に地域に戻り、地域を支える人材として活躍していただけることが最善であります。賃金面等では都市部との差もあることは事実であります。一旦村外企業等に就職をしても、行く行くは白馬村に戻ろうと思ったときのために、

就職や創業面でのサポートを商工会や高校と連携をし取り組んでいきたいと考えております。

3点目及び4点目の開発基準の規制緩和による雇用創出や、通年雇用につながる、また、産業の活性化と雇用につながるといった点のご質問は、関連がありますのでまとめて答弁をさせていただきます。

なお、伊藤議員の言う開発規制緩和が白馬村環境基本条例のことを指しているとするれば、環境審議会へ諮問させていただいており、審議会において調査、審議中ということのご理解をお願いいたします。

そこで、伊藤議員からは、9月一般質問のときにも触れさせていただきましたが、白馬村における基幹産業は観光であることは、白馬村内外の多くの方々が認めているところでもあります。白馬村観光地経営計画策定の経過において、産業・経済の活性化に関する戦略として「宿泊施設の減少している現況の中で新しい投資を呼び込む施策を盛り込むべきである」、宿泊施設のサービス形態見直しや多様化を図る上では、例えば今の宿泊施設で欠けているものは何かという現状認識を入り口として、「中核となる国際級のリゾートのホテルがあったほうがよい」とか「宿泊施設の戦略的ビジョンが必要である」といった意見が出されたことを踏まえながら、外部からの新規の宿泊施設の参入に関するルールの適切な見直しについても検討することを計画に盛り込んだ経過があります。

このように、新しい白馬の観光を創造していかなければなりません、山岳景観を生かした滞在型観光と国際化と、白馬村に合ったグレードの高い観光を求め取り組むことが、観光地経営計画の課題と可能性や戦略と合致しているところでもあります。これらの考え方は、総合戦略とは若干策定期間がずれたこともあり、第5次総合計画策定時に各種個別計画との整合性を図るという作業過程において、観光地経営計画から出された意見を施策として踏襲していることから、伊藤議員ご指摘の総合戦略には文言として出てきていないということです。

ただし、総合戦略とは、本村における今後の人口減少に対応するとともに、住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある村を維持するための考え方を示しているもので、これらの考え方からすると、規制緩和を行うか否かはともかくとして、どの程度の業種や規模を見込むのかなどは、先ほどの質問と同様、観光産業の発展を期待するものであり、数値的資料はございませんが、何よりもグリーンシーズンの観光振興が本村の発展につながることを喫緊の課題であることは、誰もが願っているものと思います。

最後に、道の駅の建設について、現在の道の駅を拡充するのか、新たな場所に建設するのか、これに関連する建設予定、日程や財源についてのご質問であります。現在の道の駅は、主要建物が平成6年3月に産地形成促進施設として建築をし、平成8年に道の駅白馬の認定を受けたものであります。道の駅といえば、今や自治体の顔とも言えますが、本村では、駐車場の収容能力が極めて低く、白馬にお越しいただいたのに、白馬の山々が見えないといった意見も、計画審議

委員から提言されております。

本村で求められる道の駅の姿は、総合観光情報の発信基地として、さらに地元の特産品・農産物・林産物の集中管理機能を持たせた地域循環経済の中心となることです。したがって、現在の道の駅を拡大という考え方ではなく、新たな道の駅といった具体的な事業について白馬村総合戦略にも位置づけられたことから、今年度に入り庁内関係課の担当課長、担当係長及び道の駅支配人経験者から組織する道の駅複合施設建設方針検討庁内委員会で、場所、規模、機能について検討するよう指示をいたしました。

事業実施に向けた手法については、官民連携手法について検討しており、整備についても財政負担が軽減されるよう、民間の資金などの活用となる官民連携事業の手法を想定しているものです。この考え方は、国では極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設などの整備などを進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設などの整備などに民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様なPPP・PFI手法を拡大することが必要とし、経済財政運営と改革の基本方針2015においても、PPP・PFI手法について、地域の実情を踏まえ導入を優先的に検討することが必要とし、PPP・PFI手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえつつ適用を拡大していくこととしています。

具体的な道の駅実施時期については、現時点では未定ですが、国の官民連携調査事業という提案型制度がありますので、村内の複数考えられる候補地について、一本化への判断材料とするための調査費として今議会に調査委託料を計上しているところであります。調査事業は、市場性の有無や実現可能性、アイデアなどを把握する目的で行う事業発案時の官民対話と、事業案策定後に公募に向けた条件を整理する目的で行う公募条件検討時の官民対話があります。詳細につきましては今後になります。

以上で、伊藤まゆみ議員の1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） ご答弁ありがとうございました。

まず、総合戦略とはどういうことかということなんですが、総合戦略は、人口が減少していく時代において、東京への一極集中という課題に対応するために、地方での人口減少の負のスパイラルに歯どめをかけ、好循環を確立する取り組みであります。当村のように、割と若い人たちが移住してきている状況、特に最近では冬のインバウンド関連が盛んであることから、一概に人口が減少すると言われてもびんどこないとか、我が村は関係ないと思ってしまう住民の方も結構いるのではないかと思います。

この地方創生のもとになったのは自治体消滅論で、白馬村もその消滅自治体に名を連ねてしまったわけではありますが、実は自治体は、たとえ住民が一人になったとしても消滅はいたしません。

消滅するときは、みずから手を挙げて合併するときであります。しかし、自治体は消滅しなくても、集落は人が住まなくなれば消滅の危機が訪れます。当村は、行政区（集落）が30あるわけですが、集落ごとの人口分析、予測まで含んだものをしてあるかどうか。してある、ないという答えでお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 各地区の人口推計を行っているかというご質問であります、各地区における推計というのは行ってございません。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） この各地区の集計がとても大切だというふうに、私が最近読んだ「田園回帰1%戦略」という本があるんですが、藤山浩先生、その方が農文協から出した本なんですけれども、こちらに書いてありました。

まず、その本に書いてあったことなんですが、なぜ地方は衰退するかということなんですが、この半世紀にわたって昭和一桁世代が中山間地域の主力世代であったわけですが、その世代は、大正世代の方たちが戦争に行かれて命をたくさん落とされた。その方たちの後を引き継ぎ、戦後の農地解放などで農地や産業を手に入れたということでもあります。この昭和一桁世代が中心となり、中山間地域に自主と自立が成立した稀有な時代と先生は言っております。この世代が地元で踏みとどまり、社会と産業と文化を担ってきたわけでもあります。2015年は、昭和一桁世代が全員80代になり、2020年には2010年と比べ半減する見込みだそうです。この昭和一桁世代の大量引退が地域人口全体の縮小に拍車をかけようとしている。この引退に伴う持続性危機が中山間地域の2015年危機であるというふうに先生は述べております。当村の全体的な人口減少問題とは少し違うかもしれませんが、行政区単位で考えれば、先ほどお話ししましたように、この考え方が当てはまる場所もあるのではないかと。しつこいようですが、先ほど申しましたように、自治体は消滅しませんが、集落として存続できなくなる可能性、そういったことが、昭和一桁世代がほぼ姿を消し始める2020年代には危機として訪れるのではないかと。ということでもあります。

そこで、地方の活性化として集落支援を専門とする職員を配置する集落支援制度ができるということでもありますけれども、こういった人口予測を住民に知らせると同時に、どの世代がどのくらい移住すれば集落が持続可能か、支援員と一緒に膝を交えて考えていくきめの細かい支援をすべきと私は考えるんですが、どう思われますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 伊藤議員言われますように、各集落の力というものも確かに必要かと思えます。今、各集落においては、75歳以上の限界集落というところも、かつては取り沙汰されたこともございまして、地域にどういう課題があるのか、そこら辺を支援していくということで、

各地区懇談会の中で集落支援員を配置していきたいという考えに基づいてるものでございます。

具体的な内容につきましては、懇談会終わりました、それぞれの地域で支援員に期待する内容というものは若干違う部分がありますので、そこら辺の共通項、または、特に小規模集落においてはどういうことができるのか、その辺につきましては今後詰めて住民の方にも周知してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 各集落には、皆さんそれぞれユニークな変わった行事ですか、文化・伝統が根づいているわけであります。食文化もそうだと思います。例えば、青鬼なんかは火を起こすお祭りがあるとか、そういったものを絶やさない、検証していくという考え方が、私は今後の白馬の観光にとっても必要ではないかと思っております。

今までなぜ、いろいろな活性化案が国から出されていたわけですが、全然機能しなかった。補助金も受け取っていると思うんですけども、なぜ地方が活性化できなかったというところでありますが、まず、行政が主体となって箱物建設が中心だったという、住民はある意味、蚊帳の外であって、住民交えて一緒に考えるということをしていなかったと私は思っております。地域人口ビジョンは、地域住民が主体的につくっていくと、実際の受け入れ体制が機能しないとこの先生は言っております。地区ごと人口予測と必要な定住増加組数の一覧表を、市町村役場でまずつくるべきだと。そういった定住人口の増加を支える具体的な地域戦略が極めて重要になってくると。そういったものがないと、まさに絵に描いた餅になってしまうぞということを先生はおっしゃっております。

それで、先ほど2つ目の仕事の創出のところですが、このところで仕事を創出するということに、いつも当村の場合は景観を生かした観光と、今回農業というのが出てこなかったわけですが、農業ということが言われるわけですが、観光と農業がどうリンクしているかということはずごく大切なことだと思います。

それで、平成26年の基準値が30人で、1.5倍に5年間ですということなんでありますが、こちらの白馬村総合戦略の資料の10ページ、ここにあります下のほうのグラフなんです、産業別就業者構成比というのが、全国、長野、白馬村とあるわけですが、白馬村の第3次産業、こちらの比率がすごく高いわけですね。それで、全国とか長野県に比べても、1次産業が、全国は4.2%なんです、長野県と比べると割合がかなり低い。2次産業も、全国、長野県と比べると割合が低いということなんです。

ここで私がお聞きしたかったのは、なぜ基本目標のところに新規正規雇用者となっているかというところなんです。新規正規雇用者というのは企業で働くことが前提で、需要という概念、需要ということが念頭に入っているわけですね。多くの専門の方が地方圏の働き方を研究

されておりまして、ことしの３月に議会の研修会で講演をされた牧瀬稔先生もその一人であります。先生によると、職員の中にはそこに参加された方たちはおられるので知っていると思うんですが、独身者が結婚するのには年収３００万円の壁があるということです。３００万円を境に未婚・既婚の率に差が出る。地方圏で３００万円を稼げる職場は、銀行、ＪＡ、公務員だけだそうです。１カ所で３００万円は稼げないけれども、１５０万は多々ある。何カ所かで３００万円になる仕組みをつくる、このあっせん方法を村がやっていくと。その仕組みをつくるのが、村にも求められているわけではありますが、これについてどのような案をお持ちなのかということをお聞きしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 伊藤議員からは、新規の雇用者数ということで、これの雇用という言葉でいくと、企業等の雇用ではないかというようなお話として理解してお答えさせていただきますが、総合戦略の中でも、有効求人倍率というような数値のＫＰＩの設定を最初はさせていただきました。ただ、これだと実効性の数が見えないということと、季節、時期によっては有効求人倍率が高いということもあり、具体的に数値で示したほうがいいということで、経営計画審議会の委員の中からも意見が出されまして、新規正規雇用者数ということで基準値３０に対し５０人という設定をさせていただきました。

ただ、これについては、企業に従事するということだけでなく、基本的な方向としては、地域経済の活性化を図り、豊かな生活を実感できる活力のある村づくりのために、地域資源の特性を生かした年間を通じた安定的な雇用の場と雇用機会を創出しますということで、給与が１カ所だけでいくと３００万に到達するのは少ないというお話も出されましたが、できれば村とすれば、このような機会の創出に伴い雇用者を確保していきたいという考えのもとから、総合戦略として上げたということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

第４番（伊藤まゆみ君） こういった多くの、１カ所である程度家族を養える収入を得るというのではなくて、何カ所かでそれに到達するように工夫していくというような、同じようなことを言っておられる方が中島副知事ですね、長野県の。この前、白馬村で講演したときも、「半農半Ｘ」という、自然の中で自然を満喫しながら生活するスタイルということをおっしゃっていました。また、この８月に木崎の夏期大学で「農村再生」という子育て講義をされた明治大学農学部の小田切徳美教授も、同じように複数の仕事をかけ持つ生き方を提唱されておりました。ですから、一つにどうしても正規雇用というのにこだわらなくてもいいのではないかと私は思っております。

それで、小田切教授なんですけど、Ｉターンした人たちが最終的に移住を決意した理由なんです

けれども、仕事でも景観でもなくて、この地にこの人がいたから来た、だから安心して来られたということでありまして、その答えには本当にびっくりしました。そもそも移住しようとする人たちは自分たちに自信があると思われまして。それと、どこでも生活していける能力もあるんだと思います。白馬村の魅力をここで語り、ここに住むということに誇りと自信を持っていらっしゃる方が、村民にどれだけいるかということが定住につながるのではないかと、そのように私は思っております。

それで、そこで、先ほどの答弁いただきましたように、観光というのが、一つの——一つのといいますか、大切な産業でありますけれども、この観光をいかに再生するかということで、私、里山資本主義の藻谷浩介氏、それと観光カリスマの山田桂一郎氏が最近出されました「観光立国の正体」というのを読みました。そうしましたら、住んでよし、訪れてよしを実現するには、何より住民が地域に対する愛着や誇りを持てること、生活に対する満足度や充実感を増すことが基本、住民がみずからの手で地域の本質的な価値や魅力を取り戻すことが、地域再生の原点であるということであります。じゃ、どうやってやるのかといいますと、地域の問題・課題を明らかにするとか、現状把握と認識を新たにすることから始める、地域の理想の姿をビジョンとして明確化し、ギャップを埋めていくというような、そういうふうに進めるべきだと。当村でも観光地経営計画が同じような趣旨でつくられ、同じような形で進められていると思いますけれども、それでよろしいでしょうか、観光課長。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 伊藤議員のおっしゃるとおりだと思いますし、観光地経営計画の基本コンセプトは、「恵まれた自然、山と雪が育む生活・文化を未来に残すマウンテンリゾート・H a k u b a」、その裏には、お客さんにとってもいい地であり、住んでいる人にも居心地のいい地である、そういうところが根底になり、こういった目標像を掲げたところでございますので、そういった考え方については間違いはないというふうに認識しております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） ご答弁ありがとうございます。

しかし、ここでもう一つ注意しなくてはいけないことなんですけれども、過去に観光振興によって地域再生で失敗した例の多くは、観光事業者だけが集まって地域を変えようとしたこと、注意しなくてはいけないことは、目指すべきビジョンを観光リゾート都市としてのあり方に限定しないことというふうになっているんですね。地域の将来像が観光産業に特化した姿になればなるほど、多くの住民の同意や協力を得ることが難しくなるというふうにあります。そうすると、残念ながら、当村の観光地経営計画もこの失敗の部類に入るのではないかなどという危惧をしてしまうわけでありまして。

観光地経営計画で出た意見が、先ほど村長にもご答弁いただいた中にもあった、新しい宿泊施

設ができないので、投資を呼び込んで経営計画に入れるべきではないかといったような意見が出たということで、これが環境審議会の資料になっているわけであります。新規投資ですとか大型ホテルは雇用を生み出すのかということが大きな疑問に——疑問といいますか、命題というか、わからないところなんです、白馬にそのようなホテルがないというふうに村長がおっしゃっていた小谷村のグリーンプラザ白馬でありますけれども、こちらの従業員は118名、10月11日現在ですが、冬はおおよそ2倍になるそうであります。うち正社員は74名、正社員のうち小谷村出身の方、いわゆる現地採用は16名だそうです。それで、正社員比にすると21%、5人に1人の割合であります。パートの方は、パートになる方が結構いらっしゃらなくて、現地採用ばかりではないということであります。

そうしますと、一棟あのようなホテルが建てば、ほぼ目標値に達するわけでありますけれども、そうすると、一棟であれば基本条例を緩和しなくても、現状の規制の中では十分ではないかと思われるわけであります。ただし、ホテルの客室数は256部屋、収容人数は1,331人、16人を正規として現地採用するのに、これだけのホテルの大きさが必要となるわけであります。100人泊められるホテルなら13軒、50人規模の宿泊施設なら倍の26軒の人数を収容してしまうわけであります。単純計算しただけでも、50人規模の宿泊施設を2人で経営すれば、26軒掛ける2で52人の雇用が生まれることになるわけであります。これによって、こういった大型施設を建設することによって自営業者が減る可能性が非常に高いと思われますが、その点はどうお考えになりますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、伊藤議員からいろいろな質問が出ておりますけれども、私のほうから、第5次総合計画、今後10年間の方向性というものを基本理念として、「白馬の豊かさとは何か～多様であることから交流し学び合い成長する村～」としたところであります。白馬村には世界中の人を引きつける自然環境があり、多様な価値を持っていて、その土地の暮らしに根づいた歴史や文化が各地区に残っているわけであります。そしてまた、移住者や来訪者も含めた、白馬を愛する多様な立場の人たちがいるわけであります。

そんな中で、社会変化の影響を特に受けやすく、これまでも多くの変化に対応してきた白馬村であります。だからこそ、村内外からの多様性から学び合うことを意識し、さまざまな分野で多様性から学び合うことを意識し、白馬の豊かさを発見しながら成長をしていく、こういったことがこれからは非常に大事ではないかというふうに思っているところであります。そして、これからの10年間、白馬に集う皆さんが白馬の豊かさとは何かを問い続けることによって、激しい社会変化にお互いに知恵を出し合い、手を携えながら乗り越え、そして一人一人が豊かさを感じながら成長できる村づくりを推進していくという、そういった基本理念であります。先ほど伊藤議員、いろいろ村の今後ということに対して質問いたしましたけれども、そういった村づくりを

進めていく、そういう思いであります。

そしてまた、今、大型ホテルが云々という話がありましたけれども、伊藤議員からは9月の一般質問でもこういった質問をされております。そんな中で、環境審議会の関係については、審議会に今委ねているところではありますが、そういった動向を見ながらこれから判断してまいりたいというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 私も何度も質問させていただいております。というのは、これはすごく住民に影響があると思っているからであります。大切なことだ、だからやっていると思っております。

それで、行政が発信する情報というのはすごく重大だと思っているんですね。それで、9月の一般質問の答弁なんですが、白馬がグラウンドとして世界に通用すれば、宿泊、輸送、流通、建築、建設、飲食、農業、小売などの観光関連業種が活性化すれば、そういうふうに書いてあんですが、雇用賃金の状況が改善されるというふうにおっしゃっていたかと思います。行政がそう言えばそうなるのかな、そうしてくれるのかな、規制緩和したほうがいいかなというふうに思う住民もいらっしゃるわけでありまして。もしそうなったら誰が責任をとるのかな、そこが非常に曖昧になってしまうのではないかと、そこを危惧するわけでありまして。

それで、先ほど出しました山田桂一郎氏なんですが、彼がこの本で言っていることなんですが、今の日本の観光リゾート地に一番欠けているのが、地域内でお金を回す、地元で助け合うという意識だ。オフシーズンにホテルを改装・改築する際は、地元の工務店以外は使わない、できない部分は大きな建設会社に依頼する、そういうのが彼が住んでいるツェルマットの方針だそうであります。多少高くても地元から買う、とにかく地元の業者を育てるという共通した意識を持っているそうであります。今後、観光地における経済活性化は、国内各地で域内、要するに地元ですね。消費額をふやして加速度的に回すことができるかどうかで決まる、こう言い切っております。農林漁業や地場産業の就労者をふやすためにも、地産地消でなくて地消地産、消費するものはここで作るという考えで、手間暇かけた高付加価値商品や製品、今だけ、ここだけ、あなただけというものをサービス業や観光産業に提供していく、そういうことで地域内に落ちるお金をふやすことが大切だとおっしゃっております。

じゃ、どうすれば、またもう一つ観光が活性化するかというと、そのほかに時間消費を促すこと、域内消費額をアップさせること、とにかくここにいてもらうことだと。時間をここにいてもらう時間を長くするということらしいです。それともう一つ、人材育成ですね。プロを育てる、バイトのスキーインストラクターや登山ガイドじゃだめだよと。地元のことをよく知って、さらにアピールできる、そういった本物を育てていけないといけない、そんなようなこともおっしゃっておりました。

それで、ここの時間消費を促すことというのですが、そういったときに何が大切かというと、やはり大きなホテルだということ、みんな自分のところに抱え込んでしまうと。それで外に出さない。日本政策投資銀行の調査結果なんです、A、B、C、Dとありまして、バブル期に集客がふえた地域、減った地域、Cで近年集客数がふえている地域、Dで近年集客数が減っている地域という4つのカテゴリーで調査したそうであります。一貫して集客数が伸びているAとC、バブル期と近年ふえている。には、飛騨高山、草津、湯布院、上高地など、地域を挙げてまちづくりや活性化に取り組んでいる地域であるそうです。その反面、集客が落ちているBとD、バブル期に減った、最近も減っているというのには、箱根、伊香保、熱海、志賀高原など、大型ホテルや旅館ばかりが目につく古いタイプだそうです。何が違うか、先ほど申しましたように、ホテルのサイズとかもあると思うんですが、ツアー客に頼らざるを得ない、そういう状況になるそうです。ですので、全てここへ抱え込む。そういったことも熟知されて、こういった緩和、大型投資が必要だよと言っていらっしゃるんだと思いますけれども、たとえ雇用がふえたといっても、個々の旅館やホテルに泊まることが目的のお客様ばかりがふえて、そこのまち全体は寂れてしまうという状況に陥る、そのようにこの本では言っております。あるホテルのオーナーがおっしゃるには、一つのホテルや旅館で全て抱え込もうとする、要するにレストランとかバー、カラオケ、遊戯センターなど全て自分のホテルで賄ってしまおう、一人勝ちしようと。そうすると、お客さん、そのまちの中を歩かない、結局まち全体が寂れる。だめな観光地ほど、自分のところさえもうかればいいという事業者が多く、隣同士の足の引っ張り合いをする、そういうふうがこの本では言っております。

それで、先ほどの地域でいていただく時間を長くすることなんです、5番目の道の駅の建設ですけれども、ここの駐車場が狭いと。どういう方の駐車場かわかりませんが、バスでいらっしゃる方、とまれないのかなと思います。もしバスでいらっしゃるお客様を想定しているとしたら、そういう方たちは地域では歩かない。ですので、その辺は念頭に入れて、道の駅というものを考えていただきたいと思います。どういった方針をと、そこで道の駅で全部全てを賄えるようにすると、そこは潤うでしょう、確かに。ただ、まち全体としてはいかがかというのがわからない。

10月の研修で、群馬県の川場村というところに行ってきたんですけれども、そのレポートにも書いたわけなんですけれども、そもそもは道の駅ありきで始まったものではないらしくて、人口減少に危機感を持ち、交流人口の増加を図った都市交流事業が発端であるとのこととあります。そのため、消費者、すなわち世田谷区民という確立された顧客ベースがあって、誰のため、何のため、どうしたいがはっきりしております。この事業の目的は、川場村の共通認識として村民の中で共有されているのではないかと思います。この交流こそ文化であり、人間の生きざまだとする認識が意欲とプライドを醸成しているということとあります。住民の意欲とプライドの根底には、

川場村を何とかしたいというふるさとへの思いや、ふるさと愛があつて、田舎らしさを徹底的に残すことが、都会から来る人たちへのおもてなしにつながると考えている、そのように私は受けとめました。

同じように白馬村で道の駅だけをコピーしても、土台になる顧客やコンセプトが欠如していれば、うまくいくのかなといった疑問を感じるわけでありますけれども、ここで先ほどおっしゃいました特産品、農産物、林産物なんですが、白馬村独自の商品はどのくらいあるのかお聞きしたいかと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） 道の駅での地場産品の取り扱いについては総会資料があります。ただ、今手元にありませんので、後ほど答弁させていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） すみません、何かもっと本当は細かく切って質問しようと思ったんですが、ちょっと時間がなくなってしまったものですから、駆け足で行ってしまいました。

2つ目の村づくり、住民参加・情報開示についてを伺いたいと思います。

こちらのほうなんです、村づくりというところと住民参加、2行にしていたものですから、「村づくり、」というふうになっておりませんで、村づくり及び住民参加・情報開示についてということで、よろしくお願いいたします。

1番目、11月30日に住民が、開発基準見直しに関する要望書を村長と環境審議会会長宛てに提出しております。その要望の中に、村民が審議過程を知ることができるように審議会を公開するよう指導してください、また、変更の最終決定は全村民の理解を得てから行ってくださいという項目がありますが、この要望にどう対応されるか伺います。

2つ目ですが、現在の住民参加・情報開示のあり方は十分であるとお考えか伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 伊藤議員の2つ目の質問に対しての答弁をさせていただきます。

村づくり、住民参加・情報開示について、2つの項目のご質問をいただいております、最初のご質問の開発基準見直しに関する要望書の中の、村民が審議過程を知ることができるように審議会を公開するよう指導してほしい、また、変更の最終決定は全村民の理解を得てから行ってくださいとの要望の対応についてであります、私は、白馬村環境審議会に諮問をしている立場でありますので、審議会の調査、審議を見守る必要があります。第1回から第3回は公開、この2日に開催された第4回は、個人名や企業名に関連して建築物にかかわる情報をもとに審議することから非公開となり、第5回は、個別事例の確認が終了したことから公開の予定と聞いております。

が、審議会において適切に判断していただいているものと理解をしているところであります。

環境審議会に限らず、行政の会議は基本的には公開が望ましいと考えておりますが、場合によっては一部公開や非公開もやむを得ないと思います。これは県や他の自治体においても、原則公開としていても、個人情報を取り扱ったり公開により審議に著しい支障を生じると判断した場合など、長が会議に諮り非公開としていると聞いております。審議過程をお聞きすると意見は二分されており、非常に難しい案件について諮問したと思いますが、ぜひとも議論を重ねていただくことを切に願うところであります。

また、全村民の理解を得るということは、言葉で言うことは簡単であります、何事においても難しいことでありますので、総合的に考え判断してまいりたいというふうに思います。

次に、現在の住民参加・情報開示のあり方について十分かとのご質問でございますが、白馬村環境審議会のことを指しているという理解で答弁をさせていただきますが、環境審議会における住民参加・情報開示は適正だと思っております。意見が分かれている状況を考慮し、委員名や個人名、施設名は伏せた形ではありますが、会議録、資料はなるべく早くホームページに掲載するよう心がけているところであります。

伊藤議員の2問目の質問について答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は、答弁も含め、あと12分です。質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） ご答弁ありがとうございました。

2つ目の住民参加・開示は十分であるかということなんですが、村長のご答弁では十分だ、早く出しているというお答えだったかと思えますけれども、私は、その前の段階なんですけれども、こういった諮問をされているということを、審議会に諮問されているということを知っているのかということなんです。それで、こういうことが審議されているんだよというふうに話すと、知らないと言って皆さんが驚かれるんですね。そういうところで、たまたま皆さんが知る状況で、こういうところで話すとか、皆さんが、やっぱり情報の出し方というのに、決まってから理解を得るというのは方法が違うと思うんですね。方法といいますか、やり方が。なので、こういうふうに、こういうものが諮問されていて審議されているんだよということを、やはりその前に、決まる前に知らせていただきたい、そのように思います。

それで、1番目の要望書のほうなんですけれども、12月3日付の大系タイムスに記事が載っておりまして、住民の中には、開発に対して反対しているわけではないが、住民に不安があるというふうにおっしゃっているんですね。住民の不安って一体どういったものだったってお考えでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいまの議員の、住民の不安という点でございますが、諮問させてい

ただいている内容については大規模開発にかかわるものということで、諮問を審議会のほうにさせていただいておりますが、伊藤議員が言われているのは、緩和という言葉が常に前に出ておりますが、この辺についていろいろな意見があるというのは、先ほどの村長の答弁にもありましたとおりですので、それを今審議をし、今後どういうふうな方向にしていくのかというものを審議会の中でも議論していただきたいというところではありますが、その辺が住民の皆さんに見えていないということが、あえて不安ということであれば、そこら辺が不安の要素なのかなというふうに、これは私個人的ですけれども、お話を聞いている限りはそのような感じとして受けとめてございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 住民の不安ですけれども、なぜかという、審議会に出されていた資料も、緩和せよというようなものがメインだったかと思います。いろいろな意見があるんでしたら、こうして、もっと厳しくしてくれという意見も、両方同じような量を出してしかるべきだと私は思います。住民が何を不安に思っているかといいますと、自分たちの声が届かない、どういう決定されるかわからない、情報の収集できない、そういったことだと思います。だから、そういったことは、村長がよく言っていらっしゃる、「安心・安全な村」の言葉に反している、私はそう思っております。やはり皆さんが不満に思っていることは、なるべくなくしていく、そういった方向でお願いしたいと思います。

12月4日に、村づくりといいますか、百馬力という会が主催しました100年後の白馬を考えるシンポジウムというのがありました。あれだけの豪華なパネラーだったこともありまして、大変大勢の方が行かれまして、村長も参加されて大変喜んでいらしたのではないかと思います。特にふだんは講演を断っているというヤフーの宮坂社長の基調講演は、皆さん本当によかったと言っておりました。私もアンケートに、すばらしかったと書いた記憶があります。さすが大きなところの社長だけあるなと感心いたしました。

特に、社長の言葉の中にあった、「迷ったときに立ち返るのが、企業はなぜ存在するかという原点、理念、志、ミッション、使命で、何か成し遂げたい姿があることが大事だ。理念を信じてそこに向かって頑張る人がふえれば会社はうまくいく。白馬村の理念は、37年前につくられた村民憲章だ。うれしいことに、村民憲章にうたわれている内容がすばらしい。豊かな自然、風土を命と言い切る自治体は、そうない」、そういうふうにごく褒めてくださいました。そんなすばらしい理念を持つ村に住んでいることを誇らしく思いました。多分そう思ったのは私だけではないと思います。本当はここで村民憲章を読み上げればいいんですが、時間の関係もありますので、庁舎の前にすてきな石ので彫られてありますので、そちらのほうを見ていただければいいのかなと思っています。

ただ、先ほどの質問の中で引用しました本の著者の藤山先生が言っていたことでありますけれども、「今までの大規模集中化による経済成長一辺倒の社会システムは、人の暮らしも、地域も、資源も、使い捨てにされる構造である。この場合の使い捨てとは、今私たちが有しているものの継承や進化を考えず、次々と別の新しい暮らし、地域、資源、環境に乗りかえていく文明のあり方だ」と、戦後からずっと高度成長期に代表されるような、自然を壊し、使い捨てをする社会を私たちはずっと続けてきたわけであります。私もその一人であることに間違いのないわけでありまして、この理念を認識しながらこの村に住んでいたかなといえ、残念ながらノーであります。こういった村民憲章がある村に住んでいるというそのことだけで誇りに思う筋のものでもありません。守らないと、やはり価値がありません。宮坂社長は、「村の成功の定義は、村民憲章という理念、志に近づいたかが物差しである」と言われていました。「100年後、都会になり、人口が10倍になったら勝ちなのか、カジノを誘致して観光客が100倍になったら成功なのか、何かやるたびに問いかけることが大事」、そう言われていたと思います。そして、今、その問いかけをするときではないか。物差しを使って37年前と今と比べて、いい山が見えているのか。そして、環境基本条例の規制を緩和したら、私たちの理念、白馬村村民憲章に近づくのか、遠くなるのか、理念である白馬村村民憲章に沿っているのか。そうであれば緩和すべきだと思いますし、反しているのではあれば緩和すべきでない、そういうことだと思います。村長、緩和は村民憲章、村の理念に近づくと思われませんか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 伊藤まゆみ議員、今の質問は9月の答弁をさせていただきました。あえてここでまた重複されるかと思いますが、私のほうから、9月の答弁の答弁書を読ませていただきますが、私は、守るべきは守るというふうに申し上げているところであります。そんな中で世界に誇る白馬村の山岳景観そしてまた環境は、私は村を預かる長として当然の責務であるというふうに思っております。

そういった中で、最近是非常に観光も多様化してきております。非常に以前と違った状況が変わってきているわけでありまして、こういったことを含めて、今、環境審議会のほうへ諮問して、いろいろな意見があるということは私も十分承知しております。そんな中で、しっかりと議論をいただいて私のほうへ諮問をしていただく、そして最終的には私が判断して議会のほうにまた提案をさせていただきたい、こんなように思っております。

いろいろ先ほども言いましたけれども、いろいろの意見はあると十分私も承知しておりますが、緩和ありきではありませんので、そしてまた規制ありきではありません。審議会のほうでしっかりと議論をしていただいて、将来の白馬村がこれでよかったかというふうに、長として責任は当然あるわけでありまして、そんな対応をしてまいりたいというふうに思っております。

そしてまた、村民憲章、今、伊藤議員言われたとおり、役場の玄関の左側の石碑のところに村

民憲章が載っております。そういったことも、これからもう一度足元を見詰め直すという意味からも、我々も含めて村民の皆さんも、白馬村の村民憲章というものを再認識する必要があるというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 伊藤議員の質問時間は、答弁も含め、あと2分です。質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） たびたび聞くのには、先ほど申しましたように理由があるわけでありまして、やはり住民は不安に思っております。このところを私たち議員は酌み取って解消していかなければならない、そう思っております。

環境基本条例の規制に関しましては意見が分かれていると先ほども言われましたが、聞いております。講演依頼をほとんど受けないという宮坂社長が、わざわざ白馬のために講演に来てくださった、しかも村民であるとおっしゃっておりました。そんな白馬への思いに対しまして、5年後、10年後、30年後、また白馬に見えたとき、ああ、あのときの僕の思いが白馬に伝わった、あのとき来て本当によかったなと思ってもらえる白馬にしていきたい。それが、忙しい中、駆けつけてくれた宮坂社長に対する、私たち白馬村民の真のお返しだと思っております。そして、寝る間も惜しんであのシンポジウムのために頑張った若い人たち、百馬力の皆さん、まだ見ぬ100年後の村民のために、村民憲章を胸に、今よりいい白馬にしていきたい、そう思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） 先ほどの質問であります、特産品についての答弁漏れがありましたので、横山農政課長から発言を許可します。横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） すみません、先ほどの数字でございます。ただ、私ども農政課で把握しているのは、あくまで道の駅の中で私どもが事務局をしております地場産推進会の売上額ということをお願いしたいと思います。

平成27年で1,193万1,000円、その前の年が1,207万4,000円ということで約1,200万円であります。プラス、地場産で把握できているのは紫米の消費ということで6トン、仮に単価で割り返して掛けますと2,200万円程度かなと、紫米についてそのような数字は把握しております。以上です。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間は終了しましたので、第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時07分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第3番松本喜美人議員の一般質問を許します。第3番松本喜美人議員。

第3番（松本喜美人君） 3番議員の松本喜美人です。

先ほど伊藤議員のほうから冒頭の挨拶の中に、雪が山を白くしてほっとしたというご挨拶がございましたけれども、私は、昨シーズンと対比いたしますと、昨シーズンは11月27から28日に降雪がございまして、上部は既にオープンしておりました。そういう昨年の苦い経験を生かしますと、まだまだほっとできないというようなことが、いわゆる暖冬傾向なのかなということで、非常にまだ危惧してございますし、何とかもう少しまとまった降雪を願うものであります。

さて、本定例会の一般質問でありますけれども、道の駅構想では、さきの伊藤議員の質問と重複する部分があるかと思っておりますけれども、ご容赦をいただきまして早速に質問に入らせていただきたいと思います。

通告書に基づきまして、一般質問における提案事項の協議経過と結果について、村長公約の具現化に向けての2項目について質問をさせていただきます。

1項目めでございますけれども、白馬村議会議員として、任期4年のうち3年7カ月が経過し、残任期間が5カ月余りとなりました。定例会も、本定例会と来年の3月の定例会のみとなっております。そこで、私の一般質問の総括といたしまして、過去に下川村長に提案させていただいた事項のうち、私が重要と捉える次の3件について、協議経過と結果についてお伺いさせていただきます。

まず、1点目であります。

これは平成27年9月定例会で質問させていただきました白馬村の監査について、外部の監査法人による監査の導入はという質問でございます。そのときの答弁でありますけれども、外部監査には条例整備が必要であり、近隣の状況を見る中で監査委員からも意見聴取して研究したいという答弁でありました。

2点目であります。

平成28年6月の定例会で質問させていただきました除雪業者への寡雪時対応はという項目であります。このときの村長答弁であります、長野県は機械管理費を固定額で支払っており、近隣市町村の動向を見ながら現在検討しておりますという答弁をいただいております。

3点目であります。

同じく28年の6月定例会で質問させていただきました、基幹産業のウエートが高いスキー観光への暖冬対策についてでありますけれども、このときの村長答弁であります、寡雪時対応を検討する中で、人工降雪機稼働経費に対する助成や融資に対する利子補給の要望がありましたが、索道、宿泊、商工関係者等からも意見交換の場を設け、検討を進めたいという答弁をいただいております。

おりますが、この３点についての経過と結果についてお伺いさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 松本議員からは２点について通告をされております。

まず、一般質問の総括として松本議員が重要と捉えている３件についての協議経過と結果の質問について、順次答弁をさせていただきます。

最初に、白馬村の監査について、外部監査法人による監査導入はとの質問であります。平成２７年９月定例会でも答弁をさせていただきましたが、外部監査法人による監査導入については、地方自治法には第２５２条の３６に包括外部監査、２５２条の３９に個別外部監査が規定されており、市町村ではどちらの場合も条例を整備し、契約にはあらかじめ監査委員の意見を聞き、議会の議決が必要となるわけであります。地方自治体の業務は専門性が高くなり、直接業務にかかわる法令はもとより、民法など関連法の知識も求められる状況になってきておりますが、特に個別外部監査は、住民請求や長の請求の場合に契約するものであります。近年では公共下水道受益者負担金に関して長が請求したような事例もあり、その内容は広く法令・判例などを検証しなければならないものであります。

包括外部監査制度についての全国状況であります。また最新の発表はありませんが、総務省が行った地方公共団体における外部監査制度に関する調査結果（平成２４年度）では、平成２５年３月３１日時点で４７都道府県、２０の指定都市、４１の中核都市、１，６５８市町村、２３特別区の合計１，７８９団体を対象に調査をされました。都道府県、指定と及び中核市は、地方自治法上、包括外部監査契約を締結することが義務づけられておりますが、１０８団体であります。市町村で条例を制定しているところは、埼玉県所沢市、東京都港区、江東区、大田区、世田谷区、荒川区、八王子市及び町田市、岐阜県瑞浪市、大阪府枚方市及び八尾市並びに島根県出雲市の１２団体であり、地方公共団体合計で１２０団体が包括外部監査契約を締結しております。しかし、村では、条例を整備しているところはいまだない状況であります。その主な要因は、外部監査人としての資格者に公認会計士、弁護士、税理士等の契約によるもので、監査に要する費用が高額となるためと考えられます。そういう状況ではあります。条例化に向けての情報収集や研究は引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。

現在のところは、すぐに条例化を検討はしておりませんが、今後の公会計の改正等に対応して、県内及び近隣の状況を勘案し、監査委員からもご意見を聞きながら継続し研究してまいりたいというふうに考えております。

次に、除雪業者への寡雪対策時の対応についてであります。降雪が少なく除雪機械の稼働期間が極端に少ない場合であっても、除雪機械の車検・点検等の管理費用については一定の額が必要であることから、一部の業者から、機械管理費を年額の固定費で支払ってほしい旨の要望がありました。建設課では、除雪機械ごとに一定の機械管理費を組み込んだものを時間単価として定

め、時間単価を積み上げ、総額契約としております。基本的には単価契約でありますので、稼働時間に応じて変更契約を行い、精算をしているところであります。

機械管理費や待機補償の状況について近隣市町村の動向を調査したところ、出勤がなくても最低稼働時間を補償する町村や、大雪注意報や警報が発令された際に待機した場合のみ待機補償を支払う制度を設けている町村、機械管理費を固定費で支払うこととした町村がありました。また、長野県では機械管理費を年額の固定費で支払っているところであります。今年度につきましては、従来どおりの予算方針による予算編成にしたことと、お互いに検討、研究をすることとして従来どおりの契約をさせていただきましたが、現在の時間単価積み上げ方式よりも、固定費支払方式のほうが妥当であるかどうかは、平成29年度予算編成において検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、最後に、平成28年の6月定例会で質問した基幹産業のウエートが高いスキー観光への暖冬対策についてであります。6月の定例会で、スキー観光への暖冬対策については、私からの答弁として、索道関係者、宿泊事業者、商工関係者などからも意見交換の場を設けながら検討したい、再質問の中で、オールシーズン、お客様が来ていただけるような取り組みをしていかなければならないとお答えをいたしました。また、観光局の暖冬対策に対する質問には、代表理事である副村長から、観光メニューも開発していかなければならないとお答えをしたところであります。

松本議員からは、こうした答弁に対して、スノーマシン導入時の補助、借入金の利子補給、固定資産税の減免など、行政のバックアップについての業者の意見を十二分に聞いた上で、積極的な対応をお願いしたいと発言されました。

その後の経過であります。関係者との十分な意見交換には至っておりませんが、索道事業者とは、数社の事業者に対しての意見を伺ったところ、総じてスキー場への個の運営費補助よりも、スキー場共通の課題解決の支援や新規事業立ち上げ支援に対する要望が出されました。こうした状況を踏まえ、9月の補正予算で2次交通の充実のための負担を補正させていただいたところでありますし、本定例会に提出をした補正予算で、3市村観光連絡会への負担金も、フリーゲートシステムに関連した大北管内索道事業者との連携事業に対するものであります。

なお、小規模事業者に対する利子補給制度については、商工会とも相談しながら、村としての方針を決めてまいりたいというふうに考えております。

以上、1問目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。松本議員、質問ありませんか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） 詳細なる答弁をいただきまして、ありがとうございます。

村長のほうに再質問をさせていただきたいと思います。

まず、1項目めといいますか、1点目でありますけれども、外部監査の導入についてでありま

すけれども、この問題につきましては、私は、本村における特殊的な課題ということで、下水道問題が挙げられるのではないかなと思います。それで、平成13年3月定例会において、賦課替えの加入分担金を制度化し、今までに住民監査請求が2件、現在も司法の場、高裁において係争中という状況であります。これらにつきましては、行政に対する信頼を失墜させたのも事実ではないのかなと。このような問題を繰り返さないためにも、法令遵守の意味を再認識し、法令・判例に基づく監査を実施する監査法人の導入が私は必要ではないかと考えております。

それから、村長の答弁の中にもございましたけれども、近隣の動向でありますとか県下の状況でありますけれども、私は、こういう課題を抱えて、この3月定例会において条例改正の議案として提出されるわけでありまして、こういったこと、状況を踏まえるとするならば、専門家の立場の中で監査を受けていくという必要があるかと思えます。そういう点で、再度村長のお考えを伺いたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 松本議員からは、平成13年度の下水道の問題についての反省も踏まえ、監査法人を導入したらどうかという質問であります。下水道の問題については、今までもそれぞれ何回も議論、検討してきたところでありますけれども、当時、白馬村で下水道を導入したときには、町村の中でも本当にまれに見る村だというようなことで、政治的な対応をしたという、特にオリンピックがあったというようなことで、国からもそういった支援もあって、仕事が追いつかない、予算はどんどん来るといったような形の中で、白馬村全域を下水道事業の区域に入れたところであります。その中で、先ほど来のお話のように、ああいった問題があるからという話もございましたけれども、今の現時点では、そういったことは特別は考えてはおりませんけれども、ただ、ああいったことは当時の担当者の皆さん、理事者のほうも含めて、財源に苦慮した結果、ああいったこと、条例を制定したというふうに認識しているところであります。

いずれにいたしましても、条例に違反をするような、そういったことがないような、下水道ばかりじゃなくて、いろいろな村の条例を含めて、そういったことはしっかりと職員の中で対応できるものというふうに思っておりますので、またそういったことも、先ほどの答弁でも申し上げたとおり、そういった状況も想定しながら検討をしてみたいというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。松本議員、質問ありませんか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） ありがとうございます。

それでは、2点目でありますけれども、除雪業者への寡雪時対応であります。

先ほど村長答弁の中に、一応今シーズンにつきましては昨年度並みといいますか、昨年度と同じ、いわゆる時間による積算単価で、従来どおりの方式で契約を交わしたという説明をいただいたわけであります。

それで、前回のときも同じような質問といいますか、発言をさせていただいておるわけであり

ますけれども、実は昨シーズンの終了後に、私のところには数件の除雪事業者から、このような状況が続くと、この事業はとても継続できないというようなお話をいただいております。それから、私が村の時間の積算単価と県と村を比較した場合に、これは重機の大きさによって全て1時間当たりの単価が決められているようではありますが、ですから一概に県と村の単価対比というのは不可能でありますけれども、平均して考えといいますか、伺いますと、若干村のほうが5%ぐらい、県の除雪単価より村が低いというような結果が得られております。そういたしますと、県の場合には時間的な単価も高い、さらにはそこに固定費が負担されているということで、村と県では大きな差があるのかなというような感じであります。

それで、先ほど村長答弁の中に、29年度の予算査定の中で十分検討してまいりたいということであります。除雪事業というのは、前回は申し上げましたとおり、冬期間の村民の足の確保であり、基幹産業の観光においても欠かせない重要な事業と考えておりますので、ぜひ前向きな姿勢で検討いただきたいなというふうに考えておりますけれども、再度、村長のほうに、29年度の予算編成時に少し積極的な検討をいただきたいということで、対応について質問させていただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 松本議員、先ほどの答弁をしたとおりでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。松本議員、質問ありませんか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） ぜひ前向きにお願いいたしたいなと思います。

次に、スキー観光における降雪状況によつての助成ということでもあります。これにつきまして、先ほど村長答弁の中には、寡雪時においても、個々のスキー場よりも、村内2次交通の支援であるとか、今シーズンからスタートします共通のリフト券対応等々のところに重きを置きたいというようなことで答弁をいただきました。

それで、スキー観光につきましては、こういう時期になりますと一日一日の降雪状況で大変大きな経営状況というようなものが一変してくるわけでありまして、それから、もう一つ大事なところは、事業者だけの問題ではなくて、本村における多くの村民が、冬期間の雇用の場としてスキー場、スキー観光の関連事業所にシーズン雇用されているという、非常に冬期間、大変重要な就労の場というようなことであります。それで、何とも言えない部分でありますけれども、今シーズンがもし昨年と同じような、いわゆる本当に暖冬が来たのかなというような状況になるとするならば、本当に抜本的な対策というようなものが必要ではないのかなというふうに考えております。

この問題につきましては、村内の基幹産業の育成振興というのは、地域を存続していく、住民を明るく元気にする源泉であるわけでありまして、行政の責務と再認識していただき、きょう、

3点について今後さらなる研究検討ということで答弁をいただいておりますけれども、ぜひ前向きな踏み込んだ議論をお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

それでは、2項目めの村長公約の具現化に向けてに移らせていただきたいと思います。

下川村長は、平成26年8月に、観光振興、住民福祉、農業振興、教育文化の振興、行政組織の活性化の5項目の前進を公約として就任をいただき、直後の3カ月で神城断層地震に遭遇し、被災者最優先とした復旧・復興に取り組み、先月25日に震災復興住宅が竣工の運びとなり、これらに伴い復興関連事業も大きな節目を超えたと思われます。これからが公約実現に向けての本格的なスタートであり、平成29年度の予算編成期を踏まえ、公約の具体的推進事業のハードの分野について、基本構想等について伺います。

1点目であります。地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」の村内ルートに対応についてお尋ねします。

2点目、新「道の駅」構想について、場所、施設内容等についてお尋ねさせていただきます。

3点目、優良農地確保の圃場整備事業への取り組み状況についてお尋ねさせていただきます。

4点目、新図書館構想について、場所、施設内容等、この4点についてお伺いさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 松本議員の2点目の質問に対しての答弁させていただきますが、最初に、地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」の村内ルートに関する質問についてお答えします。

松本糸魚川連絡道路については、本年1月に、起点の安曇野インターチェンジ、仮称であります。から大町市街地の南までの計画案が示され、建設に向けて一步踏み出したことに、沿線地域として大きな期待を寄せているところであります。

長野県では、2月中旬より3月末にかけてパブリックコメントを実施し、6月には結果の公表がされました。パブリックコメントの結果、大町建設事務所管内では事業促進を求める意見が大半を占めておりましたが、安曇野建設事務所管内ではさまざまな意見が出されたことから、10月下旬より年内をめどに関係地区に入り説明会を実施中であります。大町市では、市街地南から北へ向かう市街地ルートの検討を開始しており、引き続き作業を実施中とのことであります。そして、小谷村雨中地区においては、将来の地域高規格道路の要件を満たす雨中月岡バイパス事業が進んでおります。現在はトンネル北側の坑口工事が行われており、小谷村役場の西側斜面の地滑り対策工事が終わり次第、本格的なトンネル工事に着手する方針と聞いておりますし、糸魚川市でも、西中地区においてバイパス事業が進んできております。

また、村内においても、将来の地域高規格道路の要件を満たすべく、白馬北工区と呼ばれる通地区の津川橋から立の間の方面へ下る国道の線形改良と改築が行われる方針であり、現在測量と設計に着手したところであります。来年度には交付金事業として新規事業化となるよう要望中で

あります。これ以外の白馬村内のルートにつきましては、大町市街地ルートの設定によるところも大きく影響をするところではありますが、必要な調査を進め、地域にとって最適な位置づけとなるよう整備のあり方を検討してまいりたいと考えております。

この道路は、日本海側と長野県中央部を結び、首都圏、中京圏へつながり、長野自動車道や北陸自動車道と一体となって広域的な道路ネットワークを形成する高規格道路であります。さらに北陸の新幹線や姫川港との連携により、地域の拠点性を高め、沿線地域の商工業や基幹産業の観光産業を発展させる「地域を育む道」であり、災害時の緊急輸送道路、また、迅速・確実な救急搬送の確保など命をつなぐ道として、地域住民にとって極めて重要な道路であります。議員各位を初め、関係する皆様におかれましては、建設の実現に向けてご尽力をいただいているところではありますが、災害に強く、安全で地域経済を育む高規格な路線として一日も早く整備されるため、引き続き全力を挙げて、地域一丸となって連携し取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の新「道の駅」構想の場所や施設内容についてですが、先ほど伊藤議員の一般質問でも説明、答弁させていただきましたが、重複する部分が多くなりますが、本村で求められる道の駅の姿は、総合観光情報の発信基地として、さらに地元の特産品、農産物、林産物の集中管理機能を持たせた地域循環経済の中心となる施設が必要であります。

事業実施に向けた手法については官民連携手法について検討をしており、整備についても財政負担が軽減されるよう民間の資金などの活用となる官民連携事業の手法を想定しているものであります。特に、場所につきましては、庁内関係課の担当課長、担当係長及び道の駅支配人経験者から組織する道の駅複合施設建設方針検討庁内委員会で、場所、規模、機能について検討するよう指示をし、検討を重ねてまいりましたが、特に候補地の絞り込みについては困難を極めており、庁内の委員による絞り込みは断念にし、村内の複数考えられる候補地について一本化への判断材料とするための調査費として、今議会に調査委託料を計上しているところであります。施設内容につきましても、調査事業を活用し、市場性の有無や実現可能性、アイデア等を把握する目的で行う事業発案時の官民対話と、事業案策定後に公募に向けた条件を整理する目的で行う公募条件検討時の官民対話により、官民連携の実現性可能な複合施設として進めてまいりたいというふうに考えております。

平成29年度予算編成や国の提案事業の公募もこれからであり、具体的なことはお話しできる段階ではありませんが、財政状況も踏まえて可能性を探っているところであります。

3つ目の優良農地確保の圃場整備事業の取り組み状況についてであります。昨年度は、震災復旧最優先で事業を中断せざるを得ませんでした。今年度、事業導入に向けて取り組んでいるところであります。

具体的な状況であります。現在圃場整備事業を強く要望している地域は、北城南部と新田を中心とする2つの地域があります。このうち北城南部は、昨年度対象地域の地権者、耕作者への

事業へ対する賛否のアンケートが終了し、おおむね前向きであるという結果のもと、今年度改めて関係地区の農業委員、農家代表、議員を集め、会議を３回開き事業推進を確認したため、議会初日の挨拶でも触れさせていただきましたが、打ち合わせメンバーに地域内の認定農業者、区長などを加え、１１月２４日に事業推進協議会を立ち上げました。これから春にかけて地域の合意形成を図るべく、地域ごとの説明会を行っていくこととし、平成３０年度の事業着手を目標に、平成２９年度は事業採択のための事業計画を作成予定であります。

また、新田地区につきましては、年度当初に事業推進の確認がされたということで、７月末には地区の役員対象に、９月には新田区民対象に、そして今月２日には森上区の関係者を対象に、村が活用を想定している国の補助事業「農業競争力強化基盤整備事業」の説明会を実施いたしました。新田区は自主的にアンケートも実施しており、その熱意に、村も引き続き支援させていただき、北城南部に続く候補地区として県へ事業要望を伝えているところであります。

最後に、新図書館構想についてであります。議員ご存じのとおり、現在の白馬村の図書館は、法務局白馬出張所の施設を利用して開設されました。以来、蔵書の確保やコンピューターによる蔵書管理、映像資料の収集など整備を進めておりましたが、図書館としての設計された建物ではないので、閲覧や収蔵スペースの狭さなど、利用される皆さんにはご不便をおかけしているところであります。

選挙公約の中で、豊かな教育立村の前進として、その中で魅力ある図書館の新設推進を掲げております。村の財政も決して楽な状況ではありませんが、何とか魅力のある図書館をつくりたいという思いであります。過日の１１月１１日には、小布施町の図書館まちとしょテラソの立ち上げに携わった花井裕一郎さんをお招きして「白馬村図書館を語る会」を開催したところ、４０名を超える村民の皆様にお集まりをいただきました。花井さんのお話をお伺いし、それぞれに白馬村にあるべき図書館像を語り合っていたいただいているところであります。議員の質問の場所や施設内容等については、引き続きこういった住民参加による語る会を開催して、新しい図書館のあるべき姿、場所、内容を探ってまいりたいと考えております。

平成２９年度予算編成や実施計画の作成もこれからであり、まだ具体的なことはお話しできる段階ではありませんが、中期的な構想で共同調理場の建設が終了した翌年ごろから設計や用地選定に向けて事業化をしていくべく、財政状況も踏まえて可能性を探っているところであります。今後のまちづくりとしての図書館構想を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

松本議員の２点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。松本議員、質問ありませんか。松本議員。

第３番（松本喜美人君） 詳細なご答弁ありがとうございます。

再質問をさせていただきたいと思います。

まず、松糸道路の関係でありますけれども、村内ルート案についてどう考えるかということで、村長のご意見をお伺いしたかったわけでありまして、道路の持つ意義等々の答弁に終始されたのかなと。

そこで、一応高規格道路の村内ルートの経過というようなものを調べてみますと、松糸道路の構想が発表されたときに、大町市街地、今回、ことしの1月29日に県が公表されたルートにつきましては、起点であります安曇野北インターから大町市街地の南までの約18キロにわたっての公表がされておりますが、大町市街の北につきましては、現在木崎から佐野坂までは国道148号線の現道を利用する、それから、佐野坂から村内につきましては神城圃場内の道路、現在は村道編入されていると思われませんが、建設当時、農道1号と呼称された道路を利用して、県道との合流点までは県が最初から現道利用ですよということを提示がされていたと思います。したがって、村が検討を要する区間は、具体的には飯田地籍のJA神城スタンド南の信号機から通地籍までのルートということになります。

それで、村内の動きといたしましては、平成23年11月に白馬商工会より、JRより東側を基本とするルート検討の要望が村と議会に陳情され、23年12月の定例議会において採択され、現在に至っております。しかしながら、村内のルートそのものの動きというのは特になく、ありますけれども、村長としては村内ルートを、今、公的といいますか、表に出ているのはJRより東ということになっておりますけれども、そのルート案について、村長、どんなお考えなのかをお尋ねさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 以前に、商工会、区長会を通じてアンケートをとった経過があります。その中で、国道から東側の案、真ん中の今の国道の案、それから西の案ということで、3つの案が提案されたわけですが、その中で、松本議員はよくご存じだと思いますが、商工会の事務局長をやっているその経過は十分わかっていると思いますけれども、国道の東側がいいのではないかと、ということで、県のほうへも白馬村の議会としても要望してまいった経過があることは重々私も承知しているところであります。

そんな中で、先ほどお話ししましたが、大町の南部まで発表されたところでありますけれども、大町も当初は東側というような話があったわけですが、東に行くのか、西に行くのか、そこら辺はまだ定かではないというふうに私は聞いているところであります。そんなことも踏まえて、今後白馬村がどういったルートがいいのか、そしてまた、当初は東側という要望が出されたわけですが、一昨年の11月22日に発生した神城断層地震が、特に姫川沿いに大きな被害をもたらしたというようなことで、県のほうでも、どういった考えでいるのかということをお聞きしたところでありますが、まだそれは定かではないというふうな、そんな話をされた経過がございます。

いずれにいたしましても、南のほうから進めてきてもらう、それでまた、先ほど北のほうから、糸魚川側のほうからもうどんどん進めてもらってくるというような話の中で、一気に松糸道路が、新潟県知事も今まで話のテーブルにのっていただかなかったわけでありますけれども、くしくも今回退職しましたけれども、前の泉田知事からも前向きに検討されるというようなご答弁、非常に我々白馬村といたしましても力強く思ったところであります。

そんな中で、いずれにしても、この高規格道路が、白馬村にとって、近隣の市町村にとって、新幹線がない、高速道路がないという中で、非常に観光にとってもマイナスなイメージがあるわけでありますけれども、そういったことも踏まえ、県のほうとも要望しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。松本議員の質問時間は、答弁も含め、あと14分です。質問ありませんか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） ありがとうございます。

今、村長のほうから、東側ルートにおける県との協議等々の報告といたしますか、経過の説明をいただいたわけであります。私の意見という、私見ということで申し上げさせていただきたいなと思います。

今、村長も触れておりましたけれども、当初、私どもも商工会におるときに、西側現道、東側というルートの中で、東側がベターではないかというような結論を出させて陳情させていただいた経過がありますけれども、その後の平成26年11月の神城断層地震というようなものを実際に体験してみますと、東側には大きな断層があり、大変本村に未曾有の災害をもたらしたというような経過を踏まえて考えますと、これは私の個人の意見でありますけれども、やはり東側というものは、そういった地質等々の問題を考えますと、村内のオリンピック道路を高規格というような道路で位置づけていくことがベターではないのかなと。

具体的に申し上げますと、飯森地籍のフォーティセブンの入り口の信号機から深空、八方を経由して、国道の新田地籍の信号機までをオリンピック道路というようなことでお話をさせていただいたわけでありますけれども、ここを高規格に持っていくという、2つの私なりの提案理由でありますけれども、1つといたしましては、既設道路の利用のため、道路の新設よりは地域に与えるいろいろな意味、広い意味での負荷をかけないというのが1点あるかと思います。それから、2点目でありますけれども、今のルートにつきましては、行政、議会ともに、県のほうに県道昇格というようなことで長年要望してきた経過があるわけでありますけれども、残念ながら実現していないということでありますけれども、こういったところを高規格ルートのところで工事整備がなされていくと、専門家でなくてよくわからない部分がありますけれども、県道なり国道なりの昇格というものができるのではないかと。このような2つの考えの中で、私は東側1本で

はなくて、実は震災後の対応とすれば、そういったようなところを再度庁内でも、村内でも検討する機会を設けていく必要があるのではないかと考えます。村長の見解をお尋ねします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、松本議員のご意見のことも私も十分聞いておりますけれども、そういったことも含めて、県との協議をする中で考えてまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、松糸道路の声が出てから20年経過しているというようなことであります。今回、安曇野のほうでもこういった取り組みがなされているというような話が出て、聞くわけでございますけれども、なかなか地域の理解が得られるということには非常に難しい部分もあるようでありますけれども、県のほうでも全力を挙げて説明をしまっている、こんな話をされているわけであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。松本議員、質問ありませんか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） そういう過去の経過にこだわらない、その状況に合ったような検討をぜひお願いしたいなと思います。

それと、圃場整備の事業でありますけれども、北城南部地区、北城の北部地区でありますけれども、圃場整備につきましても、もし高規格道路が現在のオリンピック道路ということになりますと、この事業との関連も当然発生してくるのかなというようなことで、そういった圃場整備を進められる上においても、高規格道路のルート案というものが、庁内、村内で議論が必要になってくるかと思われますので、そのようなスタンスで、ぜひ住民の意見を聞くというようなことをお願いしたいなと思います。

それでは、3点目でありますけれども、3点、4点目、関連がありますので再質問させていただきたいなと思います。

まず、道の駅構想でありますけれども、伊藤議員の質問に対して答弁をいただいたとおりでありますけれども、最近の国土交通省の道の駅の捉え方でいいますと、従来の道路利用者への利便性の提供から、最近では観光、農業、福祉、防災、文化等の地域の個性や魅力を生かし、地域の拠点機能の強化とネットワーク化を重視した道の駅というようなものを推進しておるということであります。そういったことを踏まえて考えますと、私は、道の駅に地域住民、観光客が集う場というような想定の中で考えていきますと、図書館も場合によれば道の駅の中の敷地内に建設していくというのも一つの案ではないのかなと。

それから、国交省で言います防災というキーワードで申し上げますと、震災を経験した村としては、道の駅敷地内に避難所を兼ねる防災センターやヘリポートというようなものも必要ではないのかなと。避難所につきましては、神城断層地震は11月という、観光的に言えば一番村内の閑散期の発生でありました。これがもし観光シーズンであると、とてもそういったふれあいセン

ターと村内でというようなものの対応というものは非常に不安であります。そういった中で、複合施設というようなものの捉え方、先ほど村長の中に庁内で職員等による検討会議というようなものを開催しているということでもありますけれども、そういった視点の中での検討について、村長のお考えを伺いたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 松本議員がおっしゃるとおり、今、国交省のほうでも、道の駅ということについては非常に力を入れている事業であります。そんな中で、以前は通過点というような意味合いで道の駅が建設されたわけでありましてけれども、今は目的地だと。こういったことで、ある面、防災拠点、そしてまた住民のコミュニティの場所であるとか、そしてまた、農産物の販売の拠点であるとか、いろいろな状況が想定されるわけであります。

そんな中で、先ほど庁内会議という話をしたわけでありましてけれども、私のほうから指示をして、検討しろということで指示をしたわけでありましてけれども、どうしても道の駅に図書館ということになると、それ以上どうしても話が、毎度のように、果たしていいのかなというような、そういったこともあり、先ほど答弁を申し上げましたけれども、委託して調査をしていかないと、こういったアクションを起こしてまいりたいというふうに思っております。そんな中で、果たしてそこに図書館と一緒に併設ができるのか、そしてまた、冬場の防災の、お客様の避難場所というようなことも含めたいろいろな総合的な捉え方をしていかなければいけないというふうに私は考えているところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。松本議員、質問ありませんか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） 残り何分ですか。

議長（北澤禎二郎君） 4分です。

第3番（松本喜美人君） それから、道の駅に関連した部分でございますけれども、建設場所等々でありますけれども、村長、伊藤議員のところでも答弁されておりました。私も考える理想の場所といたしましては、国道、県道及び主要道路から進入できるイメージといたしましては、深空地籍にありますビッグ（旧ジャスコ白馬店）、この店舗は国道からも入れますし、千国街道からも入れるというような、ああいうイメージをしていただけたらと思いますけれども、そういうところであり、村長も先ほど答弁の中でありましたけれども、山岳景観の絶景が全部は見られなくても一部見られるというような場所、これは必要ではないかなと。これがお客様の滞在時間を長くさせる。滞在時間が長いと、いわゆるそこで購買に結びつくというふうに言われておるわけありますので、そういった場所が必要ではないのかなというふうに考えます。

それから、新しい道の駅というのは、地域住民がまず集う場所であってほしいなと。それは農林産物の販売、購買というような関係、それから、基幹産業の観光にどういう位置づけをしてい

くかという、この２つであろうかと思います。それで、最近、観光的に捉えますと、自転車をツールとする誘客を図りたいという村内の動きがあります。そういたしますと、今度の道の駅構想の中に、私が勝手に仮称として呼ばさせていただきますけれども、自転車の駅というような分野、いわゆるレンタルをする、自転車の修理をするというような部分も併設していく必要があるのではないかなと。すなわち、観光的にいいますと、総合的に観光案内ができ、なおかつ全てのお客様への対応ができるビジターセンター的な機能を持った道の駅というような考え方をしております。村長、それについてのお考えを最後の質問とさせていただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 松本議員おっしゃるとおりで、私もそういった思いでいるところであります。自転車の駅ということも含めた、そういった総合的なことを捉えながら進めていきたいというふうに思っております。それには、どうしても、ある程度のマンパワーが必要だというふうなことで、今そんなことも含めて検討をしているところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問時間が終了しましたので、第３番松本喜美人議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから１時まで休憩いたします。

休憩 午後 ０時０７分

再開 午後 １時０１分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、伊藤議員の一般質問の答弁で修正の申し出がありましたので、農政課長からの発言を許します。農政課長。

農政課長（横山秋一君） すみません、一部答弁、また、さらに漏れもありましたので、もう一度発言させていただきます。

内容は道の駅に関する内容になっておりますが、特産品、いわゆる地場産のものはどのくらい扱っているかということで、道の駅で自社製品、地場産を使った紫米関連、そば粉関連、地場産を使ったおやき等々であります。その品目は３２品目で、それ以外、地場産の直売所等で扱っております農産物は２００品目あるということであります。

あと、それと訂正をお願いしたいんですが、午前中申し上げた数字の中で、紫米の売り上げでありますけれども、量にして６トンと申し上げましたが、近年は６から７トンということであり。それと、それを例えば１商品、よくあります袋入りの乾燥したお米に換算しますと、約８５０万ほどです。すみません、私、２，２００万と言いましたが、計算間違いであります。８５０万円から９００万程度ということで、修正をお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 次に、松本議員の一般質問に対する答弁で、村長のほうから修正の申し出

がありましたので、村長の発言を許可いたします。村長。

村長（下川正剛君） 先ほど松本議員の包括外部監査の市町村の中で、岐阜県瑞浪市という答弁を申し上げましたけれども、岐阜県瑞穂市の間違いでございます。訂正をして、おわびを申し上げます。

議長（北澤禎二郎君） それでは次に、第1番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第1番加藤亮輔議員。

第1番（加藤亮輔君） 1番、日本共産党、加藤亮輔です。

時間も限られていますから、質問を始めたいと思います。今回は3問の質問をいたします。

まず、1番目の白馬村地域公共交通について。

現在、村は、保育園児、小学生、中学生、高校生、村民及び観光客を含めた来村者誰もが利用できる村営バス事業を実施していません。

そこで、2点質問します。

村営要望が強い、村内を走る村営バス事業をなぜ実施しないのか、その理由を伺います。

2点目、村長は、保育園児、小学生、中学生、高校生の、園、学校、駅への送迎の現況についてどのように考えていますか、見解をお願いします。

以上、よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 加藤議員からは、3点について事前に通告をされております。

まず、1点目であります。公共交通としての村営バス事業を実施しない理由についての質問でありますけれども、過去にも同様の一般質問がありましたが、現在のデマンド型乗り合いタクシー運行に先立ち、村民アンケートを実施いたしました。結果、ドア・ツー・ドアの現行形式の村民需要が多くあり、交通政策における住民ニーズ把握のポイントは、住民要望イコール需要ではないと言われています。これは、交通政策に対して住民から要望があったときには、それが需要にどれだけ結びつくかを客観的に考えることが重要だと解説されているところであります。

広くバス事業の運行は、全国的な事例を見ても、事業収支に見合う利用者の確保が難しく、運行経費や車両購入費に対する赤字負担が課題となっています。仮に村営バスの運行を含めた交通政策に取り組む場合は、地元機運の高まりやルート計画、資金計画などの策定が必要であり、行政として赤字負担を行うべきか、また、赤字負担を行う場合に限度額をどのように設定するか、限度額を超える場合には撤退するかといった議論を重ねる必要があると思います。

村は、本年8月28日に、ソフトバンクグループのS Bドライブとの自動運転技術を活用したスマートモビリティサービスの事業化に向けた連携協定を締結いたしましたところであります。連携協定は、自動運転技術の開発やスマートモビリティサービスの事業化のために、循環整備で協力するものです。双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、自動運転技術を活用

したスマートモビリティサービスの事業化を通じ、地域住民の移動の利便性向上など、将来的に地域公共交通の課題解決を進めていかなければと期待しているところであります。

次に、保育園児、小中学生、高校生に関する送迎の現況についてのご質問でございますが、最初に、小中学校の現状は、粘り強い精神と身体の育成や、通学路の危険箇所を知り、地域の交通事情にも触れながら、地域に生きる自分の視野を広げることなどの教育的目標もあって、白馬村では徒歩や自転車などで通学しているところであります。

また、遠距離からの通学者に対しては、遠距離通学補助金を交付して対応しているところでありますが、保育園児につきましては、園児の安全面の観点から、神城の一部を除き送迎は保護者が行うとしているところであります。保護者と保育士間で園児を確実に受け渡し・引き受けを行うことができ、また、保護者と園児と一緒に登園・降園することによって、保育園での様子、家庭での様子などを直接お伝えし、または直接お聞きすることとしているところであります。

なお、高校生の駅への送迎については、現在のところ村では把握しておりません。

以上、1点目の白馬村地域公共交通についての質問の答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 答弁ありがとうございます。

それで質問したいんですけども、まず最初に、私がお配りしました地方公共交通の比較表を見ていただきたいと思います。ご存じのように、白馬近郊の大町市、小谷村、小川村などは、どこでも村営バス、市民バスを運行しています。また、先ほど要望のことも出ておりましたけれども、28年度の地区役員懇談会でのまとめはまだできていませんので、27年度の地区役員懇談会の資料を見ますと、村営バス及びスクールバスについての要望が、佐野地区、名鉄地区、みそら野地区、落倉地区、野平地区から出ています。そういうことも考慮しながら説明させていただきます。

まず、大町市ですけれども、大町市は、市民バスを10コース、循環型2コース、1日7便から4便、大体は多いところは1時間に1本出ていると。料金は大人200円と子ども100円です。利用者は年間9万人、委託料は、これは運行委託料ですけれども8,588万円で4社に委託しています。乗車収入は年間1,200万円から1,300万円です。それで、先ほどの8,588万円のうち、交付税措置がされていると。金額についてはわからないという回答でした。

それから、次にいきますけれども、小谷村は5コース、4便から9便出ています。大人は200円、18歳までは無料です。65歳以上はまた100円です。年間利用数が7万4,500人、先ほどの保育園児のことで対応が必要だということが出ていましたけれども、保育園児が乗るときには保育士が同乗すると。委託料としては6,500万円、これについても約80%の交付税措置があると。だから、村の持ち出しは1,300万ぐらいです。

小川村は、3コースと循環型の4コースが動いています。1日2便から4便です。日曜日は運休、大人が100円、小中学生は無料です。27年度は1万4,104人が乗りました。それで、委託料は3,400万円、乗車売り上げが170万円、ここも70%から80%ぐらいの交付税措置があると言われています。

あと、木曽町のものが載っていますが、これは長野県で、村民の交通圏、移動圏をしっかり守ってまちづくりをやっている町です。長野県で一番そういう点に関しては進んだ自治体だと思います。それで載せましたけれども、ここは基幹コースが5コース、循環コースが3コースで、スクール混合が5コース、定期便タクシーが2コース、大人の方が1人100円から200円、小学生は半額です。平成20年度で乗車は1万8,342人が乗車しています。料金については、ここに書いてあるように定期券を発行しています。それで、運行費の委託料は1億7,491万円かかっていますが、特別交付税が1億3,000万円あると。村の負担は大体1,700万円だと。そういう形で各自治体、村民のために村営バスを動かしている。村営バスを動かせば、それに子どもたちも乗れる、観光客も乗れるということで、まちの中の活性化と、高齢者の家に閉じこもりがちなというか、そういう形も解消できると思います。幾ら親御さんだといえども、毎回毎回、息子に、あそこへ乗せていけ、ここへ乗せていけというようなことはできないということで、つつい家閉じこもりだということをよく聞きます。

そこで、まず白馬村は、各地はこういう動きだけでも、白馬村の現状の一つである、まずデマンド乗り合いタクシーについて質問します。

これは、土日は運行していません。土日も運行してという要望は寄せられていますけれども、改善はされないと。もう一つの要望の中に、親の介護とか、そういうところに村へ訪れた場合、帰りなんか予約がまずできないと。そういう、村外者も同乗できるようにという要望がありますけれども、これも改善されていないと。デマンド乗り合いタクシーはいろいろ制約があるけれども、村外者を乗せないというその理由をまず伺いたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） 村外者を乗せないという理由ということですが、村の施策として行っておりまして、主に高齢者を対象とした移動制約者の利用という観点に立って行っております。白馬村外で高齢のご両親のところへたまにお見えになる方もいらっしゃるかと思いますけれども、基本的には、そういった高齢者を対象としている運行事業でありますので、ご理解いただきたいと思います。ただ、そういった高齢者の方で補助が必要な方に関しましては同乗することを認めております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） それでは次に、ナイトシャトルバスについて伺います。

これは、冬に外国人観光客受け入れの誘客になくてはならない乗り物だと私も自覚しています。しかし、このバスには一応村民も同乗できるというふうになっていますけれども、村民の乗車率はどれほどあるか伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） ほとんどがお客様利用でございます。したがって、村民の利用はほとんどないということでございます。4年ほど前に通学の便を含めた中での実証ということでやってみましたけれども、通学者の利用はほとんどなかったという実績もございます。参考まででございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 次に、運行しているしろま保育園送迎バスについて伺います。

このバスの目的は、著しく遠い園児を対象に運行するとなっています。それで、今、内山、佐野、沢渡、三日市場と堀之内、そこが目的ということになっていますけれども、これも大幅な赤字だということも聞いています。

そこでですけれども、現在の規約から著しいという文言を削除しまして、遠い園児を対象にするというふうに変えて、飯田、飯森、めいてつ、深空、このところに停留所を設けて、その園児も乗せる、そういうふうな柔軟的な運行のお考えはないか、お伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） ただいまの柔軟な運行のというところでありますけれども、しろま保育園が統合するときの一つのお約束ということで、著しく遠くなる堀之内、三日市場、佐野、内山、沢渡の5地区につきましてはバスを運行するということでもあります。

その間、しろま保育園までに到着する間に、それぞれ停留所を設けたらというご質問でありますけれども、基本的には園児の送迎については保護者の方をお願いしているというところがあります。先ほど村長答弁にもございましたとおり、確実に受け渡すという意味、また、園の様子、園児の様子を直接保育士が聞くという利点もございます。今現在、また、仮に停留所を設けるとなると、また地域公共交通会議のほうの検討にもかかわってきます。今現在は現行のまま運行させていただきたいと考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 次に、スクールバスについてですけれども、これは遠距離の児童生徒に対しては補助金を支給して、それにかわる補助金で代用しておるということなんですけれども、南小、北小、中学校についての児童に対して、直近のスクールバスとか自転車通学とか、そういうもの全体に対してのアンケートを実施したことがあればご報告願います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） スクールバスに対してのアンケートの有無ということでもありますけれども

も、そういったアンケートは今のところしたことはございません。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 今のデマンド乗り合いタクシー、ナイトシャトルバス、しろま保育園送迎バスに関して答弁いただきましたけれども、こういう現状です、白馬村は。これで村長自身、こういう状況をいつまでも続ける考えなのか、それとも、SBバスが10年後に走るかどうかかわらんようなものに期待しているのかどうか、どのような形で村民の足を守っていくつもりなのか、基本的な考えをお聞かせ願います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今の加藤議員の質問でございますけれども、デマンドタクシー、平成19年に始めて、私の集落なんかは、このおかげに非常に役立つというような、そういった声を聞くわけでありまして、こういったデマンドタクシーというのは山間地のお年寄りには非常にいい施策というふうに思っております。

そしてまた、子どもたちの関係については、今それぞれの答弁で申し上げましたけれども、白馬村としてはそういった対応をしております。

そしてまた、10年後の先になるかどうか、SBドライブのそういったことを待っているのかという、そういった質問でありますけれども、無人運転につきましては、国のほうも非常に近い将来、こういった10年もなんていう、そういったスパンじゃなくて、早いときに対応ができるものと、こんなふうに期待をしているところであります。そういった中で、それに対して非常に白馬村は観光地もあったり避暑地もあったりというふうなことで、村としても、私個人としても、非常に期待をしているところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） ほかのところに期待するんじゃなくて、白馬村のリーダーとして自分から動くということが私は必要だと思います。それについて、それから、先ほど述べました、どこの自治体でも、子どもたちを安全・安心に学校へ送り届けるというところには、どんなにお金かかっても各自治体が責任もってやっています。

そこで、先ほどスクールバスに関してはアンケートをやっていないということで、こちらで調査しました。それで、11月29日です。朝の7時20分から8時10分まで、北小の前で立って調査した結果、車で登校した人が53台、そのうち21台は子どもが2人乗っていたと。延べ74人が乗っていた。それから、中学校は12月8日に行いました。これは7時半から8時15分まで、車の登校が51台、これは51人ということだよね。それから、高校、これも12月8日に行いました。これは7時半から8時半までやった。車の登校が31台あったということです。このように、子どもの持久力を高めるとか、そういうこと以前に、子どもたちを安全

に送り届ける、行く手段があると。子どもも調子のいいときもあれば悪いときもある。そのところをよくよく考えて、私たちの年代の40年前、50年前と時代が今違うと思うんですね。だから、その辺を、先ほどの赤字だというようなことでやらないということは、非常に白馬村の交通政策としては私はマイナスだと思います。

それから、国の法律の中にも、交通政策基本法の中にも、自治体は交通網を完備せよ、そこに力を注げというふうにこれは書いてあるし、公共交通活性化及び再生に関する法律の4条にもそれがまた書いてあります。その辺のところを本当に考えて実行してほしいと思います。

それで、何で白馬村はこんなに村民の移動手段のところがよろそかになっているのかなと自分なりに考えると、先ほど言ったように、みんな自分の担当の範囲のところだけやる縦割りの形の交通政策だと私は思うんですわ。デマンド乗り合いタクシーとか保育園バスは健康福祉課、ナイトシャトルバスと花三昧については観光課、通園困難児童には補助金を支給する、これは教育課、それで一番重要な白馬村地域公共交通会議を運営しているのは総務課と、こういうぐあいにばらばらで対応しているんだわね。誰もが利用できる村営バスの運行は、本当はこの交通会議で取り上げる、これは一番主題の課題だと思います。それでも、なぜか総務課は動いてくれない。ここにいる役場の幹部の皆さんもお子さんいると思うんですわね。こういうお子さんを本当にいつまで歩かせるつもりなんですか。めいてつから南小まで何キロありますか。内山から三日市場まで何キロある、中学校まで行くのにどれだけかかる、時間が。

それと観光客の方も、秋になれば高齢者の方がたくさん見えます。1回ぐらいは宿から昼間現地までタクシー使って行ってもいいけれども、次の日、今度落倉高原に行こうとか、もうちょっと足を延ばそうかって、2回も3回もタクシーは使えないと思うんですわね。そういうところは絶対村民バス、村営バスを運行して、観光的交通網も管理する、そういうことは非常に重要だと思う。

それで、そこで提案ですけれども、こういう縦割りで処理するんじゃなくて、庁内全体で私は考えるべきだと思うんですわ。だから、庁内で村内の移動手段をどう考えるか、誰もが乗れる村営バスが本当に白馬村にできるのかできないのかも踏み込んで、検討会議を設置してほしいと思うんですけれども、村長、その提案に対してどのようなお答えをしますか、お願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、加藤議員、縦割りという言葉おっしゃいましたけれども、決してそういったつもりで行政運営をしておりません。各課長会議においてそれぞれ検討し、全員で、例えば観光課のシャトルバスにしても、そしてまた健康課のデマンドタクシーにしても、議題をみんなで共有しながら検討しているところであります。そういった意味で、縦割りということは、加藤議員、当たらないと思いますが、そんなことのないように進めているつもりでありますけれども、交通の関係については加藤議員の提案を貴重なご意見だというふうに捉えているところであります。

す。

いずれにいたしましても、村も、先ほど申し上げましたけれどもナイトシャトルもやっている、そしてまたデマンドもやっているというようなことで、対応はそれぞれ最善を尽くしてやっているつもりでありますけれども、問題点があるとするなら、これからそういったことも検討はしてまいりたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 前向きな答弁ありがとうございます。

時間がありませんので、次に移ります。

2番目の介護保険についてです。

来年4月から、いよいよ要支援1・2のサービスのうち、予防訪問介護と予防通所介護が村で行うことになりました。そこで、現在、村の要支援1・2の方は何名いますか。

2番目、要支援1・2のサービスのうち、予防訪問介護と予防通所介護が介護予防日常生活支援総合事業と名前を変えて村の事業になります。村の事業になったときに、サービス内容、利用料金について変更があるかないか。

3つ目に、介護保険の改定に伴い、地域の実情に合った多様なサービスを実施すると言われていますが、白馬村の実施事業内容について決まっているものがあれば説明をお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 加藤議員の介護保険について3点通告がございますので、順次お答えをいたします。

まず最初に、村に要支援1・2の方は何名いるのかについてであります。

要支援の介護認定を受けている方の人数でありますけれども、10月末現在で要支援1が47名、要支援が2が49名であります。これは要介護認定総数424人に対して、約22.6%を占めているところであります。

次に、訪問介護と通所介護が介護予防日常生活支援総合事業と名前を変えて引き継がれる際に、サービス内容、利用料金について変化はないかとの質問であります。これからの答弁に当たりましては、介護予防日常生活支援総合事業を総合事業と呼ばさせていただきます。

保険者である北アルプス広域連合では、現在要支援認定を受けている方が総合事業に移行してサービスが使えなくならないように検討を重ねてまいりました。総合事業では、現在要支援1・2の方のサービスの訪問介護が訪問型サービスに、通所介護が通所型サービスという名前になります。訪問型サービスに該当する要支援の方は約10人、通所型サービスに該当する方は約23人ですが、それぞれの方の心身の状況によりケアマネジメントを行い、現在と同様のサービスが使える方と、基準を緩和し利用料金が安くなるサービスを利用していただく方の二通りに分かれます。

サービス内容につきましては、通所型サービス、訪問型サービスともに同様の考え方に基づいており、1つ目は、相当サービスと呼ばれ、現行の訪問介護、通所介護サービスに相当するもので、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の支援が必要な方に対して、介護予防を目的として提供されます。よって、平成29年4月以降も現在提供されているサービスに変更はありません。

2つ目は、A型サービスと呼ばれ、現行の訪問介護、通所介護サービスの人員、設備、運営について基準を緩和したもので、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の支援が不要な方に対して、介護予防を目的として提供されるものであります。

訪問型サービスについては、主に掃除や調理を一部介助するなど家事援助などが提供されます。通所型サービスでは、閉じこもり予防や自立支援に向けた内容が提供されます。相当サービスとの違いは、基準緩和により、専門的な資格がなくても北アルプス広域連合が実施した研修を修了した者は従事できるものとし、単価は現行より1割ほど安くなります。一例を申し上げますと、訪問型サービスを週1回程度利用した場合の個人負担額は月1,168円が950円に、通所型サービスを週1回程度利用した場合の個人負担額は月1,647円が1,500円にそれぞれなる予定であります。

また、通所型サービスについては、相当サービスと基準を緩和したA型サービスを同じ場所や時間での一體的提供を可能としましたので、4月以降にA型事業の対象者になった場合でも、通いながれた事業所でサービスが受けられる見通しがつきました。訪問型サービスについても、相当サービス、A型サービスのいずれかのサービスが引き続き受けいただけるところであります。

北アルプス広域連合によるサービスの事業所向け説明会を開催し、各事業所では総合事業移行に関するご理解をいただき、協力していただける見込みであります。白馬村内の事業所において協力いただける見込みで、今後は4月から円滑なサービス提供ができるよう、事業者、サービス事業者への支援をしてまいります。

最後の質問でありますけれども、介護保険の改正に伴う地域の実情に合った多様なサービスの実施内容についてでありますけれども、地域の実情に応じるとは、全国一律の基準で行われる介護保険とは違い、その地域ならではの困り事や支援が必要な状況を解決する方策を具体化することと考えます。地域の実情に応じた行政の役割は、介護保険関連事業、白馬村社会福祉協議会、NPOなどの既存の社会資源等の取り組み、地縁や住民主体の自主的な取り組みを把握・調整、必要としている方には支援が届く仕組みを整備することで取り組みは開始したばかりであります。今後は、地域で安心して暮らすための一助になるよう努めてまいります。

多様なサービスの実施内容についてでありますけれども、白馬村では村内17地区に健茶会という、体操を中心としたNPO法人の活動が根づいております。白馬村ならではの活動であり、今回の改正においては、住民主体の活動の取り組み、創生を支援することが行政の役割の一つと

なっており、他の自治体からも注目されている事業であります。今後も、地域に根づき継続され、多くの高齢者を巻き込んで、身近な日常生活の支援や見守りなどに発展させたい活動の一つであります。

また、シルバー人材センターや社会福祉協議会のファミリーサポートセンターが行う作業や家事などの援助、NPO法人健学塾が行う絵手紙、生け花、お茶などの講座、村が実施する歌声、体操、脳トレ、脳ソング、まめつた講座などといった介護予防講座があり、今後さらに多くの高齢者の方に利用していただくよう努めてまいります。元気高齢者の方には地域の高齢者のリーダーとなっていただくことを期待しているところであります。

加藤議員の2つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 詳細な答弁ありがとうございます。

1点だけ再質問したいと思います。

先ほど訪問型サービスについて、緩和されたサービスをするということで、訪問型サービスのAそれからボランティアがやるサービスB、2つあります。それで、緩和型をすれば利用料が高くなるということなんですけれども、片方で緩和型のAをやることによって、今度事業所はどうなるかということなんですけれども、入浴を週に2回行うという方を看護する場合のことを考えますと、1カ月の単位は2,335単位と決まっています。それが訪問型になると1,850単位に変わります。1単位は11円12銭ですから、2万5,965円が2万572円に、要は5,392円、事業所の方は減額になります。これは、通所介護のほうも緩和型を使えば減額になるんですわね。先ほど10人、20人の方が利用しているということになれば、20万、30万という事業収入が減るということにも結びつくんですわね。北アルプス広域連合では、こういう単位の減額を決めたみたいなんですけれども、これは今後、高齢者がふえ、介護者もふえていく時代の中で、こういうふうにあまり事業者の報酬を減らすと、今度受け手のほうがなくなってくるおそれがありますから、北アルプス広域連合のほうでもこの辺の報酬については見直しを図るんだと。事業者を大事にするんだということが、介護保険制度を持続させることだと私は思いますから、その辺、副連合長を兼ねている下川村長、その辺、介護事業者への報酬の低下を見直すようなお考えはないかあるか、その辺、提案するようなことがあるかないか、ご答弁をお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） また、加藤議員の件につきましては、広域連合での正副連合長会議等々で検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 次に、3番目の三日市場神明社の文化財修復補助についてですけれども、

神城断層地震で破損した神明社の修復工事がこの秋に完了しました。その中で、玉垣部分について、法令・条例に基づいた処理がなされたか、次の２点について質問します。

国の重要文化財に指定されている建物は、神明社本殿、諏訪社本殿です。玉垣部分も指定されているのかどうか、伺います。

２番目、玉垣部分の工事費は、白馬村文化財保護整備費等補助交付要綱に基づいて算出処理したかどうか、以上２点お伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） ３点目の質問に対して答弁をいたします。

三日市場神明社の文化財修復補助についてのご質問でありますけれども、最初に、国の重要文化財への指定でありますけれども、玉垣部分が国の重要文化財に指定されているのか否かという点に関しては、指定はされておられません。

次に、白馬村文化財保存整備費等補助金交付要綱に基づいた算出処理を行われたかという点についてでありますけれども、この修復事業は白馬村文化財保存整備費等補助金交付要綱によって行われた事業ではなく、白馬村文化財等災害復旧費補助金交付要綱により補助対象経費及び補助額等を算出したしました。

白馬村文化財等災害復旧費補助金交付要綱について補足説明をいたします。

神城断層地震にかかわる文化財は、国指定、県指定、村指定と多岐にわたりますが、震災直後の復興事業を進めていた当時は、その被害の大きさに鑑みて、文化財として指定されている物件に関してはすべからず復旧対象とするという考えのもと、白馬村文化財保存整備費等補助金交付要綱を補完する形で、平成２６年１１月３０日に白馬村文化財等災害復旧費補助金交付要綱を施行いたしました。この要綱は、神城断層地震の復旧に限ることとして、平成２８年３月３１日までの時限立法性格を持たせたものであります。同交付要綱では、当該文化財と同一敷地内にあり、同時に補修などが必要と認められる附帯する建造物等の災害復旧に要する経費も補助対象とすることができる旨を明記しております。これは、指定物件とそうでない物件が同一敷地内に存在している場合に、地域の文化財における災害復旧が停滞することなく復旧することを目的としたものであります。

加藤議員の三日市場神明社の文化財修復補助についての答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員の一般質問は、答弁も含め、あと１４分です。質問ありませんか。加藤議員。

第１番（加藤亮輔君） 今、玉垣部分は文化財に指定されていないということです。それで、教育長にお伺いしますけれども、白馬村の指定文化財に玉垣部分は指定されていますかどうか伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川宗幸君） ただいまの加藤議員のご質問でございますが、玉垣部分については村の指定の物件ではございません。ただ、国の文化財指定の物件の附帯の施設と、そのように解釈はしております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 先ほど村長答弁の中で、文化財災害復旧工事のお金で玉垣部分工事を行ったというような答弁がありましたが、文化財の災害復旧に対する要綱、それはいつつくられたんですか。議会のほうに、そういうつくったという報告は一度もなかったと思うんですけれども。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 白馬村文化財等災害復旧費補助金交付要綱ということで、平成26年11月30日であります。玉垣についてその補助金の交付要綱で直しますという補正予算が出ておりまして、27年の第4回であります。総務社会委員会の中でも、この補助金交付要綱で直しますので補正予算をお願いしますということで、議会には説明を申し上げております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 神明社の関連工事をちょっと時系列的に見ますと、26年11月22日に地震が発生したと。翌年の27年4月に神明社の本殿工事をやったと。それで、10月ごろに覆屋と拝殿に40センチのずれがあったもので拝殿の工事を行った、その終了が11月だということですよ。その後、先ほど言った玉垣部分の補正予算が12月で出たと。これ、何で27年の当初予算とか、この工事やっているときに出なかったのか、通常だったら、玉垣部分も災害復旧工事でやるんだったら一緒に出てくるのが普通じゃないんでしょうか。その辺はなぜそういうふうに遅れたのか、その辺の理由の説明をお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） まず、なぜ補正予算で出たかの部分なんですけれども、当初の国庫補助のところから玉垣の部分が漏れていたという事情がありました。翌年度の補助金交付の申請は締め切られていたという部分がもう1点あります。それと、3点目といたしまして、文化財災害復旧費補助金の交付要綱、これが時限的なものでありまして、28年3月までしかこれは出せないという事情もありまして、補正予算で行ったという内容であります。

その辺のぐあいにつきましても、27年第4回の総務社会委員会でご説明をいたしまして、かなりの時間、議論をしていただいております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） あと今、順に12月議会で議論した。議論したことは私も覚えています。災害復旧の要綱の中に、きっと、その要綱で補助金を申請する場合は、申請者がどれぐらいの工

事をするか、いつ工事するかという書類は提出されると思うんですね。玉垣工事に関する申請者はどなたで、これは氏子が申請したのか、所有者が申請したのか。それから、いつごろ工事やろうと思って工事日はいつごろやったのか——申請上ですよ。それから、工事金額はいかほどの工事金額だったのか、その３点についてわかればお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 申請者でありますけれども、神明宮ということで宮司の申請になっております。実際、これについては雪があって繰り越しということになっておりまして、過日終わったということで検査のほうを行っております。２００万欠けるぐらいの金額だったと思うんですが、正確な数字、今手元に持ってきておりませんので、また後日でよろしいでしょうか、後日お答えいたしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。

第１番（加藤亮輔君） 今、申請工事額が２００万ということでもいいんですか。決算書のほうは２５０万ってなっているんですけれども、それで申請のほうは２００万と理解していいですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 正確な数字、間違えてもいけないものですから、確認させていただいてからお知らせしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁も含め、あと６分です。加藤議員。

第１番（加藤亮輔君） それで、私はその要綱を見ていないもので、ちょっととんちんかんな質問になるかもしれませんが、全額補助にはなるという感じではないと思うんですね。一定の額は申請者、所有者が負担すると。文化財保護のほうは４分の３しか補助金は出ない、４分の１は申請者が負担するということになっているんですね。これも後でいいですから、２５０万の決算書から計算すると、４分の３で３４０万になります。そうすると、９０万円ぐらいは宮司さん及び氏子が負担したのかとどうか、その辺もあわせて報告額いたいと思います。

それで、最後の質問になりますけれども、もう一つの資料を見てください。大きな神社と文化という資料なんですけれども、この中に神城断層地震の大北地域の被災の現況が載っています。白馬村も１４カ所被災を受けたと。その中に三日市場の神明社も含まれています。ここについては、今言ったような感じで、国及びそういう文化財の災害復旧工事費を使って復旧されましたけれども、ほかのところもこういう感じで非常な被災をこうむって、それをどうしようかと悩んでいる集落がいっぱいあります。

それで、白馬村の場合、３０集落あって、小さな１０人とか２０人の集落もあるんですね。そういうところのお宮とかほくらとか、こういう文化財に対して、手がつけられないという状態が現状なんです。大きな集落は自力で直すというような感じなんですけれども、そういう差を埋

めるために、私はそういう小さな集落、大きな集落を一つにしちゃって、白馬のそういう昔からの史跡とか文化財、文化財の規定に載っていない、名もないけれども、本当のそこの住民の心のよりどころである、そういうところを集落に任せるんじゃないくて、全村一体で管理していくと。だから、小さな集落のところも全村で順番を追って修理・修繕をしていく、そういうシステムをつくらなければ、小さな集落は全部、20年、30年たったら、跡形もなくなっちゃうという状態は目に見えておると思うんですね。そういうシステムを村の中できちっとつくっていくというようなことを提案したいんですけども、これも村長、お考えをお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 加藤議員の言っていることの意味は十分私も理解はできるわけでありましてけれども、この関係については非常に難しい問題があります。加藤議員も多分そのことはわかっておられるかと思いますが、できればそういう形で対応できれば、本当にこの資料を見ますと、非常に小さな集落で大きなお金をかけて修復しているというようなそんな状況で、言っている意味は十分よくわかるわけでございますけれども、簡単にできない、そういった部分があります。そのところをご理解をいただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁も含め、あと1分30秒です。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 質問じゃなくて、非常に難しい、憲法89条にも抵触することもあるかもしれない。だけれども、そういう現状は、片方で小さな集落、先ほど午前の伊藤議員の質問でも、集落をいかに残していくかということが村にとっても非常に重要だということの質問がありましたけれども、白馬の中心の大きな集落だけというような考えじゃなくて、そういう小さな集落のところもきちんと考えていくと。ちょっと難しいという意味じゃなくて、何か方策を見つけて、みんなで知恵を出してやっていってほしいということをお願いしまして、私の質問を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第1番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時09分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。先ほどの加藤議員の説明の中で、答弁漏れがありましたので、横川教育課長からの発言を許可します。

教育課長（横川辰彦君） はい、議長。

議長（北澤禎二郎君） 横川教育課長

教育課長（横川辰彦君） 先ほどの災害復旧工事の費用等について、答弁漏れがありましたので、答弁いたします。玉垣工事の金額ですけれども、補助金の交付決定額が244万円でありました。

28年2月1日の申請で、2月8日の決定であります。実績が231万6,556円であります。これにつきましては、玉垣の設計工事が206万8,156円、工事に伴いまして枝打ちが必要でありまして24万8,400円、合計231万6,556円ということであります。

なお、補助率につきましては、要綱によりまして10分の10ということであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 次に、第11番篠崎久美子議員の一般質問を許します。第11番篠崎久美子議員。

第11番（篠崎久美子君） 11番篠崎久美子でございます。

村内におきましては、神城断層地震後の村営住宅が無事に竣工式を迎えまして、本格的な冬の前に、被災された方々の引っ越しが続いているところでございます。震災から3回目に当たるこのお正月を新たな住宅で迎えることができることに皆さん安堵しているところだと思います。関係各位、関係諸団体の皆様のご尽力、ご協力に、この場をおかりまして、改めて地域住民の一人として深く感謝を申し上げます。

今後は、村営住宅を含めた新たな形の地域コミュニティの形成が求められており、地域としても、以前にも増した形の連携を構築していきたいと思っております。地震の恐怖の体験あるいは不安な思いは、拭うこと、消え去ることはできませんけれども、以前にも増した明るい笑顔がみんなの顔に満ち満ちた、そういう地域にできればと思っております。行政におかれましては、どうぞコミュニティ形成の先進事例などをご紹介いただくなど、適宜アドバイスなどをお願いできたらと思っています。今後とも、お力添えをお願いいたします。

さて、本日は、通告に従いまして、3つの内容に分けて質問をさせていただきます。

1番目にクリーンコスモ姫川の今後のあり方について、2番目に妊娠から出産、子育ての切れ目ない支援体制について、3番目に地域の食と農について、以上3点についてお伺いしたいと思います。

まず最初に、クリーンコスモ姫川についてでございます。

白馬山麓環境施設組合で運営している、し尿処理施設クリーンコスモ姫川につきましては、平成6年の稼働以来22年を超えております。平成26年の神城断層地震では被害を受けましたけれども、組合職員の迅速な対応により早急に処理がなされ、住民への大きな影響はなく稼働を続けてきております。これについて職員の努力に感謝するところでございます。

そうはいつても、老朽化ということについては、これは否めない事実ではございます。

また、稼働当初に比しまして、公共下水道などへの加入者の増加など、社会的な変化により処理量の減少傾向が続いてきています。今回、皆様のお手元に、議長の許可を得まして、作成しました資料をお配りさせていただいております。クリーンコスモ姫川の、最初に処理量の推移と、続きまして決算額をざっとでございます、載せております。処理量を見ていただきますと、細か

いことは省かせていただきますが、これは稼働から10年近くたった平成15年度からの数値になりますが、15年度は合計で7,630キロリットル、27年度、一番直近は既に4,479キロリットルと、既に半分とは言いませんが、そうですね、3,000キロリットルぐらいは差が出てきてしまっているという状態であります。また、平成25年度に初めて、浄化槽汚泥につきましては生し尿の量を上回っております。これについては、今後も同様の傾向が続くと思われるというふうに組合の事務のほうではそういう見通しを話されておりました。

続きまして、決算額のほうです。これ、歳出ベースのみでございます。括弧内については、全体の歳出、そしてその後ろにありますのが、し尿処理費のみを抜き出しております。この処理量を見ていって、処理量の推移に比してでは、し尿処理費が減るかということ、決してそういうことではなく、また、整備補修事業につきましても、数千万から1億近いお金が毎年毎年出ていきます。これはこれだけのことをしないと、もちろん維持ができていけないということでございます。これは先ほども申し上げましたが、処理量が減ったからといって減るものではありませんし、施設がある限りはこのように続いていくものであると思われま。

また、職員のほうでは、経費縮減というところも非常に考慮してふだんから業務に当たってくださっております。例えば、クリーンコスモ姫川の汚泥焼却施設があったんですけども、そのところは既に28年3月をもちまして焼却施設を廃止しています。これは経費上の観点から、廃止していったほうがいいだろうと。処理量が減少している中で、従前と同じような形ではなく、もっと経費を節減しようということで、こういう形を選んでいるということでございます。

組合では、今後のあり方を検討するために、この10月には福井県おおい町、高浜町への視察を行ってきたところであります。そこは、し尿処理する汚泥等を水希釈して、要するに前処理をして、公共下水道等で一緒に処理をしていくというものでございました。自分も組合議員の一人として視察に参加させていただきましたが、経費の縮減に非常に役立っているというお話を、特に高浜町の場合は1億円近いお金がこれで浮きましたという、経費のうちの1億円近いお金がかからないんですよというお話を伺いましたし、おおい町に至っては、経費はかかっていませんという、すっぱりしたご説明をいただいたところであります。そのような話もお伺いする中で、このような形の処理も可能性として深まるのではないかなということが自分としては見えたかなと思いました。大変有意義な視察になったと思います。

そこで、今回、次についてお伺いいたします。

今後のし尿処理施設、クリーンコスモ姫川の施設の運営方針につきましては、小谷村、白馬村ではどのように話し合われているのかを、現状をお伺いしたいと思います。

続きまして、処理方法は、今後の施設運営に大きく関係してきます。例えば、前処理をして公共下水道施設への統合処理を目指せば施設は廃止となりますし、あるいは、施設改修してこのまま処理を続けるということであれば施設はもちろん存続するわけです。あるいは、他の地域の施

設、例えば大町市のクリーンプラントなどに処理を委託するというようなことも念頭にあれば、それはまた施設を廃止するのかなというような、いろいろな選択肢があるわけですが、処理方法についての検討状況と、めどとする決定時期についてお伺いしたいと思います。

3番目としまして、小谷村、白馬村から成る白馬山麓環境施設組合につきましては、白馬高校の村がかかわる事業の事務を移管していく可能性があると言われてきました。これにつきまして、今後の方針、また、現在の状況についてお伺いしたいと思います。

以上につきましてよろしく願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 篠崎議員から一般質問の通告が3点ございます。その中で、クリーンコスモ姫川について質問が通告されておりますので、順次説明、答弁をさせていただきます。

まず、白馬・小谷両村のし尿を処理しておりますクリーンコスモ姫川は、議員ご指摘のとおり、建設後20年以上経過し、設備の老朽化対策を検討していかなければならない時期に来ております。また、将来の人口動態や水洗化率を勘案していくと、クリーンコスモ姫川での処理量は今後10年間でおよそ7割程度にまで減少していくことも予測されます。こうした中、今後のし尿処理をより効率的に行っていくにはどのような方策があるのか、いろいろな選択肢の中から検討を行っていくかなければなりません。

この10月に行われました白馬山麓環境施設組合議会の先進地の視察には、私ども職員も同行させていただき、福井県高浜町とおおい町の処理施設を見学させていただきましたが、いずれも既設の下水道処理場にし尿の投入施設を併設し、一括で処理する方式を採用しており、維持管理にかかわるコストも圧縮され、非常に効率的な運営がなされていたとの報告を受けました。こうした方式の採用は、今後本村のし尿処理計画を策定していく上でも、有力な選択肢の一つになると考えられます。

ご質問にあります今後の施設運営に関する方針につきましては、白馬、小谷で個別に検討を行ってきた経過はありますが、双方で具体的な期限まで区切った話し合いまで持たれている状況ではありません。ただ、現在のクリーンコスモ姫川を継続利用していくことを想定した場合、およそ5年後には今の設備を更新していく必要があることから、これを逆算していくと、本年度中には一定の方向性を見出していく必要があるというふうに感じているところであります。

また、仮に下水処理施設へのし尿投入を想定した場合、費用対効果の検証はもちろんですが、下水道事業における変更許可手続の見込み、国庫補助金等財源確保と財政計画との調整、さらには施設建設場所の選定や地元との調整など、幅広い分野での検討作業が必要となってまいります。そういった点も含めて慎重に検討を行い、一定の方向性が出ましたら、議会にもお示ししたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

3点目の白馬高校の村がかかわる事業の事務を移管する件についてであります。白馬高校支

援事業は、白馬村と小谷村で費用を負担し合いながら進めている事業であり、寮などの財産も有すること、また、会計の透明性の確保といった面から、事務局体制について検討した結果、現在の白馬山麓環境施設組合に事務を移管することが好ましいという結論に至りました。現在、小谷村白馬山麓環境施設組合と協議しており、人員体制や業務について詰めているところであります。本定例会に組合規約の変更などを提出できる段階ではありませんが、今後協議が調い次第、議会の皆様にお諮りしたいというふうに考えております。

篠崎議員の１点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） 双方で話し合っているということはまだないということですが、今のご答弁の中では、およそ今年度中に方針を決めたいということで伺いましたが、それよろしいでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今答弁したとおりで、方向性は見出していかなければいけないというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） 実は、クリーンコスモ姫川につきましては、私も平成２１年度から組合の議員のほうを務めさせていただいておりますが、決算のときに監査の方からの意見書がってきますけれども、毎回、毎年同じことが書かれています。主に多少はたくさんとか少ないはございますけれども、毎回見直しをするようにということですからずっと書かれてきております。また、今年度作成の第５次総合計画によれば、施策の大綱の庁内検討結果においても、村内のし尿処理を行っているクリーンコスモ姫川につきましては、更新計画の策定、新たな処理方法の検討を実施しなければならない時期に来ていると庁内でも書かれておりますし、下水道施設については、逆に下水道施設への料金収入も減少傾向にあり、経営基盤の強化、健全化が必要であると書かれています。この辺を加味しまして、ぜひ速やかに方針については策定されることをお願いしたいと思います。

続きまして、一部事務組合について今お伺いいたしました。白馬高校の支援事業につきましては移管するということで方針が決定したということですから、そうしますと、いつごろ移管するという、これ、体制についてとかって、例えば職員体制についてとか人数は何人とかということはまた別としても、いつ移管するということによろしいわけでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまのご質問ですが、３月末までに手はずを整え、４月当初からスタートしたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） ぜひ白馬高校のほうも、クリーンコスモ姫川ばかりでなくて、白馬高校の支援事業についてもきちんと整理をしていかないといけない、特に事務に関しては透明性を持たせないといけないということでもありますので、ぜひ速やかに行っていただきたいと思います。また、その際には、人員体制であるとか、あるいは事務執行の場所であるとか、そういうことも含めて、ぜひ詳細な検討をしていただければと思います。

続きまして、私は組合の議会のほうに出させていただいておりますけれども、その際に、事務職員のほうからは、経費縮減を目指しまして、平成２９年度からは民間への長期包括運転委託を導入することが提案されてきておりますが、これについてはメリットはもちろんあるんですが、細かなデメリットもあるわけです。これについての検討あるいは方針についてはどのように考えられているかお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまのご質問ですが、メリット、デメリットそれぞれあります。ただ、将来的にこういった将来的な方針を立てることにつきましても、メリットよりもデメリットのほうをはるかに大きいというふうに考えております。特に費用対効果、費用の面でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） これは一面的には考えられない、あるいは見られない、答えが出せないということでございますので、これについても、ぜひ職員からもそういうような経費縮減を目指しているからこそということで提案があるわけですので、ぜひそのところも酌んでいただき、早急な検討をされればいかがかなと思います。

また、クリーンコスモ姫川ばかりではなくて、山麓施設組合についての情報が非常に住民には遠いところにありまして、もちろん村は一部事務組合をつくっているわけですが、村が直接やっているような感覚でいたり、あるいは情報が非常に少ないということもあります。これらについて、もう少し情報の充実を図られてはいかがかなと思います。現在はホームページ等で山麓施設組合のほうで積極的に開示をしているところですが、まだまだそれだけでは足りないところもありますので、ユーテレで会議の様子を流すであるとか、広報はくばで決まったこと、決定したことを出すであるとか、いろいろな形で情報の開示をお願いしたいと思います。

時間がありませんので、すみませんが、次の質問に移らせていただきたいと思います。

続きまして、妊娠から出産、子育ての切れ目ない支援体制についてお伺いします。

国では、まち・ひと・しごと創生基本方針等におきまして、妊娠期から出産、産後、育児までの母子や家族を、医療と福祉、地域の連携などにより包括的かつワンストップで支援する拠点として、いわゆる日本版ネウボラである子育て世代包括支援センターの整備を進めております。これにつきましては、おおよそ平成３２年度までには全国展開することを目指していると言われて

おります。

ネウボラにつきましては、先ほどお配りさせていただきました資料の後ろにつけさせていただいておりますが、これはフィンランド大使館の公式ホームページからいただいたものでございますので、参考までに見ていただければと思うことでありますので説明は省かせていただきますが、ネウボラにつきましては、フィンランドで進めてきた子育て支援であり、フィンランド語で「ネウボ」はアドバイス、「ラ」は場所という意味だそうです。ネウボラの特徴としましては、妊娠から出産、そして基本的には子どもさんが6歳になるまで、母親やお子さん、そして家族、家庭全体を切れ目なくサポートする総合的な子育て支援サービス、もちろんワンストップということでございます。そして6歳の誕生日を迎えた後で、それで終わりかといいますと、学校や、あるいは必要であれば医療機関、専門機関、福祉機関等に連携をしていきましてサポート体制を組んでいるということだそうです。また、ネウボラにいる保健師や助産師さんに関しましては、専門性の高い教育を受けておまして、体のことや精神面、子どもさんの発達状況などを、医療機関あるいは福祉機関などと連携をしてサポートしています。このネットワークの強さがあると思います。

フィンランドでは、女性が妊娠しましてから、まず私たちは、日本の場合はお医者さんに行って、それでは役場に行って母子手帳をもらってくださいねという形になるんですが、妊娠かなと思ったら、まずネウボラに行く人がほぼ100%だそうです。ということは、そこからワンストップの継続的な支援が始まりますので、ほぼ全数です。100%に近い方がこの支援を受けていくということになります。これは母親あるいは家族、家庭の不安や悩みを取り除くことにも役立ちますし、いわゆる産後鬱や育児ノイローゼと言われている状態、そしてそこから派生するネグレクト、いわゆる育児放棄ですね。あるいは児童虐待などを小さな芽のうちに摘み取ることができると世界的にも評価をされているところです。

当村におきましても、行政の努力によりまして、ここ数年来で母子保健事業が非常に拡充されてきてまして、大変うれしく思っているところです。しかし、これは地域的な事情で仕方がございませんが、産婦人科がすぐ近くにないので、医療機関への相談もすぐにはできないとか、また、核家族化の進行と相まって、転入されてきた方は相談できる人がなかなか近くにいない、そしてまた、国際結婚されている方なども白馬の場合は非常に多くなりましたので、妊娠や出産、育児の悩みも孤立化そして多様化してきていると想像されます。フィンランドのネウボラのように、生まれる前から顔の見える支援をワンストップで継続的に行うことで、妊産婦や家族の不安を軽減し、その後の乳幼児期の既存の支援へとスムーズにつながっていくことが期待されております。

そこで、以下について伺いたいと思います。

まず最初に、長野県内でも子育て世代包括支援センター、これはいわゆる日本版ネウボラとして厚生労働省のほうで名づけているものですが、これを開所する自治体がふえてきました。厚生

労働省の資料によります、平成28年4月1日の時点では、全国では296市町村720カ所、うち長野県内は16市町村25カ所、長野市、上田市、佐久市などの9市のほか、町村部におきましては長和町、箕輪町、辰野町、飯島町、根羽村、山形村、大北地域におきましては池田町——池田町は町内に3カ所ある、このようになっています。当村におきまして、開所に向けての計画をお伺いしたいと思います。

続きまして、妊娠期や出産直後に助産師さんが果たす役割は、専門性も含め非常に大きいものがあります。助産師さんの採用についてお伺いいたします。

また、フィンランドのネウボラでは、ネウボラ受診や妊婦健診を条件ということはございますけれども、出産した後に育児パッケージというものを全ての赤ちゃんに贈っています。これは先ほどの資料にもございますので、ごらんください。地域が健診の促進とともに、赤ちゃんの誕生を祝い、等しく人生をスタートさせるものとして定着しています。国内の先進地でも導入を始めたところもありまして、浦安市などは浦安版の育児パッケージをお贈りしていますし、あるいは青森県鰹ヶ沢町ではおむつを贈りますというような形で独自の形で始めているところもあります。これは家族にも赤ちゃんにも非常に心優しい事業でありまして、村の姿勢を示すものではないかと思いますが、検討されてはいかがでしょうか。

最後に、母子保健や福祉の拠点に利用されているふれあいセンターについてお伺いいたします。

時間外や土日については入り口なども含め非常に利用しにくい状況にあり、住民からも不便であるという声も聞きます。また、冬期利用時、例えば西側の夜間出入り口、ここについては特に足元が滑ったり、照明がなかったりしますので、あるいは手で重い扉をあけていかないと入れないですね。誰でもが、いつでも利用できるという状態ではないかなということだと思います。例えば、事務所に入ってしまうということは非常によくないので、休日、夜間については事務所と区切るなどをして、正面入り口やエレベーター利用を図るなどして、誰でも、いつでも安心に利用しやすい施設として、もっと住民に活用してもらおうべきと思いますが、この整備についてのお考えをお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 篠崎議員の2点目の質問に対してお答え申し上げます。

妊娠から子育ての切れ目ない支援体制について4つの質問をいただいております、1つ目の子育て世代包括支援センターの開所に向けての計画についてのご質問ですが、ネウボラとは、フィンランド語でアドバイスの場という意味で、フィンランドでは妊娠、出産から就学前までの育児を切れ目なく継続的に支援することはもちろん、家族全体の心身の健康サポートを目的とした子育て家族への支援制度であると同時に、地域におけるワンストップ拠点とした制度であると伺っております。

また、児童福祉などの一部を改正する法律が平成28年6月3日に公布されました。改正の趣

旨は、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待の発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化などを図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の措置を講ずるというものであります。改正の趣旨であります。子育て包括支援センターは、児童虐待を防止することを含めて、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うための拠点として、平成29年4月より法定化されます。設置は努力義務となっておりますが、長野県では全市町村設置の方向で進めています。

当村では、18歳未満の子育て相談窓口として、平成26年度から子育て支援センターを設置し、専任の相談員を配置しております。また、子育て支援ルームにおいても、育児相談や身体測定、育児講座などを行っており、子育て世代包括支援センター的要素を含んだ活動をしていることから、今後、これらの活動も含めてワンストップ支援拠点となるセンターの設置を検討してまいりたいと考えております。

2つ目の助産師の採用についてであります。妊娠期からのかかわりが重要である点を見ると、助産師の専門性は大きいと思われ。白馬村では、現在マタニティ教室、2カ月育児相談、赤ちゃんマッサージでは助産師に活躍いただいているところであります。実際の支援策は、育児のプロである保育士、教員などの配置も多いと伺いますので、それぞれの専門性に合わせた活用について検討してまいりたいと考えます。

3つ目の育児パッケージにかかわる質問であります。育児パッケージは出産に対し、KELA（フィンランド社会保険庁事務所）から支給される母親手当の一つで、現金支給または育児パッケージの2つの選択肢があると伺います。育児パッケージの中身は、ベビーケアアイテムやベビー服、親が使用するアイテムなど約50点とのことのようであります。

当村では、平成21年度より妊婦健診に対する補助助成を行っており、問診、診察、保健指導のほか、必要に応じた医学的検査を妊娠期間中の適切な時期に実施するよう、妊婦1人につき、出産まで14回程度行うものであり、14回の費用助成額は11万5,790円となっております。妊婦健診への動機づけとして効果的であり、妊婦健診を受けることにより、リスクの早期発見、早期予防に貢献し、妊産婦と乳幼児の死亡率の改善にもつながっていると思われ。今後とも助成を継続してまいりたいと考えます。

最後に、ふれあいセンターを利用しやすい施設としての整備についての考えですが、過去に社会福祉協議会の事務室等に立ち入りができないよう区切るゲートを設置し、入り口通りを利用できないかを検討した経過があります。当時の見積もりで約1,000万円の費用がかかるとの見積もりでしたが、当時のニーズと費用から実現に至りませんでした。今でも土日利用に当たり、特別的にエレベーター利用の対応をしたケースもありました、費用対効果の面から現時点では改修の予定は今のところございません。

以上、２点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） 自分としては、あまり積極的ではない村長の答弁に、ちょっと非常に残念に思っているところです。

白馬の場合は、先ほども申し上げましたが、いろいろなサービスが充実してきております。これは、今、生まれる前のお話もありました。これは妊婦健診に対する助成ですね。生まれた後の子どもさんあるいはお母さんに対する支援も、今、具体的な事業として進んできていまして、ここについては非常にすばらしいなと思っているんです。なので、ネウボラ、早期に移行することが、逆に白馬の場合はサービスがたくさんありますので、できると思うんですね。あとは、今言いましたネウボラはマイナス１０カ月と言うんです。マイナス１０カ月からの支援とよく言うんですが、おなかの中に赤ちゃんという命が生まれたときから支援をしていくんだというところが違います。また、全数に対してできるということ、これが全く違うんですね。なので、ぜひ、今検討していきますということで、いつということも明確にはなかったんですが、国の方向性もありますし、平成３２年度までにはと思いますけれども、それにしても、白馬の場合はいろいろな既存のサービスがたくさんあるからこそ、逆に移行しやすい、検討しやすいんだと思います。ぜひ早期に検討していただきたいと思います。

今、助産師のお話がありました。助産師についても、マタニティ教室等で活躍していただいているということですが、例えば、母子保健のところを充実するには、助産師であるとか、あるいは臨床心理士等々の活用が必要だと思います。ここにつきましては、特に助産師につきまして、お母さん方の産前産後の体の不安を解消するところがありますので、ここについてはもう少し積極的に考えていただければと思います。

ふれあいセンターの開所につきましても、今現在は検討していないということでございますが、ふれあいセンターがあるのを知らない方もいらっしゃると思います。ふれあいセンターで何かありますよと言うと、ふれあいセンターってどこですかとよく言われることがあるので、私なんかびっくりしてしまうんですが、それぐらい住民には、例えば赤ちゃんがいて予防接種があるとか健診があるとか、あるいは特定健診があるというときにはいきますけれども、ふだんは非常に住民の生活とは離れた位置にある施設になってしまっていると思います。ここにつきまして、来年度、たしか屋根の改修が計画の中にのってきていると思いますが、それと含めまして、やはりこのところは、誰もが使いやすい施設に改修して行って、みんなの税金でつくっている施設ですから、誰もがいつでも入ってきて安心できる施設になればいいと思いますが、来年度の改修とあわせて検討されてはいいかかと思っています。ここについて、もう一度、村長にお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今の件につきましては、予算編成の時期でありますので、検討させていただ

きます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） 私が申し上げたのは、実施計画の中ではそういうふうになっているということでございますので、ぜひそういう機会に、もう一遍、どこが問題点であるのかということを含めまして検討していただきたいと思います。

それから、学校現場で、命についてあるいは体についてということ教育していくことが、子育て包括支援センターの方に相談に行くときには、自分たちの体がどれだけ大事であるかということ小さいころから知っていれば、初めてそこに結びつきますし、また、そこで得たことをまた次の世代につなげていくということがありまして、今、日本全国で悲惨な虐待であるとか、いろいろな小さい幼児の方の悲惨なニュースが結構流れているんですけれども、そういったところに、命がどうして生まれてきて、どういう意味を持っていてということ学ぶことで、人に対する命の尊厳というもの生まれてくると思います。これにつきましては、学校現場で妊娠や命について教えていくという取り組みについては現在どのようになっているかをお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川宗幸君） ただいまの篠崎議員のご質問でございますが、学校の保健体育、そういうような授業の中で行っているというように認識しております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） これは、例えば先生方は保健体育の先生が多分やっていると思います。ですが、例えばほかの地域では保健師さんなどが実際に çık かけていって、性教育ではないんです。これは性教育ではなくて、命の大切さについて子どもたちにわかりやすく授業をするというところを実際やっているところもあります。先進事例などをぜひ見ていただいて、場合によっては学校の外との、そういう行政とかとの関連性も持って、ぜひ当たってごらんになってはどうかと思います。これは非常に大事なことです。先進国の中で、自分の体や命について、あるいは女性について、男性についてのいろいろなそういうことについて、学んでこないのは日本だけだと一説では言われているぐらいです。そこが、今の日本のゆがみが出ているところではないかと思います。決して恥ずかしいことではありませんので、ぜひ村には専門的な保健師さんなどがおりますので、連携していただければと思います。

最後にお伺いしますが、私はこのたび研修に行きましてネウボラについて学んでまいりました。そこには、自治体の長が研修を、担当課に男の方もいっぱいいらっしゃいました。担当課の方に、おまえ行って学んでこいと。それで、ぜひ自分たちの自治体でやりたいので、ぜひどんどん学んできて広げてくれということを積極的に言っている自治体職員の方がいらっしゃいまして、非常にそういう姿勢に感銘を受けたわけであります。職員を研修に、こういう先進事例につきまして、特に、母子保健ばかりでなく、福祉の研修につきましては職員を派遣していただくような体制を

ぜひとっていただきたいと思います。このところは、住民の生活と密着しておりますので、研修について充実していただくようお願いしたいと思いますが、ここについて村長、どのようにお考えかお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 職員の研修につきましては、福祉ばかりではなく、いろいろな部分でそういった研修があれば、積極的に私は研修に行かせるべきだと思っております。これからの世の中、非常に難しい状況でありますので、いろいろな部分でそういった要請というか、情報がありましたら積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第 11 番（篠崎久美子君） 研修に参加されている自治体職員の方たちの中には、本当にそういう形で実際に持ち帰って、つくり上げていく人たちがいっぱいいらっしゃいました。先ほども言いました、白馬村の場合はいろいろなサービスがありますので導入しやすいと思いますし、お金を出すことだけがケアではありませんので、そのところをぜひ念頭に置いて、今回の私の 2 番目の質問は投げかけであります。ぜひ検討していただくように、早急に検討していただくようお願いしたいと思います。

続きまして、3 番目の質問に移りたいと思います。

地域の食と農についてお伺いいたします。

議長、すみません、残り時間は何分ですか。

議長（北澤禎二郎君） 21 分です。

第 11 番（篠崎久美子君） 食と農、観光の関係性は非常に深く、地域の魅力として、特色ある食の提供や地域の豊かな農地の風景を提供することは、観光資源としても非常に重要でございます。また、地域の食材を地域で消費することは食育にもつながりますし、郷土食を次世代に伝えることもできます。そしてまた、食の原材料である農業のところを守ることにもつながり、それは先ほどのように戻りますが、豊かな風景を守ることにもつながっていくわけです。

そこで、以下についてお伺いいたします。

観光面や食育の観点からは、地域食材のさらなる活用が望まれます。その際は、地元食材と提供施設や消費者をつなぐことが必要となりますが、現状や支援の方向性、また、料理方法などの研究や普及について現状をお伺いしたいと思います。

第 5 次総合計画（案）の中では地産地消の推進を掲げ、地産地消認定制度、これは仮称だそうでございますが、これを創設することで地場産品の提供施設である観光宿泊施設等の支援をするとしておりますが、具体的なイメージはどのようなものであるのかをお伺いしたいと思います。

県としましては、地域の特徴ある食材として、また、鳥獣対策の面からもジビエ料理を推進しております。村として取り組みへのお考えをお伺いいたします。

最後に、神城の多目的集会施設の加工所につきましては、現在みそ加工や漬物加工に利用されておりますが、今後、他の農業生産物加工の拠点として活用を図るなどのお考えがあるかどうか、これについてお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 3点目の地域の食と農についての質問に対しての答弁をさせていただきますが、地域の食材を地域で消費するためのパイプ役としての現状についてであります。村では平成25年度に、篠崎議員にも大変ご尽力をいただきました白馬村地産地消推進計画を策定いたしました。地産地消推進の方針、数値目標を示し、事業を展開してまいりました。平成28年度が最終年度となり、先ごろ目標指標の評価を行なったところ、生産部門の安全安心の確保に関する事項を中心に評価が高かったものの、流通・消費部門については現状維持がほとんどの低い評価となりました。具体的な実績は、毎年秋、村民が集う文化祭会場で、白馬産米や地場産のみそ、白馬豚など白馬産食材を地元でPRする秋の食味フェアの開催、学校給食への新しい特産品の提供のほか、特産品推進員を農政課に配置し、紫米等普及活動での地元への働きかけとして、学校給食への定期的使用の調整、調理師会の講習会での地元食材採用のお願いなどを行なっているところであります。

最初に、今後の支援の方向性は、現在第1期食育推進計画に地産地消推進計画を組み入れた第2期白馬村食育推進計画を策定中であり、その中で定めてまいります。基本的には現行の計画を踏襲しますが、最近長野県などでもよく使われております、消費者立場に立って、地域が使いたいものを生産していく、いわゆる地産地消の考えも検討していきたいと思っております。

また、料理方法の研究や普及については、過去に観光局において「白馬村のあったかごはん」という郷土食60品を紹介した格調高い冊子を制作し、全戸配布した経過があります。しかしながら、どの程度村内に浸透したかは疑問符がつくところであり、手段を成果までつなげる難しさを実感したところです。

現状としては、先ほども触れましたが、調理師会との連携に糸口をつけたことや、村の主催ではありませんが、地元女性陣が各家庭でとれた食材を見事な調理に仕立て、まさに郷土食の展示会の様相を呈する9月の道の駅白馬の収穫祭協力を挙げさせていただきます。この収穫祭は、観光客だけでなく、住民にもPRしていき、普及につなげたいと考えておりますし、地産地消を引っ張っていく施設として、道の駅白馬とさらなる連携をしてまいります。特に、観光局で申請をするDMOにおいて、積極的に地産地消、食と農を推し進めます。食と観光は切っても切れない関係で、まさにDMOの分野だと思います。

2点目の第5次総合計画に掲げた地産地消認定制度のイメージですが、提供する料理や商品に白馬産のこだわりを持つ施設にお墨つきを与え、ネットや紙媒体で紹介していけば、観光事業者からの関心が高まるのではないかと考えた施策です。認定の基準や方法についてまだ検討はして

いませんが、有効な地産地消推進策にしたいと考えております。

3点目のジビエ料理推進への取り組みであります。現状は猟友会から好意で不定期に届けられるイノシシやシカの肉を何かイベントがあれば活用しているといったところで、今年度は道の駅収穫祭や銀座NAGANOでの白馬村フェアに使いました。確かに県では、林務部内に鳥獣対策ジビエ振興室を設け推進していますが、白馬村では、まず有害鳥獣対策が優先させるべき課題であり、猟友会員の確保や活動支援による狩猟体制強化に取り組んでおり、その副産物と言えるジビエ料理振興に施策展開していく考えは現在のところありません。もちろんジビエ料理は山間地の食として興味深く、都会の人たちからの人気が高いと聞いており、決して否定するものではありませんが、私個人の思いとして、鳥獣の解体確保施設なども含め、広域的な取り組みで検討すべきではないかと考えるところであります。

最後の質問の神城多目的施設に併設の加工所のさらなる活用についてお答えいたします。

現在、みそ加工、漬物加工に利用している施設については、約10年前、本格的に地場産大豆を利用し、特産品としてみそづくりに取り組む組合の設立時に、当時一般向けのみそづくりに使っていたもの、利用頻度の低かった施設に多少手を入れ、組合の活動拠点として、漬物とあわせ、ほぼ通年活用されるようになり、現在に至っているところであります。

ご質問のように、他の農業生産物加工の拠点としての活用については、現状が、保健所許可も含め、みそと漬物加工に特化しており、スペース的にも難しいと思います。農産物加工施設は6次産業化推進にとっても非常に重要な施設であると認識しておりますが、一方では、加工施設をつくるよりも加工業者への委託のほうが多種多様な要求に応えられるとの意見もあり、仮に村が農産物加工施設建設を進めるとしたら、今、議会で複数の議員から質問が出されております新「道の駅」構想の中で検討してまいりたいと思います。

また、参考までに、現在村では特産品としての商品化、販売に取り組むことを条件に、ジャムなどの加工施設整備に対し特産品開発補助の対象としておりますし、振興公社でも一般の方に野菜やキノコの乾燥機を開放していることをお伝えし、答弁いたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間は、答弁も含め、あと10分です。質問ありませんか。篠崎議員。

第11番（篠崎久美子君） ご答弁の中でも、例えば郷土食の本を配ったであるとか、そういうことがあるから、どれだけ浸透しているかわからないというような今ご答弁があったわけですが、これは特産品とかあるいは食については、何年も前からずっとやってきているわけです。ですが、「これが白馬」というものがなかなかない状態ではないかと私は思うんですけれども、進んでいかない原因はどこにあると。これだけ毎年毎年一般質問でも出ますし、いろいろなところでどの本を見ても、例えば観光地経営計画にもあります、あるいは総合計画にもあります、総合戦略にもあります。そういうところでも全然進んでこないように私には見えるんですが、ここ

の原因はどこにあると村長はお考えですか。村長にお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） 全く進まないとは私は考えておりません。今言った施策は行っておりますし、特産品開発に限っても、取り組む人たちはふえておるところはあります。ただ、見た目、遅々として進まないというご指摘は甘んじて受けたいと思いますけれども、私どもも臨時職員を採用して、一生懸命売り込みをしておったりしております。今後といたら、観光部門との連携、それが第一になるのかなというふうに考えております。そこら辺がうまくいけば、もっと進むのではないかというふうに農政課としては感じております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

第11番（篠崎久美子君） 例えば、観光の話が今話が出ましたが、観光地経営計画の中の戦略重点プロジェクトにおきましては、今年度につきましては白馬産食材の地産地消の推進の中に、地域食材を生かすアイデアの募集、地場食材の活用状況と活用に向けた課題の把握を掲げております。現在、実際の今年度の状況をお伺いしたいと思います。

また、白馬商工会さんが10月から11月にかけて主催しました白馬創業塾におきましては、今年度は50名に近い方が出席されておりましたけれども、非常に食を提供する施設をつくりたいという方が多くございました。私も参考までに出席させていただく中では、非常にそういう声が多かったんですが、今年度から創業者への開業補助という形で支援体制を整えてきているところでございますが、こういう希望のある方たちを、具体的に食を提供できる施設まで持っていくには、こういうところを充実、さらにしてもらいたいし、利用してもらいたいと思いますが、参考までにスタート元年であります今年度の補助支援の状況についてお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 1点目の経営計画の中でも、具体的に食の魅力づけということで事業化に向けて取り組んでいまいしょうということでやられているのは、議員の今言っているとおりでございます。しかしながら、まだ計画の段階の中で具体的な動きがないというところが現実でございます。今後、さらに生産者あるいは消費側の事業所側との仕組みづくりというところから、まずスタートしていきたいなというふうに担当課では考えております。

2点目の、それにしても、実際に起業するところを応援する仕組みという中で、食の部分についても、そういったところを手がけたいところを応援しようというような考え方で、創業支援という枠組みが去年からスタートしてきているということでございます。

現在の状況がどうかという具体的なお質問でございますけれども、創業支援に関しては商工会の連携事業ということで、昨年から創業支援の経営講座のほうをスタートさせていただいています。実際に創業の補助制度を創設した中で、昨年の受講者のうち、まず、きちっと受講した去年の実績でいいますと6名というふうに聞いております。今年度も既に50名以上の受講者が受講

されており、修了者でいいますと15名ほどおられますので、現実的にはトータルすると20名以上の方が、まず助成金を受け取る一つの補助の対象者となり得るというふうに観光課では把握しております。昨年から創業支援の助成の申請は具体的には出ておりませんが、スケジュールとすれば、年明けにその締め切りをまずさせていただき、年度内の創業支援に対する対象者を絞ってまいりたいというふうに考えております。その中で具体的に食の部分についても、やりたい人に対してそういう支援の枠組みをできるだけ与えながら、後押しができるような仕組みとして動ければなど、担当課ではこのように考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第11番（篠崎久美子君） ぜひ積極的に進めてほしいと思います。せっかく志を持って村外から見えている方もいっぱいいらっしゃいましたので、そういう方たちの気持ちにも応えることもですし、あるいは食の場を提供するという、いろいろな新しい感性を持って食に向かうという方たちを応援していただければと思います。

続きまして、6次産業化あるいはいろいろなものの特産品についてもそうですが、情報共有をしなければ、需要と供給の状況を見る、あるいはバランスを見る、また、これがずれていることの確認にもなるわけですが、それについて、一つのきちんとした組織があるべきだと思いますけれども、それについてどのようにお考えになっていらっしゃるか、あるいはまた、住民に対しても、そういう組織がある中でワンストップで特産品なり6次産業化について相談が受けられるというような形も含めて、このような情報共有をする組織があるべきではないかと思いますが、それについて伺いたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） おっしゃるとおりだと思っております。ただ、観光地経営計画にあります白馬版DMO等々がその団体になるのではないかなと私は思っているんですけど、ただ、私どもの活動としては、調理師会もそうでしたし、宿泊の業者を呼んでどんなものが欲しいかという懇談会は2回ほど開いた経過はあります。そんなような活動も、それに資していきたいというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間は、答弁も含め、あと3分です。質問ありませんか。篠崎議員。

第11番（篠崎久美子君） 住民に対して、DMOなんかの場合は大きな組織の中でそういう形で関係者が動いていくわけですが、住民に対して情報が出ていかないと、例えば先ほどのジビエなんかにしても、取り組む予定はないということだそうですが、いろいろなところに、イベントのときに出ていくという話にはジビエを使うと。ですが、村の中で、じゃ、どこでジビエを食べられるんだ、どういう料理があるんだといっても、誰もそんなに食べたことはないよとか、

あるいは今の特産品なり今のいろいろなものを進めているわけですが、それがどこに行ったら食べられるの、どこに行けば手に入るのということもわからない状態でもあったり、あるいは自分がつくりたい、加工したいと思っても情報がないということもありますので、ぜひ農政課なりのところで支援する、せっかく特産品の推進員の方を雇われていますので、そういうところも含めて住民にもっとPRしていただければと思います。

住民が知らないということについてですが、役場の玄関フロア、村民ホールですが、ここに特産品なり今の旬のものを展示するコーナーをぜひつくっていただけたらと思います。これは加工品ばかりではなくて、例えば白馬で有名なミニトマトであるとかブルーベリーであるとか、あるいはアスパラであるとか、そういうものも含めまして、それからお米はもちろん、おそばはもちろんなんですが、ぜひ白馬の豊かな山と水源の写真を使いながら、こういった展示コーナーをぜひ設けていただいて、村外の方ばかりではなく、実は村内の方にもこういうことがあるんだよということを知らせていただければと思いますが、これについて最後にお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまのご質問ですが、ほかの自治体の庁舎等行っても、そういったコーナーがあるところがあります。中には大吟醸の一升瓶を飾ってある庁舎もあるわけなんです、そこら辺十分担当課、総務課を中心に検討したいと思っています。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありませんので、第11番篠崎久美子議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時14分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第6番太田伸子議員の一般質問を許します。第6番太田伸子議員。

第6番（太田伸子君） 6番太田伸子でございます。

一般質問5人目というところで、理事者の皆様も大変お疲れだとは思いますが、私たちも、今5人目ということで、私もしっかりと気合いを入れ直して一般質問させていただかないと、ぼーっとしているようなところがありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、通告に従いまして、大きく3問について質問しております。1番目には白馬高校支援事業について、2番目に震災復興事業について、3番目に情報開示の基本方針について聞いております。

まず初めに、白馬高校支援事業についてお伺いいたします。

白馬高校が全国募集できるようになり、村外からの生徒を受け入れて9カ月になります。そこ

で、白馬・小谷両村で行なっている白馬高校支援事業について伺います。

1 番目に、9 月定例会で寮の運営について、手狭になって来年度の受け入れに対処する検討をしているとのことでありましたが、進捗状況を伺います。

公営塾の生徒が多く学業に積極的で歓迎すべき状況と思っています。国・県からの支援を検討されているのでしょうか。

3 番目に、寮の運営、賄い、また、公営塾のマネジメント等、委託されている事業先と事業費を伺います。

4 番目に、以前から提案しています支援事業の運営管理移管について検討の進捗状況を伺います。この4 番目は先ほどの篠崎議員の一般質問と同じようなところがありますが、いま一度ご答弁をお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 本日、第1 日目の最後の大トリの一般質問であります。緊張感を持って答弁をさせていただきます。

太田伸子議員からは、3 点、事前通告がございました。順序に従って答弁させていただきます。

白馬高校支援事業に関する質問であります。まず、寮の関係については、現在のしろうま P a l H o u s e の隣にあります法政大学のセミナーハウスをお借りできないかと大学側と交渉しておりましたが、3 月からお借りできるような見通しとなりました。1 月に大学側の理事会があり、そこで正式に決定されるというふうにお聞きしております。当面はお借りすることとし、事務レベルで契約書や賃貸料について詰めているところです。賃貸料については、月額4 9 万円ほどということで調整しております。また、その後については、土地建物を取得したいと考えており、不動産鑑定評価では4, 3 0 0 万ほどありましたので、譲渡についてもあわせて調整をしているところであります。来年3 月に入りましたら、早々に移動ができるよう、現在内部配置や必要な改装の検討をしているところであります。また、現在のしろうま P a l H o u s e であります。女子の下宿先が今年度をもって経営をやめたいという申し出があったために、男子の移動にあわせて女子寮として利用することで現在準備を進めているところであります。

次に、公営塾にかかわる国・県の支援についてのご質問であります。この件につきましては、長野県議会9 月定例会において一般質問でも取り上げられ、長野県教育長が、県、県教育委員会、白馬村、小谷村で国の制度の活用を含め、財政面における工夫については四者で知恵を出し合っ
ていながら考えてまいりたいと答弁をされました。そのことを踏まえ、1 0 月には長野県教育委員会と白馬村、小谷村で意見交換をしております。現在のところ、国の補助制度としては地域未来塾といった制度がありますが、しろうま学舎の運営形態が地域未来塾の制度設計に合わないため、引き続き県村で協力して財政支援策を模索していくことを確認することとしております。

次に、委託事業の事業費であります。まずはしろうま学舎に関する委託料は、株式会社プリ

マペンギーノに393万1,200円、しろうまPal Houseに関しての委託料はNPO法人ニューベリーに1,037万7,912円、共立メンテナンスに769万1,760円であります。また、地域おこし協力隊募集に関する委託費として、株式会社プリマペンギーノに199万8,000円であります。

最後に、支援事業の事務局体制についてであります。篠崎議員への答弁と同様であります。現在、小谷村白馬山麓環境施設組合と協議をしており、人員体制や業務について詰めているところであり、本定例会に組合規約の変更などを提出する段階ではありませんが、今後協議が調い次第、議会の皆様にお諮りしたいというふうに考えております。

1点目の白馬高校の支援事業についての質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 白馬高校の支援事業については、私は毎回のように定例会で一般質問させていただいております。その中で、9月の定例会で質問させていただきました。そのときに、寮の取得についてであります。取得する建物の内容について十分な調査を行なったのですかという質問をしました。そこで副村長は、法的には調査はしていないとの答弁がありました。答弁を聞いてくださった村民の方々や議会報を見た村民の方から、行政はあまりにも無頓着な手続で寮を購入したのではないかと、こんな手法をいつもとっていて行政を進めているのかとのご批判を聞いています。これから再整備、今回法政大学の寮を3月から借りられる見通しとおっしゃっていますが、その寮についてしっかりと調査をした上で、借りる方向にお話を持っていかれたのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） まず、しっかりした調査というのはどの辺までを指すのかというところについてなんですけれども、法的なといいますと、耐震ですとか耐火ですとか、そういったものを再度専門家に依頼したというのがしっかりした調査であると言うのであれば、それはやってはおりません。ただ、寮として使用に耐え得るかということにつきましては、現在管理していられる舎監ですとかハウスマスター、そのような方々に内部を実際に見ていただいて、どういふような使い勝手がというようにところの調査はしておりまして、それについては十分使えるというように見解に達したというところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 今取得しているPal Houseのほうですが、そのところで大きな部屋があるので、改築・改造しようとしたら、耐震もなっていなかった、耐火もできていなかった、それで専門家に見ていただいたら、これでは9,000万以上のお金をかけないとできないというふうなお話が来たというところで、そういうチェックをしなかったのかということの前の定例

会ではお聞きいたしました。今回は、そういう手も入れなくていいような寮になっているという、今の舎監の皆様からのお話で足りるということでもあります。

それで、今の P a l H o u s e を女子寮に使うという案があるというふうにお聞きいただきましたが、私たちも P a l H o u s e 見させていただきましたが、男子寮としてならいいんでしょうけれども、女子寮であるまま使うということは、プライバシーも何も、何か部屋がすごくあけっ放しみたいな感じなんですけれども、3月から法政のほうで借りられるようであれば、3月の1カ月の間に、幾らか手を入れるという予定はあるのでしょうか。女子寮に使えるような、プライバシーの守られる部屋にする予定はありますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 今、新しくお借りする部分についても検討をさせていただいておりまして、それに引き続いて現在のしろま P a l H o u s e のほうを女子が使うに当たっての利用のレイアウトですとか、そういったものも引き続き検討していきたいと思いますが、大きく手をいれるかどうかというのは、その検討次第ということになるかと思います。

それと、先ほどの法的なチェックはしていないということの中で、一つ補足があるんですけれども、不動産鑑定評価をする中において、不動産鑑定士のほうで耐震ですとか耐火ですとか、あと利害関係、そういったものの確認は既にされておりますので、先ほど私、何もしていないというのは多少誤解があるといけないものですから、そういったことで鑑定士さんのほうからの評価はいただいております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） ぜひ大事な子どもさんたちを預かるというところの事業でありますので、なるべく丁寧に手を尽くしてあげていただきたいと思います。

先ほどの公営塾の寮の運営に関して、先ほど県と検討された結果、今の白馬高校の公営塾の運営の形態と、国・県から示されている未来塾の運営形態がちょっと違うというところから、まだ国や県の支援を受けられない、手を挙げられないというふうにお話があったと思います。情報によれば、国が3分の2、県が残りの3分の1を出して塾の運営をするというふうな支援があるというふうに聞いております。ただ、そこにはいろいろな制約もあったり、運営の形態が違うというところがあるのでしょうか。でも、今これをお聞きすると、国・県でほとんどの塾の費用が出る。ぜひ積極的に協議、要望というものをさせていただきたいと思うのですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） まず、国の制度に合わないといったところの説明をさせていただきたいと思うんですけれども、地域未来塾という制度は、貧困による学力格差、塾に通いたいけれども

貧困により通えないという学生を救うために、市町村が地域のボランティアの方を講師に雇って、学校で公営塾のようなものをやるといった経費について国のほうから補助制度があるという部分があります。ここで問題になっているのが、講師の方がボランティアであるというところでありまして、白馬村の場合は地域おこし協力隊を雇用してお金を払ってやってもらうというところが、国の補助制度の目的とずれているというところで、制度設計的に合わないところがありますというところで、今、長野県と話をする中では、どういったところに当てはめられていくか、また、違う制度がないか、そういったところをお互いに研究し合いましょうというところまで行っております。

ですので、公営塾に関しては、地方創生の最たる事業であると村のほうでは思っているのですが、なかなかそういったところの制度に合わない、先進的な事例だけに、他の制度のほうを追いついてきていないのではないかとこのように村のほうでは考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） それから、寮の運営、賄い、公営塾のマネジメントの業務委託料なんですが、先ほどお聞きいたしました。それで、私たちは寮の運営や賄い、公営塾というものは、白馬村と小谷村両村で支援していく事業だというふうに考えています。

ところが、いつの間にかと言うのは失礼なんです、寮の運営に、ニューベリーというところに1,037万円余り、また、公営塾のマネジメント委託料で390万円余り、それから、まだそのほかにも何百万、結局、こんなに2,000万近いお金が委託されています。大事な大切な生徒さんを預かるという立場から、単に住むところ、食事を提供するというだけでなく、生活面においてもしっかりと気を配っていかなければならないというふうに思っています。できるだけ体制は必要と考えますが、現在入寮している生徒数から、お世話をする人は何人ぐらいが適正なのかというふうにお考えでしょうか。マネジメントとかに委託するお金というのが2,000万円もかかっていると言うならば、地元とか、もう少し親身になって考える人たちをふやして雇っていただけるお金は出るのではないのでしょうか。この寮の運営に、ほとんどが今聞くと、村のほうで当たったりいろいろなところを探したりしている、また、地域おこし協力隊の舎監の方々もいらっしゃるのに、まだここにこれだけのお金をかけなければいけない、その辺のところはどのようにお考えになっていますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 今の主に寮のほうのご質問だったものですから、寮のほうのニューベリー、共立メンテナンスの関係でお答えしたいと思います、ニューベリーの中には、今舎監として入っていられる方1名の人件費も含まれているというものもあります。それと、共立メンテナンスさんのほうは給食なんですけれども、この中には地元雇用のパートの方の人件費も含まれているということでご理解をいただきたいと思います。

単に生活するだけの生活寮であれば、これほどまでにNPO法人のほうにマネジメントを委託するという経費をかけずに、人件費分だけで済むわけなんですけれども、それをさらに超えて公営塾、寮、高校と三位一体になって魅力ある高校をつくっていくというところを目指しておりますので、そのところのノウハウですとか、あるいは他の教育寮との連携ですとか、そういったことも含めての経費であるというように考えております。ただ、本年度、ニューベリーにつきましては、初期の開設の初期投資の部分もあるものですから、多少高めにはなっておりますけれども、そういったことで村としては必要な経費であるというように考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） ぜひ白馬高校、国際観光学科の生徒だけではありませんので、平等な教育ができるような形、もちろん必要なものは、今始まったばかりですので、かかるものはかけていただいて、しっかりとした支援事業をしていっていただきたいと思います。

それでは次に移りたいと思います。

震災復興事業についてお伺いいたします。

応急仮設住宅の皆様に貸与していた什器備品や、支援していただいた物品についてお伺いいたします。

38戸分の電化製品を貸与していたと思います。什器備品、また、物品のその後の処置、管理についてお伺いいたします。

村営住宅が11月25日に竣工式を終え、被災者の皆様は無事に入居されました。18戸の村営住宅は、まず被災者のために早急に建設のための希望をお聞きして建設したと説明を受けています。しかし、6戸の住宅の空きがあります。当時どのような聞き取りをされたのかお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 2点目の震災復興事業について、答弁を申し上げます。

最初に、応急仮設住宅に住まわれた皆様に貸与していた備品等の処分に関する質問についてですが、村では、白馬村応急仮設住宅等入居者に対する生活用品貸与に関する要綱を定め、電化製品を初め11品目の備品を応急仮設住宅に入居されている方に対して無償で貸与してまいりました。また、このうち冷蔵庫、洗濯機、炊飯器、テレビに関しましては、村がそれぞれ35台を購入し、応急仮設住宅入居者だけでなく、応急仮設住宅入居基準を満たす方にも希望に応じて無償で貸与したところであります。

これらの貸与してきた物品の処分については、本年7月にその方針を定め、貸与した方々にご通知を申し上げ、所要の進めを進めてまいったところです。具体的に申し上げますと、貸与物品のうち、行政防災無線受信器、電子レンジ、掃除機、こたつ、電気ポット、チェスト、室内物干

しにつきましては、希望により無償譲渡いたしました。また、冷蔵庫、洗濯機、炊飯器、テレビの4品目につきましては、希望により有償譲渡いたしました。有償譲渡の譲渡金額につきましては、物品の耐用年数を洗濯機、冷蔵庫、炊飯器につきましては6年、テレビにつきましては5年として残存価格を求め、その価格のおよそ2分の1の額とさせていただきました。その結果、冷蔵庫19台、洗濯機17台、炊飯器23台、テレビ29台を被災された方に有償で譲り渡すこととなりました。このほか、健康福祉課を通じて生活保護世帯に冷蔵庫1台と洗濯機1台を同様の金額で譲渡したほか、必要と認めた学校施設などの公共施設に設置し、現在冷蔵庫12台、洗濯機16台、炊飯器12台、テレビ6台を総務課において管理しているところです。今後、これらの管理物品につきましては、有効な利用方法を検討し、活用してまいりたいと考えております。

次に、住家に大きな被害が生じ再建が困難な被災者の居住確保のため、村では被災者向けの村営住宅を建設することとし、準備を進めてまいりました。一日も早い完成を願っておりましたところ、多くの皆様のご支援により、先月25日に竣工を迎え、阿部長野県知事を初め、多くの来賓のご臨席を賜る中で、竣工式と入居を希望された被災者の皆様に鍵の引き渡しをすることができました。被災者の皆様が2年ぶりに地域に戻れることの喜びがひしひしと伝わり、大変うれしく思っております。入居者の皆様は、先週末までに無事引っ越しをすることができました。皆様が健康で元気に、そして安心して安全に安定した暮らしが始まることを願っているところであります。引っ越しの際は、ボランティアを募集したところ、大勢の皆様にご協力をいただき、誠にありがとうございました。この村営住宅が生活の再建と地域コミュニティの継続に貢献できますことを願っております。

村営住宅建設計画においては、昨年6月に、被災された世帯を対象にアンケート調査を実施いたしました。内容は、今後の住居の考え方でありまして、現在の場所に建て直す予定でいるのか、村内の別の場所に建て直すのか、また、村が建設する公営住宅に入居予定かなどといった内容をお伺いいたしました。当初、村営住宅への入居を希望された世帯は18世帯であり、この結果を受けて、村では全世帯が入居できますように10棟18戸の建設を計画いたしました。村営住宅建設に関する説明会は昨年12月22日に開催させていただき、木造平屋建ての3DKであるといった施設の概要や家賃の関係、申込書の提出や手続等の説明会を実施しております。当初は洋間の3DKを提案いたしましたが、和室が欲しいという希望が数多くあったため、1室は畳の間を設けることといたしました。本年1月から2月にかけて申し込みの受け付けをいたしましたが、仮申し込みをしたその後に家を再建したり購入するというので、6名の方が自立再建を目指すこととなり、結果としては、現在は12世帯が入居されております。現在は16戸が空き室となっておりますが、先月より今月の12日までの約1カ月間の周知期間を設け入居者の募集を行なっています。本日現在、既に空き室を上回る申し込みをいただいております。来週には新たな入居者が決定する見込みです。新たに入居される皆様には、地域のコミュニティの一員として活動

されることを期待しているところであります。

2点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 仮設住宅に入居された皆様に生活のご不便がないように、電化製品など村で貸与された、その貸与しているというところで、第1回目の義援金分配金の中には、応急仮設住宅に入居されている方と、ほかで生活されている方との差は、たしか6万円だったと思います。それは今の電気製品などを減価償却して2年間というところでお貸しする、だからその分を引いたり、いろいろなユーティリティの使用料とか、そういうものを含めたところで6万円の差額をつけて分配したというふうなたしか聞いています。

それで、そのときにもお聞きしましたが、貸与しているけれども、今使っておられる皆さんが、まだこのまま電化製品が要となれば有償ですけれどもお譲りして、持っていってもらっても結構です。結果、テレビが6台、冷蔵庫が12台、洗濯機が16台というふうに残ってきたわけですよ。それで、先ほど生活保護世帯の方にも同じように有償でお譲りしたというふうにお聞きしました。この残った物品というんですか、これの処理の仕方というんですが、ほかにも被災されていて、私たちが冷蔵庫買わなければいけなかったとかというふうな方々への情報というのはあったのでしょうか。ただただ仮設住宅に入っておられた方々には持っていってもらってもいいと。ここでもう少し丁寧に、ほかの被災されている方、仮設住宅に入っておられなかったけれども、いる方々に対しての配慮というものはあったのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいまの貸与の関係の仮設住宅の入居以外の方への周知があったのかという質問に対してお答えさせていただきますが、まず、貸与につきましては、白馬村応急仮設住宅等管理要綱の中で規定いたします「入居基準を満たす方」を対象として貸与に関する要綱というものを制定しております。それに当たり、今回備品等につきましては、入居されている方だけではなく、ほかにもこの要件を満たす方にも当然対象として通知のほうはさせていただいているというところではございますが、要綱に入居基準を満たさない方については周知のほうはしていないという状況でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 入居基準を満たす方というのは、まずは全壊の方というふうに理解してよろしいでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 応急仮設住宅等管理要綱の中の第3条入居基準、こちらを読ませていただきたいと思います、「仮設住宅に入居できる被災者は、次の各号に該当する者とする」。第1号では「居住する住宅が全壊の被害を受け、居住する住家がない者」、第2号「居住する住宅

が大規模半壊の被害を受け、居住する住家がない者及び土砂崩落等の危険により避難指示の対象となり、その指示の長期化が見込まれる者」、第3号では「その他村長が特に認める者」というのが入居基準の対象者ということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 今でなくて結構ですので、売却された物品に対しての金額など、また表に出していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ご質問の家電製品の販売価格につきまして、ご説明させていただきます。

計算式は、先ほど村長の答弁にもございましたとおり、耐用年数を計算し、その残存価格の2分の1というところでございます。まず、洗濯機につきましては1万4,000円、冷蔵庫が2万5,000円、炊飯器につきましては6,000円、テレビについては7,000円ということでございます。繰り返して説明させていただきますが、洗濯機が1万4,000円、冷蔵庫が2万5,000円、炊飯器が6,000円、テレビが7,000円という金額の設定でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 何かぼけっとしていて、時間がどんどん過ぎてしまいますので、どんどんと聞きたいと思います。答弁を簡潔にお願いします。

当初入居を予定していた被災者の皆さんが18件あったと。それが、それぞれの事情によって入居を取りやめた、いろいろな事情があったと思います。生活再建で目処が立って、住居を建設されるという方がたしか4件、お仕事の都合で村を離れられた方が1件、今まだ入居をどうするかということを考えている方が1件というふうに、たしかお聞きしたような気がします。違いますか。先日説明ではそのように聞いたんですけれども、いろいろな事情ではあったと思うんですけれども、今回の村営住宅建設に当たっては、白馬村は、住宅建設に関しては激甚災害の認定を受けられませんでした。が、県の特別災害指定によって12戸分の住宅に関しては4分の1の補助をしていただけるというふうにお聞きしました。なので、18戸分の2分の1は国から出ている、あとの2分の1の中の12戸分の2分の1の2分の1、つまり4分の1は県の特別災害指定によって補助金が出ている、あとは村費で建てたというふうに考えています。

急を要したとはいえ、今回土地の取得に関しても、村民の皆様から土壌や買い上げの価格に関しても、いろいろとご意見をお聞きしています。また、今回、結果的には12戸でよかったものを18戸建てているというところで、6戸分とは言わないですけれども、もう少し財政の厳しい村の負担が抑えられたのではないのかと思っています。先ほど、被災された方が暖かい、いいお

家に住まわれるということはとてもいいことだと思うんですけども、その辺のところは村長はどのようにお考えになっていますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、太田議員の言われるのは、18戸で建設したが6戸余っちゃった、無駄な建設だったと、こういった質問だと思いますけれども、当初、先ほど答弁したとおり18戸の方が入居したいということでありますので、村としては住宅がない、潰れて自立再建もできない、そういった方にぜひ村として建設したいということで、しかも被災地の場所に地域のコミュニティーを守るといった、そういった意味も含めて建設したところであります。結果的に6戸余ったということでありますが、先ほどの答弁でもありましたように、今募集をかけておりますが、非常にニーズが高くて、今現在6戸に対して20戸の応募があるというようなことであります。

そんなことで、村でも、村営住宅、割合、白馬村、戸数が少ないといったこともあって、今回そういった意味では、定住促進も含めて建設して、今公募しているところで、よかったなというふうに思っております。ただ、財政的に云々という話も片方にはあるかと思っておりますけれども、こういった地域が、また新たなコミュニティーができて、そして地域が元気になる、そういったことは非常に大事だというふうに思っておりますので、ぜひご理解をいただきたい、そんなふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 私は、最終的に6戸が要らなかったから無駄な6戸を建てたというふうには思っておりません。ただ、いろいろな村営住宅入居に関して災害被災者の方々のハードルというのが、結構私は高いのではないかというふうに思いました。被災された方が全て村営住宅に入るときには震災対応をしていただけるのかと思っておりましたけれども、入居される方の中で若い人がいれば普通の村営住宅の家賃に戻ってしまうとか、そういう規制があったということを私も知らなかったもので、そういうお話をされたのかなというふうに思っています。

時間がないので次に移りたいと思います。

情報開示の基本方針についてお伺いいたします。

1番目に、村長から諮問され検討している環境審議会は、条例の中の大型開発について協議しています。第3回の委員会の最後に、事務局から突然に秘密会の提案がありました。その真意を伺います。

以前は複数区の同時懇談会でありました。昨年から各区の事情を考慮し、個別開催することとした地区役員懇談会が終了しました。その成果について村長にお考えを伺います。

情報開示の範囲は、大変複雑で判断が困難であると思っています。村長のお考えになる開示の基本方針はどのようなものであるか伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 3点目の情報開示の基本方針についての質問であります。最初に、環境審議会における第4回会議における非公開についてのご質問でありますけれども、太田議員もこの審議会の委員ということで出席されていると聞いており、伊藤まゆみ議員への回答と重複いたしますけれども、第1回から第3回は公開、この2日に開催された第4回は個人名や企業名に関連する建築物にかかわる情報をもとに審議することから非公開となったというふうに聞いております。また、議論を尽くしたい旨の意見もあったことから、事務局から次回は非公開でいかかと提案させていただき、最終的には太田議員も委員でありますので、委員同士が決をとり非公開と判断したというふうに聞いております。

いずれにいたしましても、事務局が公開・非公開を決定することはできませんし、仮に事務局がそういったことを決めれば、委員同士の活発な議論に水を差すことになりかねないと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

なお、第5回審議会は、全委員が了承のもと公開予定となったと聞いております。

次に、地区の役員懇談会の成果についてでありますけれども、11月8日から30日にかけて実施した地区懇談会につきましては、ことしは可能な限り地域に出向き懇談をいたしました。前回までは大変上から目線だと太田議員からも指摘されて、ことしは各地区、役場のほうから全理事者、職員がお伺いし、懇談会を開催したところであります。これは、PDCAサイクルの一環として、次年度以降のために反省と改善について、出席した管理職から意見をとっている最中ではありますが、私としては、ハード面の要望も大切であります。こういう村にしたいといったような夢や希望のある議論も次回はできればというふうに考えているところであります。

そして最後に、情報公開の基本方針に関するご質問であります。我が国における情報公開制度の歴史は、昭和57年、山形県金山町が全国の自治体で初めて情報公開制度について規定した公文書公開条例から始まりました。一方、国においては、こうした自治体の動きより遅れて平成11年に行政機関の保有する情報の公開に関する法律を制定し、平成13年4月に施行いたしました。

ご承知のとおり、本村では、平成12年3月に白馬村情報公開条例を制定し、同年7月1日から施行しております。この条例の第1条では、村民の公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、村民の村政参加を一層推進し、村民の村政への理解と信頼を深め、もって公正な村政の推進に寄与することを目的とするとうたっております。

これは、解説をいたしますと、村は、村の保有する情報を村民などの行政利害関係者からの請求に応じて公開することを村の機関に義務づけ、村民の知る権利を保障するという情報公開制度の理念に基づき、村民の公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、公開に関し必要な事項を条例で定める。また、村が行政執行上で生じたもろもろの情報は村民及び関係者共有の財

産であり、村は適正な管理と運用を図って村民の信託に応える責務がある。さらに、この条例は、村の行政情報が記録されている公文書の公開制度として確立するものであり、村民主体の公正な行政運営が一層推進され、村民に村政への理解と信頼が深まり、住みよいあすの白馬村を築くための意欲の醸成につながることを願いながら、情報の公開について制度化したものであります。

また、第3条では、通常他人に知られたくない、個人、法人その他の団体に関する情報の保護に最大限の配慮をしなければならないともうたっており、原則公開の精神に立って条例を解釈し運用しなくてはならないもののプライバシーの権利は、個人の尊厳にかかわる基本的人権の一つであるため、情報公開制度においても非公開としてこれを最大限に保護しなければならないとしているところであります。

以上が、本村の情報公開の基本とするところであります。

3点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

すみません、ちょっと訂正させていただきたいと思いますが、地区役員懇談会の成果についてですが、11月20日から30日と申しましたけれども、29日の誤りでございます。11月8日から29日にかけて実施したということで訂正させていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は、答弁も含め、あと12分です。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） まず、環境審議会のお話を聞かせていただきたいと思います。

私も委員として出席させていただいておりました。それで、第3回の委員会の最後に、突然、今回の提案がありました。次回は非公開としたいという提案がありました。そこで少し傍聴者のほうからも大きく声が上がったりしていたんですけども、そのときに委員間で最初に挙手で賛否をとったと思います。そのときには公開に賛成した委員が多かったんですけども、残念ながら、そのときに傍聴されていた方々がちょっと大きな声が上がったりして騒然となったために、退席していただきました。そこからは、先日出ております第3回の会議録「会議の概要」というのがあるんですけども、そこに「傍聴席が騒がしくなったため、委員から傍聴人退席を求める意見があり、傍聴人退席」というふうに出ています。これはホームページから出てきたものです。それで、その後、委員からのいろいろな発言があって、「最後、会長が挙手の上、決をとって、決は非公開多数、それで次回は非公開とする」というふうに出ています。しかし、私は委員で出ていましたが、そのときには賛否をとっていません。その委員の中のほかの委員の中で、挙手をしたというふうに言っている委員もいません。だから、このような事実でない会議の会議録の概要というものが公開されているのはいかなものか。

それから、次回は非公開にしたいと事務局から提案があった第4回の環境審議会、12月2日に開催されましたが、事前に配られた資料には何にもマル秘の記載がありませんでした。そして、当日配られた資料には、同じ資料にマル秘の判子が押してあるんです。先に郵送で配られてきた

会議資料にその記載がない、こういうふうになにか一貫性がないのではないかというふうに思います。村長、このような事実でない会議の概要の公開というものを、先ほどは私も委員として出ているのではないかというふうにおっしゃいましたが、委員として出ているからこそ、会議録の概要と違うものが発表されているというのは、いかがかと思われませんか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 太田議員からは、第3回の折の非公開というのが突然というお話でしたが、この審議の中で当然議事録といいますか、完全なテープ起こしはありませんけれども、ごらんいただき、「次回からの審議は、本日の意見をもとに、過去の経緯と手続論、延べ床面積、容積率、建蔽率等の個別事項を議論する」ということで、5,000平米の村内での事例も出していただきたいという内容が出されました。白馬村の情報公開条例に伴います非公開とする、いわゆる公開をしないことができる公文書の運用基準というものがございます。こちらの中では、法人その他の団体に関する情報で、いわゆる情報開示ができないというものには、法人になりますが、経営として生産販売、施設、設備、経理、財務、事業内容等に関する情報、こちらの例示として確認申請の申請書というものがあります。これについては公開することができないという基準がございまして、5,000平米に類似する施設の建蔽率、容積率、延べの階数、敷地面積等をいろいろと資料として出さなければならないということから、個人情報に抵触するおそれがあるということで、個人情報の扱いを公開とするのはいかがかというところでお話をさせていただいたというものでございます。

確かに前段で会議の資料として送ったところにマル秘という記載がなかったという部分については、若干一貫性がないというご指摘のとおりかとは思いますが、非公開とできるものの中には、附属機関への諮問及び答申に関する情報で、審議会等において非公開と決定された情報、こちらについても公開することができないという運用基準も持っております。これは公開することにより、当該審議とまたは当該事務もしくは事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれがあるものという、ここら辺も総合的に判断して、事務局としてはいかがかというお話をさせていただきました。

最終的に決をとるかというところについてのご意見ございましたが、審議会の会長は次回は非公開とするということで、異論が出なかったことから、大筋の中では非公開とすることでご理解をいただいたものと思います。ただ、第4回の会議の中で個別の事例は尽くされたということから、会長は欠席をしておりましたが、副会長の判断により、個別の事例の討議は済んだということから、また再度個人情報が出ないということで公開になったというふうに事務局としては判断しているところでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は、答弁も含め、あと4分です。

質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 今の吉田課長のお話と、それでは、ここに載っている議事録の概要とは違うというふうに判断してよろしいでしょうか。それですが、ほかにも聞きたいことがありますので、もう一つ、時間がありませんので聞きたいと思います。

個人情報大切にしているこの村であります。村営住宅竣工式には多くのマスコミの取材もありました。大変、村営住宅に入居される方々は喜んでおられました。私たちが見てもとてもいい村営住宅、私たちも入りたいなというふうに思えるくらい、とてもいい住宅でした。とても喜んでおられます。しかし、カメラの前で村長は、入居される方々に対して、司会というか、進行役の方が、何々団地の何棟の何号室まで、部屋の番号まで言われて、入居される方のお名前を呼ばれて、その人がカメラの前に出て行って、村長から「よかったですね」「ありがとうございます」、その感動シーンはいいんですけども、部屋の番号、名前まで言って、それって個人情報の一番のところにないのでしょうか。ましてや、独居老人の方、高齢の方、その方が入居される、それを進めているのがテレビの前でされている。また、9月の定例会の同僚議員の質問で、ふるさと納税の返礼品協力事務所の事業所名は個人情報保護法により公開できないとの答弁がありました。多額にご寄附をいただき、返礼品のお買い上げ金額も多額で、これは村費で買い上げています。その事業所の名前は個人情報保護法により出せない、しかし土木や建設、ほかにもありますが、入札の落札結果、参加事業者名とか落札金額までは、しっかりと1円の果てまで出て、広報はくばで公表しています。この違いというのはどこにあるのでしょうか。村の個人情報に関しての考えをお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） まず、先ほど私、説明をさせていただきましたけれども、原則は公開していくという部分になろうかと思いますが、村のほうで持っておりますのは、公開をしないことができる公文書の運用基準、これに基づいて、できるもの、できないものというふうに判断しておりますが、なかなか情報公開というものについては、庁内でも本来全員が知識として持っているべきものではございますが、内容を都度照会を受ければ、こういうものだというふうな話もさせていただいているんですけども、ご指摘のように、できる限り庁内の中で共通的な事務処理として進めていきたいとは思っています。

ただ、個別の事務事業の中で公にするというものもございますので、全てが統一化されるということはなかなか難しいかもしれませんが、できる限り運用基準に沿って行うように各課には通知を出したいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第6番太田伸子議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日12月13日は午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、明日12月13日は午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時15分

平成28年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成28年12月13日（火）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

平成28年第4回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 平成28年12月13日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤 亮 輔	第7番	横田 孝 穂
第2番	津 滝 俊 幸	第8番	太 田 修
第3番	松 本 喜美人	第9番	田 中 榮 一
第4番	伊 藤 まゆみ	第10番	太 谷 正 治
第5番	太 田 正 治	第11番	篠 崎 久美子
第6番	太 田 伸 子	第12番	北 澤 禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下 川 正 剛	副 村 長	太 田 文 敏
教 育 長	横 川 宗 幸	総 務 課 長	吉 田 久 夫
参事兼税務課長	平 林 豊	観 光 課 長	篠 崎 孔 一
ス ポ ー ツ 課 長	松 澤 忠 明	会計管理者・室長	窪 田 高 枝
建 設 課 長	酒 井 洋	農 政 課 長	横 山 秋 一
健 康 福 祉 課 長	太 田 洋 一	上 下 水 道 課 長	山 岸 茂 幸
住 民 課 長	矢 口 俊 樹	教 育 課 長	横 川 辰 彦
総務課長補佐兼総務係長	田 中 克 俊		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 山 岸 俊 幸

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前 10 時 00 分

1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名です。

これより平成 28 年第 4 回白馬村議会定例会第 3 日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第 1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第 1 一般質問を行います。

会議規則第 61 条第 2 項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は 9 名です。

5 名の方の一般質問は昨日終了していますので、今日は 4 名の方の一般質問を行います。

質問される議員は、質問、答弁を含めた 1 時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第 63 条の規定により、1 議員 1 議題につき 3 回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

昨日の太田伸子議員の一般質問で答弁漏れがありましたので、総務課長からの発言を許可します。総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 昨日、太田伸子議員から、環境審議会の会議録の内容が間違っているところのご指摘をいただいておりますが、一般質問の時間が終了したことから答弁漏れと思いますので、答弁をさせていただきたいと思います。

会議録の作成につきましては、事務局の会議録を作成した職員の挙手による賛否の確認をしたこと及び会議録作成後に、会長にこの会議録の内容を確認していただいておりますので、議員がご指摘されたようなことはございません。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第 8 番太田修議員の一般質問を許します。第 8 番太田修議員。

第 8 番（太田 修君） 8 番太田修です。

きょうは全国的な雨模様のようにございますが、一日も早い本格的な積雪を願い、多くの皆様にお越しをいただけるよう期待しているところであります。

それでは、早速ですが質問に入らせていただきます。

今回の質問は、大きく2問に分けお伺いをさせていただきます。

1問目、決算・予算について、2問目、地域おこし協力隊や集落支援員についてお伺いをいたします。

まず、1問目、神城断層地震は、一瞬にして長年住んでいた家屋等を見る影もない姿に変えました。生活の拠点を奪われ、目に見える被害だけではなく、メンタル面や家族など、さまざまな影響を及ぼし、先の見えない不安な日々から2年が経過をいたしました。先月25日には村営の震災復興住宅が完成し、1つの節目の時期を迎えております。引き続き被災者へのケアや防災、そしてまた、行財政の健全化に向けた取り組みが大事であると考えております。

次の点についてお伺いをいたします。

まず、1点目といたしまして、平成27年度決算では、9月の定例会において、歳入総額77億円に対し、歳出総額72億円余りの決算認定を行ったところでございます。平成29年度予算案として、政策的経費の策定を含み概算要求額はどの程度見込んでいるのか。また、標準財政規模や震災前の会計状況からすると、過去数年間は平均50億円弱を推移しているように見えますが、そのあたりの数値についての比較をお願いいたします。

また、2点目といたしまして、過去には国・県による財政ヒアリング等を受検しているかと思いますが、指摘事項等の有無についてお伺いをしたいと思います。

また、3点目といたしまして、今後は給食センターを初め多くの施設がその耐用年数を迎え、順次改修等を実施する必要があると思われます。現在制作中と聞く固定資産台帳整備における今後の施設に関する維持・管理、運営等の方向性について。

以上、3点よろしくお伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太田修議員から2点について通告がございました。

最初に、平成29年当初予算編成方針関係についてのご質問であります。議会開会の冒頭の挨拶でも触れさせていただきましたが、予算編成事務のスケジュールは例年どおりで、11月に政策的及び投資的経費の要望を取りまとめ、主要な事業のみ理事者査定を実施しております。また、他の事業につきましては、来年の予算要求の査定時に実施する予定であります。政策的経費の査定を含めた概算要求額は、どの程度を見込んでいるかとの質問でございますが、各課からの要望の状況などを踏まえると、おおむね6億円ほどになるかというふうに予想をしております。標準財政規模などの会計状況の質問ですが、平成27年度の一般会計の決算では、歳出で言いますと、約71億8,200万と過去5番目に高い決算額となり、また、長野冬季オリンピック関連の年度を除くと、一番高い決算額となりました。これはご承知のとおり、平成26年の長野県神城断層地震による災害復旧・復興などに多額の費用がかかり、その結果、決算額が高くなったものであります。

太田修議員のご質問のとおり、過去数年間の決算状況の平均は50億円弱であります。平成28年度以降も国の経済対策にかかわる補正予算の関係や北アルプス広域連合が進めております広域ごみ処理建設費の負担金、新給食センターの建設など大型事業を予定していることから、平成28年度、または平成29年度は50億円を超える決算規模となることが予想されます。

次に、国・県による財政状況のヒアリングのご質問でございますが、長野県が行いますヒアリングは、一般的なものが年2回、民間資金調達の地方債を含む普通交付税の検査が3年に1回、また、国では長野財務事務所等による財政状況のヒアリング及び政府資金調達の地方債の検査が五、六年に1回実施をされております。長野県のヒアリングでは、今後10年間の財政シミュレーションにおいて実質公債費比率の状況について助言がありましたが、国のヒアリングも含めて、財政状況及び財政管理はおおむね良好であると伺っているところであります。

最後に、今、計画中の給食センターを初めとする今後の施設に関する維持管理や運営計画などの方向性についてでありますけれども、現在作成中であります公共施設等総合管理計画において示すこととしております。現在の進捗状況を申し上げますと、公共施設のコスト情報を精査している段階であり、具体的に維持管理や運営方針等はできてはおりませんが、現状を見ますと、老朽化している全施設を大規模な改修や建て替えなどを実施するには多くの資金不足が想定され、施設の集約化、除却などに取り組まなければならないというふうに考えております。

太田修議員の1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） はい、ありがとうございました。

村長さん、この何といいますか、会期のときの挨拶の中で、震災のさまざまな記憶、あるいは体験等を後世に伝えるので、次世代への防災力向上に資することや、復旧・復興に向けた取り組みなど、後世に伝える責任を痛感しましたとおっしゃいましたが、防災力の向上に向けた取り組みでは、特に、全村として取り組むべき問題、それからまた、地区には自主防災組織等があるわけでございますが、この辺のあるなしについての集落へのどのような形でそういったことを進めていくのか。また、以前に質問で事務事業評価を注視し、継続的な予算配分を行うということで答弁をいただいております。単に震災に起因した金額や事業等の分析等について、どのように今後考えていくのかお伺いをしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 太田修議員からは2点のご質問をいただきました。

次世代への防災等を後世に伝える、そこでの防災力の向上や自主防をどういうふうに進めていくのかという1点目につきましては、自主防災組織の全地区の設立というのは、今までも進めている事業でございますし、防災力につきましては、現在地域防災計画の大幅な見直しということの作業を今年度において進めております。各地区の懇談会の中でも、かつてでいう避難場所等の

場所についてもいろいろと地域のご意見を伺いましたので、それらを地域におろしていくという作業が平成29年度以降に残されているという部分がございますので、その点については各地域におろしていきながら防災力向上に努めたいというふうに思っております。

2点目の各種事業の分析につきましては、昨年度の策定の総合戦略、また、本年度策定をいたしました第5次総合計画の前期計画、こちらの中でK P I という重要業績評価指標という数値を定めておりますので、これに到達できるかどうかという進行管理がこれに当たるかと思っておりますので、それについては、具体的にどういう体制でという部分はまだ詰めている段階でございますが、そういう形で若干シフトしていきたいと、このように考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） あれですか、その震災等に起因した金額、あるいは事業別の分析等を行う予定があるかどうかお伺いをしたいと思いますのですが、よろしくをお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 神城断層地震における災害の金額ということで答弁のほうをさせていただきますと思います。

過去のものは決算規模ということで説明をさせていただきたいと思いますが、26年度の各種に関連する災害関連の決算で申し上げますと、26年度が4億8,000万、27年度につきましては21億8,000万、平成28年度、これは繰り越しも含んで、予算ベースにはなりますが、18億9,000万といった状況で、この3年間を総額いたしますと45億6,000万弱の災害に係る経費がかかっているという状況でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 確かに震災に係る費用というものは、本当に待ったなしで復旧・復興をやっているのかなきゃいけないという現実の中で、非常にやりくり上も大変だったのではないかなと思います。本当にすばらしいテクニックで乗り切っていただきましてありがとうございました。

先ほどの防災、それから、これからまた震災にかかった経費をやっぱり後世に残していくためには、どういう方面にどのくらいかかり、また、どういうことが必要なかというところの分析を伝えていくということが大事になろうかなと思いますので、ぜひまた、忙しい中、また大変だとは思いますが、ぜひそんな観点から、もう一度振り返ってみていただくような、そんな形の取り組みをしていただけたらと思います。

それでは、29年度予算編成の方針の中で、第5次総合計画の基本理念として、白馬の豊かさとは何か、多様であることから交流し学びあい成長する村の実現に向けて、4つの基本項目を上げております。安心してみんなが暮らせる村、新しい仕事を作り出す村、一人ひとりが成長し活

躍できる村、魅力ある自然を守る村を推進し、総合戦略に基づき、持続発展可能となるよう未来に向けて投資を確実に進める予算編成を行うと言われましたが、政策的経費の割合と、どのような事業を優先し進めていくのか、その辺について伺いをしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 平成29年度予算編成方針の関係のご質問でございますが、先ほどの村長の答弁にもございましたとおり、広域連合が進めております広域ごみ処理建設の負担金、また新給食センターの建設といった大型事業もございますが、ソフト事業というものもございますので、ここら辺を理事者査定の中で政策的経費として上げているというような状況でございます。以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 広域連合の中で取り組む事業も非常に大きなウェイトを占めるかなと思っております。

村の中でもソフト事業、それからハード事業としましては、学校給食等も想定されるわけですが、この辺の予算づけ、あるいはまた、補助金等の活用等がどのようになっているのか、その辺について伺いをしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 給食センターの関係は、29年度の国庫補助ということで進めてまいります。ただ、今回の補正予算でも上げさせていただきましたが、国のほうの補正予算の関係で、29年度に予定をしておりました中学校の大規模改造、これにつきましては、28年度に前倒しということで内示もいただきまして、財源のほうを確保させていただいておりますので、ただ、施工については29年度のほうに繰り越しになるかというように思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 11月に地域役員懇談会があったわけですが、中部地区を参加させていただきまして気づいたところですが、その中に多く聞かれた意見では、その中で聞いた意見の中で、10年近く同じような課題を出しているんだけど、何も変わっていないというような、ちょっと絶望的と言っていいのかなのか、そういった意見等も出されておりました。以前に序列等について伺った際に、緊急性やあるいは危険度の高いのを考慮しながら点数制で決めていると言われましたけれども、その判断はどのようにして行われているのか、その辺について伺いをしたいと思いますし、また、今現在も点数制でやっているという理解でよろしいのかなのか、あわせてお願いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太田修議員から集落懇談会で、各地区からの要望というお話がございました。毎年要望しているけれども、実現に至っていないということを私もじかに、そんな思いでいるわ

けであります。そんな中で、今言われたように優先順位を決めながら区の要望に応じてまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、各区の要望、それぞれ聞いていけばいいわけでありますけれども、財政的な余裕というものもございますので、そこら辺はしっかりと調査しながら検討をしてまいりたいというふうに思っております。

なお、点数制については、担当課長のほうから説明を申し上げます。

議長（北澤禎二郎君） 酒井建設課長。

建設課長（酒井 洋君） 道路改良の関係についてお答えさせていただきます。

各地区それぞれやはり道路を改良していただきたいという要望は数多く寄せられておりますが、やはりそれぞれ先ほど村長申しましたとおりに、優先順位とか、危険度とか、そういったものを判断して、ある一定の点数をつけながら、そういった優先度の高いものから順次実施していくという方針に変わりはございません。ここ2年ほどは震災復旧最優先ということでございまして、新たな道路改良等は手をつけていない現状でございしますが、29年度の方針といたしましては、集落懇談会でも申し上げたとおり、要望のあったところにつきまして、基本設計を行ったり、測量を行ったりというような形で事業の実施に向けて努めてまいりたいと考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） はい、ありがとうございました。

確かに、ここ数年は震災のほうで手いっぱいだっただろうと思います。地区にしましても、やっぱり地区の抱える課題というものに対して応える、あるいは前向きに、どういうふうに検討し、いつごろならできるのかということが非常に地域の励みにもなったり、また実効性の高いものに変わっていくんではないかなと思います。そういった意味からも、ぜひ、その順番制等が公表できるものかどうかはわかりませんが、ある程度そういう中で、地域がやっぱり期待のできるような、そんな工事の事業計画を立てていただけたらなと、そんなことを思っております。

2番目の国・県のヒアリング等でございますけれども、人口等同規模の近隣と言ったら、池田あるいは松川村等がなってくるのかなと思いますけれども、そこらと比較して焦点を当てた場合に、過去から現在まで、具体的にどのような指摘等があったのか、その辺についてお伺いを再度したいと思います。よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 財政状況の関係でございしますが、近隣の例えば池田というようなお言葉が出ましたが、それぞれ産業形態が違うという部分がありますので、これを対比してということは、こちらのほうではしてはございません。財政状況の指摘等につきましては、個々にという部分でのそれぞれ細かい部分はあろうかとは思いますが、先ほどの村長の答弁にもございましたとおり、財政状況及び財政の管理については、おおむね良好であるというふうに県・国からも伺っ

ておりますので、その点については同じ状況でございます。

ただ、財政状況のヒアリングの内容というものにつきましては、普通交付税以外の特別交付税の見込みであったり、特殊財政事情であったり、基金の状況であったり、それぞれ複合的に判断をすることがございますので、それらを見ながらご判断をいただくという作業の中でおおむね良好であるという指示をいただいているという状況でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 今、総務課長のお話ししたことは別に、近隣の云々という話がありました。議員もご承知のとおり、この白馬村というところは非常に町村の中でも財政力指数が高いという村であります。特殊事情があるわけでございますけれども、池田、松川と、そういった部分と比べると非常に財政力指数は高いわけですが、白馬村はいろいろな事業を行っているというような状況の中で、基金なんかはほかの町村と比べて少ないというのは事実であります。その分いろいろな事業を行っているという裏返しではありますけれども、特にオリンピック、1998年の長野冬季オリンピックのいろいろな施設の償還等々は大分済んできたわけでございますけれども、まだ残っているというような状況の中で、非常にそういったところにお金を使ってきたという、そういった背景がございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） はい、ありがとうございました。

確かに、松川、池田等については、企業誘致等もできていますし、白馬はそれができない難しさというところもあるかと思いますが、そんな中で、今後を見据えて長いスパンでの計画というものがますます大事になってくるのかなと、そんな思いをしております。

3番のほうの今後給食センターを始め、多くのものをこれから維持管理していかなければいけないという状況下にあると思います。何といたしますか、事業等によっては、補助金や有利な起債等が活用できる場合もありますし、また、そんな場合に施設の改修等優先順位が変動する可能性もあるかなとは思いますが、一応、今ハード事業については広域事業のものを優先し、ソフト面でそういった優先順位をつけていくという形での答弁でございましたが、一応補助金のない事業はやらないと割り切るか、あるいはまた、苦し紛れに補助金を拡大解釈して、設計等を変更するようなことをしてでも補助金を使っていくのかどうなのか、その辺について、非常にきのうの答弁からして、いろいろと図書館、あるいは道の駅構想、いろいろあるようでございますが、その辺について伺いをしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） いろいろな事業が行わなければならない部分があるわけでございますけれど

も、できるだけそういった有利な補助金、それから対応をいただくような、そういったことをしてまいりたいというふうに思っておりますが、ただ、中には交付金、補助金がないために、じゃそういうものはやらないのかという、そういうことはできませんので、必要に応じては、そういった部分も当然やっていかなきゃいけないというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 待っていただけではやっぱり物事は進んでいかないし、やっぱり計画を立てて進めていくということは非常に大事なかなと思います。今、村長の答弁を聞きまして、そのとおりであると私も実感しているものでございます。

答弁で固定資産台帳整備、私の質問の答弁につきまして、村長さんのほうから、先に固定資産台帳から着手し、8月ごろから公共施設等総合管理計画に着手すると言われておりましたが、この固定資産台帳の進捗状況についてお伺いをしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 固定資産台帳の進捗状況につきましては、ちょっと今手元に数値がございませんので、その後に作成をするといった公共施設等の総合管理計画のほうを少し説明をさせていただきますと思います。

内容につきまして、公共施設の洗い出しのほうを行いまして、対象施設につきましては、77施設ということでございます。総延べ床面積が6万845平米となっております。現在、その施設の建築年度等の洗い出しを行いました。これにより、判断できましたのが旧の耐震基準で適用されている建物について、総施設数の36.5%に上るということで、この辺をどういうふうにやっていくのかという部分が非常に頭の痛いところでございます。

現在は、各施設ごとにキャッシュフローと老朽化度というものの作業を進めてございます。これについては、年度内を目途に現在作業を進めており、先ほど村長も施設計画については必要なものをどういうふうにやっていくのかというものにつきましては、こちら辺の計画ができ次第施設を統合してやっていくのか、または現存の施設をそのまま更新していくのかというような判断材料になってこようかと思っております。

あと、固定資産台帳の整備につきましては、作業ベースといたしまして、約65%の作業が進んでいるということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） はい、ありがとうございました。

固定資産台帳は、新会計システムに連動するものと思われます。今後、施設の資産等に対して、積み立てができれば一番いいんですけれども、その辺の考え方についてお伺いをしたいと思います。

す。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） いわゆる公会計をもとにした固定資産台帳の今構築をしているところで、65%ということですが、これにつきましては、以前一般質問等でありましたファシリティーマネジメントの観点からも、何をどのように優先していくか、大切だけれども緊急でないといった、そういったマトリックスを使いながら計画をしていくわけなんです、それにつけても資金の面は大切でありますので、基本計画があつて、実施計画があつてというところでありますので、歳入につきましても、そういった基金造成を長いパースペクティブのところでは財政担当のほうと調整しながら行っていきたいというふうに思っています。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 多く施設を抱えています、白馬の場合は。特に雪国でありますので、どうしても屋内施設等が主流になってくるのかなと思います。そんな関係で、これから維持管理、そしてまた、固定資産台帳等をつくっていくのには、やっぱりある程度裏づけとなる財源確保というのが必要になってくるのかなと、そんな思いをしておりますので、ぜひまた、その辺含めて検討していただけたらと思います。

それでは、2問目のほうへ移らせていただきます。

2問目といたしまして、地域おこし協力隊や集落支援についてお伺いをしたいと思います。

白馬村総合戦略において、地域おこし協力隊制度等を活用し、白馬村にある古民家、別荘、宿泊施設等の登録台帳整備を進め、古民家再生のための改修補助金制度の活用により、移住促進、そしてまた、農業法人等への就職あっせん及び新起業者への支援を進めます。また、首都圏及び村内で移動・定住するフェアを開催して、白馬村で住まいの体験等を提案するとともに、観光地及び避暑地として白馬村のサテライトオフィスを誘致し、新しい人の流れを促進しますとありますが、次の点についてお伺いをしたいと思います。

まず、1点目といたしまして、白馬村総合戦略の集落支援員と小集落への集落支援員配置による支援活動は、農業支援、あるいはまた、移動支援・除雪支援・祭り支援・若者の既存集落への定住促進等によりまして、地域の活性化を図りますとありますが、各地区における地区懇談会の集落支援員に対する地区要望は、区内の課題解決や行政との橋渡し、また、高齢者支援等の意見が多いように感じました。このような状況で計画の文言とは若干乖離しているように私には受け取れますが、その辺の見解についてお願いをいたします。

2問目といたしまして、地区懇談会において、集落支援員については国の制度を活用しという説明がありましたけれども、調べる限り総務省事業であり、集落支援制度を活用するであろうと推察されているところですが、同様に、総合戦略に記載されている地域おこし協力隊に関する事項と性格が重なる部分もあろうかと思います。このあたりの扱いや、その制度における

庁内の体制、人員募集とか、あるいは管理はどこの課が担当するのか、そういったところについてお伺いをしたいと思います。

以上２点、よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太田修議員の２点目の質問に対して答弁をさせていただきます。

地域おこし協力隊や集落の支援について、最初に集落支援員の活用方法のご質問でございますけれども、集落支援員の業務内容については、平成２４年度から事業を実施している小谷村にアドバイスを受け、地区懇談会で状況を聞くなどして、来年度実施に向けて準備を進めているところであります。懇談会でも説明をしていますが、平成３２年度までに村全体で２名を雇用し、地域に寄り添った集落支援員をしていただきたいというふうに考えております。

県内の集落支援員の活動内容につきましては、常会、役員会への出席や地区との行政間の連絡調整、集落の活性化などに取り組んでおり、広義的には各種の取り組みにより地域の活性化を図るということで議員が指摘をされている、乖離しているとは思ってはおりません。

なお、現在、ある地区担当職員については、担当課業務との兼ね合いもあり、実質配布物の地区配布が主な業務となっておりますが、地区懇談会の意見でもあったように、地区への顔見せも大事なことだというふうに思いますので、今後考えてまいりたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、地域に寄り添った行政が小規模自治体の基本でありますので、集落支援員制度は年数を重ねる中で充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、地域おこし協力隊及び集落支援員の制度についてご説明いたします。

最初に、地域おこし協力隊は現在、白馬高校支援業務で公営塾の講師３名、寮の舎監２名、合計５名の方に隊員として活躍をいただいているところであります。この制度は、行政ではできなかった柔軟な地域おこし策や住民がふえることによる地域の活性化などの事業に協力隊の隊員自身の才能、能力を生かした活動を行っていく制度であり、活動期間は１年以上３年以下、３大都市からの募集など一定の制限はありますが、財政的には１人当たり４００万円の特別交付税の財政措置があるわけであります。集落支援員制度は、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関して、ノウハウ、知見を有した人材を採用し、行政職員と連携をし、集落の巡回、状況把握、コミュニティ活動の場づくりを進める役割などに活動をしていただく制度であり、財源的に１人当たり３５０万円、他の業務との兼任の場合は４０万円の特別交付税の財政措置があります。地域おこし協力隊は外部目線、集落支援員は内部目線という面があります。集落支援員は役場職員以外で、村内の人材を募集することを基本として、身分は嘱託職員になります。小谷村では、地域おこし協力隊と集落支援員ペアでの活動や嘱託職員報酬だけでは家族を養うことが難しいといった課題もありますので、現役を退いた方や主婦の方が着任しているなどもお聞きをしておりますので、採用の参考にしたいというふうに考えております。

太田修議員の２点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第８番（太田 修君） はい、ありがとうございました。

小谷村は２４年から取り組んでいる、白馬村は来年度、２９年を２名くらいで予定し取り組むというようなご説明であったかと思います。

市町村職員と連携して、集落への目配りとして集落の巡回、あるいは情報把握を行うというもののございますが、この中の仕事を分けてあげますと、やっぱり集落支援員は地域集落とのコミュニケーションを図りながら点検、あるいはあり方等について話し合いをするというような中で、必要と認められた政策を行うというようなことで、特に地域交通の確保、あるいは都市からの住民交流の推進、あるいは特産品を生かした地域おこし、農山漁村の教育交流、あるいは高齢者の見守りサービス、あるいは伝統文化の継承、集落の自立的な活動等への支援とありますが、白馬村で今聞く中では、この辺について広くやるのが全てがいいとは私も思いませんけれども、特にというと、今言われた、村長答弁で言われました地域との関係等を主流に今やっていくというような見解でよろしいかお伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） そのとおりであります。今の地区担当職員というものがありますけれども、ただ、配布物の配布というようなことで、非常に村民の方々からのいろいろな意見がありました。そんな中で、地域と行政とのよりパイプを強くするためにいろいろな地域の声を吸い上げながらということで、今回こういった支援制度の導入をしたところであります。そんな中で、地区の総会、それから役員会等々にもできるだけ顔を出しながら地域の声をより一層行政に伝える、そういったことに非常に期待をしているところであります。小谷村でもそういった地域支援隊ということも大勢雇用しているようではありますが、なかなか永住というか、そういうところは難しいようでありますけれども、それでも聞くところによると、実際地域で、地域の人たちと結婚をして、そして子どもさんまで産んでいるというような、そういったいい面があるようでありますので、我々もそういうことも含めて、定住促進も含めながら、そしてまた、先ほど言ったような行政とのパイプを強くする、声を強くするというような、そういったことで大変に期待を持っているところであります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は、答弁も含め、あと１５分です。質問ありませんか。太田議員。

第８番（太田 修君） 正直言いまして、今まで地区担当職員でやっていたところを、この２名でやっていくということは非常に、ちょっと大変な面もあるのかなと私個人としてそんな思いもあります。配置する担当区域等について、また、本当に何といいますか、今まで地区担当職員がやられていたような事業が、この２人でもって対応できるのかどうなのか、その辺についてお伺い

をしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 地区担当職員につきましては、今までと同じように対応するということでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、今2名で全村を対応できるのかという、そういった質問だと思いますけれども、今までの地区担当役員とも連携もとりながら、地域へ一歩踏み込んでいくという、そういった施策でございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） はい、ありがとうございました。

確かに2人でどうなのかなというちょっと心配を持ったところでありますが、ぜひ、その辺のところ、チームワークをよくお互いしたいなと思います。

総務省のほうでは、地方自治の財源手当ということで、先ほど村長さんからもご説明されておりましたが、支援員として1人350万、他の業務と何といいますか、兼務する場合は1人40万ということで起用しているところではございますが、この40万の人たち、要するに、業務を何といいますか、兼務してやることのできる人たち、こういったものが地元雇用が可能なのかどうか、それについて、今白馬の実態としては、帰りたくても職場がなくて帰郷できない人や、あるいはなかなか定住、定職といいますか、そういったものがないというような現状下の中で、その辺について、どのように考えているかお聞かせをいただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 集落支援員の採用の関係というご質問でございまして、まず、先ほどの村長の答弁にもございましたとおり、役場職員以外で村内の人材を募集するという部分についてはそのとおりなんですけど、もともとこの地にいた方なのか、また、この際なんで白馬の地に来て集落支援をやりたいという方、いろいろな方がいらっしゃると思います。その辺につきましては、固定的に村内に在住するというだけでなく、広く募集のほうはかけていきたいというふうに思っておりますので、その辺につきまして、先ほど2名という部分は平成32年度までに2名配置というのが総合戦略でうたわれておりますので、恐らくスタートにつきましては、1名程度の予算要求になろうかと思いますが、ちょっと動き等を見ながら人数についての考え方、それと当然かなりの能力を持っている方でいけば兼務という可能性もあろうかと思っておりますので、その辺につきましては、採用時にいろいろと工夫を凝らしながら考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 神城断層地震では、本当に地域のコミュニティーがよくて死者もなく済ん

だというような状況の中でございますが、先日、新聞等を見ておりますと、大町市、池田町のほうで移住者が22名、大麻による逮捕があったというようなショッキングなニュースを聞いているところでございます。移住者等とコミュニティー、あるいはまた、地域の村の安全・安心に向けての村の対応策としては何か考えているのでしょうかお伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 各自治体の移住・定住対策というのはいろいろ取り組んでおりますが、白馬村の場合、これといった移住対策というのは現在取り組んでいるとは若干予算上も言いがたい状況があるかなという部分がございます。

ただ、いろいろと広域連携の中で、移住・定住の活動というのもさせていただいておりますが、特にこういう活動で移住対策をしているという部分がないものですから、ちょっと答弁に困る部分はございますが、前回の他の地域でありました事件制のものというのは当然のことながら排除しなければならないと思いますので、その辺については、そのようなことがないような対策を考えなければいけないかなというふうには考えてございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） はい、ありがとうございました。

予算面、あるいはまた、今言った定住、あるいは移住等につきましても、非常に慎重かつ取り組んでいく面もあるのかなと思います。灘高校の橋本武先生、101歳で亡くなられたそうですが、その人は、スピードが大事なんじゃない、すぐに役立つことは、すぐに役に立たなくなる、少し立ちどまって考えることも大事だよというようなことを、名言を残されたそうでございます。ぜひ、これからの行政運営、大きな山を1つ乗り越えたところでございますので、今後、さらにそういったところも、足元を見詰めやっただければいいのかと思っております。また、議会の立場としても、協力できるところをしていきたいなと思っております。

ただいまをもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありませんので、第8番太田修議員の一般質問を終結いたします。ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時00分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第2番津滝俊幸議員の一般質問を許します。第2番津滝俊幸議員。

第2番（津滝俊幸君） 2番津滝俊幸です。

神城断層地震から2年が経過し、大きな被害を受けた堀之内、三日市場地区では、村内外の皆様のおかげにより道路など復旧工事も完了し、公営住宅建設竣工により自立再建できない方々も

全ての引っ越しが済み新たな生活が始まりました。また、旧公民館にかわり新たな地域コミュニティーのよりどころとなる高齢者支え合いセンターも出来、さらに自立再建できた方々の家々が次々に建ち、さながら地域は振興住宅地のようにさま変わりいたしました。大きく被災しました地域住民の1人として改めて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それぞれの公営住宅へ新たな入居者を迎え、さらに地域の絆を深め、笑顔の絶えない明るく、それこそ災害に強いコミュニティーをこれからもつくっていきたいと思うところです。

それでは、通告に従いまして、一般質問のほうをさせていただきます。

大きく3点、今回は質問をさせていただきますが、まず、1つ目としまして、農業・農政についてお伺いいたします。

神城地区の圃場整備事業が完了してから約35年が経過し、当時としては最新の技術が投入され整備されました。しかし、近年、施設整備等の老朽化により効率性が下がり、米などの生産性の低下が目立ってきています。また、未整備地区においては、順次整備を行っていくという方針のようでございますが、地域の合意形成など課題もあると聞いています。地域農業は国の政策などにより大きく左右されるところもありますが、白馬村として地域農業の将来的方向性について、次の具体的な事柄も含めお伺いをしたいと思います。

神城地区では近年、5月から6月にかけて一番農業用水が必要な時期に水不足となっており、代かきや田植え、農薬散布などに支障を来しています。また、姫川からの水揚げポンプや用水路が老朽化しており、漏水等で効率が低下している状況ですが、対応策はどのようになっていますか。

奈良井地区の圃場、農地を村で買い上げ、自然公園、ビオトープとしましたが、草刈りなどの管理が行き届きで、害鳥の営巣や米のカメムシ被害などに影響を及ぼしているようでございます。その対策はどのようになっていますかお伺いします。

農地や農業施設の維持管理、さらには農道や用水路の補修や更新にと有効的に利用できる多面的機能支払交付制度がありますが、組織がある地区とない地区があり、地域農業を守るめにも全村的に活用し推進すべきと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

農業の担い手不足が深刻化している状況です。今後継続的な農業と農地を保全していく対応策はどのようになっていますか。

農政の30年問題、いわゆる減反政策廃止について、対応策はどのようになっているかお伺いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 津滝議員からは、3点について事前通告がございました。

まず、1点目の農業政策についてお答えをいたします。

5つの項目であります。個々の質問の前段で、地域農業の将来的方向性という大変重い命題

が出されておりますので、私なりの思いを申し上げます。

今、国では圃場整備を始めとするハード事業においても、米政策におけるゲタ対策、ナラシ対策においても、農地の集約化、農家では認定農業者に対する政策にシフトをしているところであり、もちろん国の政策に沿わなければ地域農業は成立しないことは重々理解をしておりますが、私の理想といたしましては、白馬村では認定農業者、大規模農家はもちろんであります、山間地の狭小な農地での営農でも、3反、4反ほどの営農しかできない農業者でも、希望を持って取り組める農業であります。そのためには、今までの米やソバに代表される土地利用型作物だけでなく、小規模農地でも収入の上がる白馬に適した園芸作物への転換も1つの方向性かと思っております。

それでは、項目ごとにお答えを申し上げたいと思います。

最初に、神城地区の水不足に対するお尋ねでございますが、議員がおっしゃるとおり、5月から6月にかけて、農家の方々から農政課へ用水が足りないという訴えが毎年のように寄せられ、天を仰いで降雨を祈るといった状況であります。村としても、農業振興のために水不足は解消をしなければならない課題であるというふうに認識をしており、土地改良区とも連携して課題克服に努めていみたいと思っております。

具体的には、議員ご指摘の姫川からの取水能力向上及びその効率向上を図るということで、先日も地方事務所農地整備課、課長以下職員4名に現地の揚水機、受水槽、配水管等を視察いただき、検討会を改良区職員も交え行いました。その中では、現在漏水防止に最も効果があると言われている水利施設整備事業を活用したパイプライン化や受水槽の更新などが提案をされました。いずれにせよ、取水量と受益地面積が適当なものかどうかという調査研究なくしては事業導入もできないという結論となり、まずは土地改良区と連携し調査に取り組むことをいたしました。また、土地改良区においては、小水力の売電収入を財源とした老朽化施設の更新計画を作成中と伺っており、その計画の実現も水不足の解消につながればというふうに期待をしているところであります。

2点目の奈良井地籍の害鳥、害虫対策でございますが、この問題は村の農業委員会でも話題となり、対処策を検討しているところであります。奈良井の農地から湿原への転換整備については、今年度をもって一区切りとなり、今後は維持管理が課題となります。この1年寄せられた意見の中でも遠目には湿原というよりも耕作放棄地にしか見えないといった厳しいものがあり、整備をして終わりでは済まない状況を実感いたしました。対策としては、今年度は1回のみ実施をした草刈りをしっかり複数回実施をしていき、付近の農地にカメムシ被害を与えないよう努めてまいりたいと思います。さらには、ラジコンヘリによる防除を部分的にできないかも検討してまいります。害虫に関しては、専門家である白馬猟友会や県の林務課とも相談をしながら有効な策を探ってまいりたいと考えております。

3点目の多面的機能支払交付金の全村的活用についてのご提案に感謝ですが、多面的機能支払交付金事業は以前の農地・水保全管理支払事業から継続した事業で、平成25年度の国の農政改革により、日本型直接支払制度として位置づけられました。平成27年度には農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律が施行され、法律に基づいて行われる安定的な制度となりました。白馬村の経営耕地面積約550ヘクタールに対して、多面的機能支払交付金取り組み面積は404ヘクタール、カバー率は72.7%で、長野県のカバー率31.2%に対して大きく上回っている状況であります。

しかしながら、津滝議員ご指摘のとおり、地域農業を守るためには、農業者と地域に暮らす人々が一緒になって取り組む、この交付金を村全体的に活用、推進すべき制度だと認識をしています。取り組みしていない地区に対して今年度も呼びかけをしてみましたが、高齢化や事務の煩雑化を理由に取り組みを見合わせている状況であります。こうした状況を踏まえて、今後は事務の広域化を視野に入れ検討してまいりたいと思います。しかし、広域化するにしても、その傘下となる地域や組織は必ず必要となりますので、引き続き地区にも協力をお願いしてまいりたいと考えております。

4点目の担い手不足が深刻化する中で、継続的な農業と農地保全の対応策であります。まずは、今申し上げた多面的機能支払交付金の積極的活用は農地保全の柱であるとともに、担い手だけに頼らない住民、小規模農家も一緒になった地域農業の継続になると考えております。

次には、優良農地の確保策として圃場整備を進めてまいります。北城地区には圃場整備されていない農地が非常に多くあり、その解消が農業生産性の向上、農家所得の向上につながり、ひいては継続的な農業に結びつくと思っております。現実には、圃場整備を希望している地域も2カ所あり、村でも全面的に支援を行ってまいります。また、ソフト面の対策としては、以前も申し上げたとおり、白馬の米を初めとした農産物の付加価値化、ブランド化を何とかなし遂げたいという思いがあります。豊かな自然のもと、育まれた白馬の米、野菜はおいしいと自負をしており、村でも特産品推進員を配置するなどし、白馬商品の売り込みや地元への普及に力を入れているところであります。地道な活動ではありますが、こうした動きも継続的に農業に資すると思っております。

最後に、30年度問題への対応であります。平成25年度に突如国から示された新たな農業、農村政策の4つの改革は、まさに農業政策の大転換でありましたが、平成30年度、その最大の注目でありました米の生産数量目標配分の廃止と米の直接支払交付金廃止をもって完了となります。45年以上という長年にわたって減反制度の廃止は、幾ら国が提示する需給見通しにより、各産地において自主的な需給調整に取り組むとうたっても、米の生産過剰を生み、さらなる米価の下落を引き起こすのではないかといった心配もあるのも事実であります。村としても、30年度以降の農業政策、とりわけ米政策がどのようなことになるかについては、その動向を注視していると

ころですが、先月、関東農政局より行われた担当者会議においても、30年度産以降の米政策については、A4版の紙で2枚程度しか資料が提示をされず、内容も新しい情報はほとんどない状況で、その対応に困惑をしているというのが正直なところであります。

このような情報の少ない中ではありますが、平成29年度から3年間の畑作物の直接支払交付金、いわゆるゲタ対策は作物ごとの単価が示され、ソバは上がるものの、大豆は大きく下がること、水田フル活用施策や収入減少影響緩和ナラシ対策による支援は、継続するといったことまでは承知をしているところであります。いずれにせよ、よくも悪くも国の政策に左右されるのが農政であり、今後示されるであろう30年度以降の農業政策には最大限注意をしながら白馬村の農政にどのような施策が有効であるか、村の中核的農家、法人の皆さんのご意見をお聞きしながら、元気な村の農業づくりを目指してまいりたいと考えております。

津滝議員の1点目の質問の答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 多くの質問をしておりますので、農業政策等々に関して、順を追って改めて質問をさせていただきます。

まず、潟水、それから施設の老朽化の関係でございますけれども、神城のほうの圃場整備事業につきましては、着手がされたのは昭和49年、完成したのは昭和60年ということで、約10年強をかけて圃場整備事業を行ってきたわけです。

それから、同地区において、飯森地区ですが、飯森地区も翌年の昭和61年に着手をして、これもたしかおおむね4年から5年かかったのではないかなというふうに思います。着手したところからすれば、もう半世紀近くが経っている施設ということになりまして、やはりあちらこちらに、これはどうしてもほころびが出てくるのも当然のことかなというふうに思います。

今、国の政策の中では、農地中間管理機構等を通じて圃場整備事業を再度行うことにより、大きな予算がつくというような政策もあるわけですが、白馬村としても、この間、そういったことを県のほうと調整を図ってパイプライン等々の提案をされたということのようですが、もしそのときにいろいろ話をされた中で、具体的な部分で計画的に見えている部分がありましたら、再度お話を聞かせていただきたいなというところと。それから、やはり財源が非常に大事なかなというふうに思います。我々議会のほうでは、小水力発電により、そこでもって売電された金額を、そういったところの補修関係等々に使うというようなこともお伺いしておりますけれども、当面、来年度の29年度に向けて何かそういったところで使っていくような予算等々が既にもう考えておられるようであればお伺いをしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） それではお答えいたします。

特に、神城地区圃場整備地域の老朽化対策ということであります。平成29年度に向けて、今

答弁いたしました、やはり水不足が一番そのエリアでは深刻な問題であるという認識をしております。そのため今、私どもと連携しておる土地改良区では、29年度以降に向けた施設の更新計画というのを立てています。これがないと、例えば飯田揚水機かえるのに幾らかかるのかとか、いつまでもつのかというのがちょっと見えない状況でありますので、まずは、その揚水機がずっと動いていない限りは揚水になりませんので、そこは最重要視しております。

先日の地方事務所との懇談の中でありましたパイプライン化、それについては、やはり今の取水状況が適正なものかどうか、要は適正でなければ取水量をふやさなきゃいけない、取水量が適当ならば、きっと途中の送水管に問題があるのではないかと、そういった、まず調査しないと取り組みようがないですよという結論になったので、まず、来年度は、その調査研究を行いたいと思っております。恐らく100万前後かかるだろうというふうに考えておりますが、これは土地改良区中心で行いたいというふうに考えております。これについては、財源といたしましては県費の単独の補助金が2分の1つくということを伺っております。

また、今言った財源につきましてですが、パイプライン化につきましては、集積を前提にした国の事業、農業競争力の水利施設整備事業というものがあって、それだと、中山間地域だと55%補助金がつくと、それに県の補助金が上乗せされるので、恐らく地元は2割から2割5分、20%から25%の負担になるだろうというふうに見込んでおります。その地元負担につきましても、議員さんおっしゃったとおり、小水力の売電収入をもって充てたいなど、村の考えとしてはそう考えております。まだ土地改良区との協議は済んでおりません。

そういった状況であります、おかげさまで土地改良区が管理しております売電収入については、先週現在で税抜きで2,800万円程度、2,900万円近くの収入があるということで、恐らく年間で言うと4,000万円近くになって、経費を引いても3,000万程度は、その維持更新のほうに回せるのかなというふうに見込んでおりますので、それを最大限財源として利用していきたいというのが今のところの考え方です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 今言う予算的なものは、非常に小水力発電を行うという形の中で、自前で用意できるということは非常に大きな強みだというふうに思います。有効的に土地改良区の中でしっかりと議論をしていただいて、非常に担い手が少なくなっていて地元負担というのは非常に大きな、それぞれにお金を出せと言ってもなかなか負担につながっていきますので、そうならないような仕組みということで尽力をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、今パイプラインの話が出ていますが、パイプライン以外で、やはり1回水をためておくというため池方式というのも、姫川自体が非常に渇水期になれば、姫川からの水を利用として使えなくなってしまう、水の量が少なくなってしまうので、せっかくこれだけ雪が降る場所でございますので、春先にしっかりとためておいて、必要なときに開放するという案もあるのではな

いかなというふうに思います。そんなことも考慮願えばなというふうに思います。

それから、奈良井地区の鳥獣害、それから集落懇談会の中でも、同地区が位置している沢渡、それから佐野の皆さんからは、非常に買ってもらったけれども、公園にはなっていないくて、先ほど村長答弁にもありましたが、荒廃した土地だと。それから南から入ってきて、最初に見えるところなんで、あれは何だというような観光客の皆様からのご指摘もあります。今言うように、村のほうでもそれは認識しているということでございますので、ぜひ地域の中で全部を改善していけということは、これは難しいことですので、そこに村がしっかりと入って対策をお考えいただければありがたいのかなというふうに思います。

ただ、草を刈ると言っても、それぞれ神城の地区、懇談会聞きますと、高齢者ばかりにどの地区もなってきました、なかなか手がないというようなこともお伺いしています。例えばですが、スノーハープで毎年7月に我々も参加してスノーハープの整備を行ったりなんかするときがあるわけですが、そのときに役場の職員も多数出ただいて草刈り等々していただくんですけども、その折に、一緒に対応してやっていただくというようなことも、私は地域で農地を守っていくということの中ではありなのかなというふうに考えます。ぜひ、その辺のところもご考慮願えればなというふうに思います。

それで、今回重い課題というふうに村長のほうもおっしゃってございましたけれども、この農地の保全ですとか担い手の確保、永続的な農業を続けていくためにはというところの中で、同僚議員も昨日同様の話を伺ってはいましたけれども、2015年に農業センサスという国、農林省のほうの調査がありました。そのときの結果について分析をしているかどうか。また、分析からいろいろな課題が見えてくるわけですが、その課題について、今後の政策に反映しているかどうかというようなことをお伺いしたいと思います。

それで、私がざっくりとですけども、白馬村の農業センサスのページがホームページ上に記載されておりますので、それを見ていくと非常にびっくりすることが見えてきます。例えば、1番の農地の集積なんですけど、いわゆる担い手農地がどのぐらい集積されているかということなんですけども、アグリサポートの分も含めまして70.3%、約7割が担い手に農地が集積されています。563ヘクタール、当時で563ヘクタールのうち70%ぐらいが、農地が担い手に集積されていると、あと残りは個々でやっているということです。

それから、経営している年齢者層なんですけども、全体で239形態があるというふうに、そこには載っていますけども、ほとんどが60歳以上、60歳で40、65歳以上で40、70以上で29というような形で、75歳以上もありますね、75歳以上で36、80歳以上で21、85以上で16、これは事業体の数です、具体的な。全体の7割ぐらいが60歳以上の方方で農業がされているという、これもびっくりする数字でございます。

さらに、先ほど農業収入の小さな農業にもというような話がありましたが、販売額としてどの

ぐらいの売上が、その事業体であるのかというところなんですけれども、一番多いのは50万円以下が115事業体、100万円以下が37事業体、全くないというのが68事業体があるそうです。ですから、何のために農業をやっているかというところも正直言っているわけですが、多分ないという方々は縁故米とか、そういったところに、親戚縁者関係にお米を渡しているということなんですけれども、圧倒的に多いのは50万円以下と、ここのところをこれからどういうふうに考えていくかどうかということが非常に今後の白馬の農業を考えていく上で大事なことになるかなと私は思います。やっぱりセンサスを利用して、今の農政課もしくは村長のほうも、どのような見解であるかお伺いをしたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） 2015の農林業センサスにつきましては、私も速報値を見て少しびっくりしたところがあります。ただ、ひとつお断りしてきたいのは、2015のセンサスにつきましては、調査が2年前の12月、そして2015年の1月、2月にわたった調査ということで、まさに神城断層地震の直後であったということで、地区ごとの農家数の見ると、堀之内あたりが激減しているような、たしか速報値があったかというふうに認識しておりまして、私ども、この調査には関与はできないわけではありますが、若干速報値を見て違和感があったというところは記憶しております。

それでも傾向としてはもちろん間違えのないことであるので、そこの私なり、ちょっと簡単に見た中での感想等を述べさせていただきたいと思うんですが、やはり議員おっしゃったとおり、80代がまだ主力でかなり残っているということ。物すごい高齢化率で、75歳以上で40%以上になるというところでもあります。こんな産業はほかにはないだろうなというのはもちろん持ちました。それに対する施策としては、やはり新規就農者をどうしてもふやしていかなきゃいけないというようなことということで、今、村では新規就農者に対する給付金、国・県のものを使っておりますけれども、それを引き続き拡充をしていきたいということ。それプラス、その方々が営農できるような指導、それが何より大事なかなというふうに考えております。

それと、ここ二月ほどであります、やはり村外の方が白馬村で農業をしたいという方が2名ほど来ております。そういった方々にはぜひ、今までですと厳しいというところをまず言ってしまうところなんでございますけれども、何とか定着して農業に従事できるような、そういったような相談の方針に向けていきたいというふうに考えております。

あと、もう一つびっくりした数字が、販売農家が二百三十幾つだったんですけれども、5年前は360くらいありました。ということは、3割減ということなんですけれども、ただ、米の作付面積、転作の面積足すと、5年間そんなに、ほとんど変わっておりません。ということは、やはり担い手への集約化が進んでいるということが1点。それプラス、その割に経営転換協力金の交付がないということは、さらに自分だけのための農業を続けている方は高齢者を中心に存在し

ているということで、両極化ですね、いわゆる農業という産業に従事している層と、あとは個人的に農地を守りながら農業をしているという層が二極化しているなということは認識しております。

そこから何をすればいいかというのはなかなかあれなんですけれども、特に個人担い手につきましては、これから連携をしていかなければいけないのではないかと、個人で担い手の資格は取ったけれども、さて、それからコスト削減するというと、やはり集約化が、集積というか、そういうような動きが必要じゃないかというようなことを漠然と考えたところがあります。まだ細かく分析したわけではありませんが、今のところ、私が言えることはそんなようなところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 今、農政課長のほうから、まだまだ細かいところまでは分析し切っていないがという前置きの中で、私見も含めて、いろいろ対策的なことも考えていくよというような話かと思います。

やはり数字というのは大事ないろいろな要因のもとになっていきますので、ぜひそのところを分析課題としていただいて、白馬村の農政の課題解決へ向けて対応していただきたいなというふうに思います。

それから、多面的機能支払交付金については、確かに事務作業が大変だというようなこともあるわけですが、こここのところについては、役場職員が一部やっているようなところもあったりなんかするというふうに伺っているんですけれども、ぜひ組織立ててやれていない地区に対して、非常に村でもしっかりと支援するからやりましょうと、ぜひやってくださいと、カバー率は確かに70%かもしれませんが、100%になるようにしていただきたいというふうに思います。

これはなぜかと言いますと、農業者だけが農地を守っていくということは、先ほどの私が申し上げたとおりの中で、もう無理です、はっきり言って無理です。ですから、地域の皆さんで、これは支えていかなきゃいけないということで、そういう面では国からのそういう日本型直接支払制度があるわけですので、ぜひ活用していく方向で対応していただきたいなというふうに思うんですが、村長、どういうふうにお考えですか。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 今、津滝議員から、そういったご提言がありましたけれども、全くそのとおりだと思っております。特に、白馬村は観光と農業という中で、観光に占める農業、この田園風景というのは非常に大事だというふうに思っておりますし、そしてまた、地域が耕作放棄地がふえるようなことのないような、そういった取り組みを村としてしっかりと取り組んでいかなければならないというふうに感じているところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 大事なところですので、政策の中にしっかりグリップしていただいて前へ進めていただきたいと思います。

それと、政策的な部分の話が幾らか出てきましたが、白馬村では、一村一農場構想で、J A大北さんのグループ会社であるアグリサポートへ価格下落の補填制度があるので、それを利用するために土地を預けて、地主みずから耕作するというような仕組みをとっています。これについては農地中間管理機構の設立や次期農業政策、もう既に新聞等で報道されていますが、収入保証政策、価格保証政策の一環として保険制度が新たに新設されます。こういったようなことが出てきますと、この一村一農場構想というのは、もう必要なくなるんじゃないかなというふうに私は考えますが、これについてはどう思うかということと。それから、先ほどの白馬米のブランド化についての話が出ておりました。これについて、どのような仕組みで行っていくのかということをお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） まず、一村一農場構想、いわゆるアグリサポートの件であります。

9月議会でもアグリサポートについて質問出たので、そのとき調べた数字で言いますと、現在でも126ヘクタールの農地が集積されている組織となっております。おっしゃったとおり、最初はナラシが認定農業者じゃないと使えないというところから急遽当時の担当者が知恵を絞った制度であります。それが中間管理機構も始め、そのナラシ対策の変換によって必要なくなるということの質問だと思うんですけども、確かに収入保険制度に移行するということで、今までのナラシ、担い手限定のナラシがなくなるとなれば、いわゆるあるメリットはなくなるかと思えます。

ただ、それが平成31年度からということですので、29年度については検討させていただきたい。特に、米の直払いが29年度をもって終わるんですが、米の直払いの事務手続きにつきましても、小規模農家からすると、その一切の手続をアグリサポートが代行するということで、非常に事務の煩雑さを省略していただけたということで、そこら辺もありました。ただ、その直払いもなくなるというのが29年度なので、そこら辺は営農の立場からすると、存続については検討が必要かと思えます。

ただ、ひとつお断りしておきたいのが、営農面では確かにメリットがないんですが、先ほど言ったパイプライン化とか、あと圃場整備、特に圃場整備はそうなんですが、今、農地の集積、集約化が非常に地権者の負担軽減にかかわってきます。これが例えば80%、85%になると本当に地権者はゼロ円で圃場整備できるという今制度なんですが、今私どもの計画には、アグリサポートを担い手農家としてカウントして集積、集約を図りたいというのが前提にもなっておりますので、軽々になくすということとはちょっとできない状況もあるということをご理解いただきたい

と思います。

あと、白馬産米のブランド化につきましてであります。これは今年度から、農協から前営農部長さん来ていただいて、次長となっていて中心となっていて進ませていただいておりますが、やはり食味値を上げるお米をつくるという取り組みであります。具体的には食味値を上げるために信州の環境にやさしい農産物認証制度をみんなでとりまじょうという働きかけを認定農業者を中心に行っております。今年度の実績といたしましては、5名の農家の方が、その認証制度を取得していただきまして、面積としては26ヘクタール余りということで、数年前よりは倍増しているのかなというところで、一応取り組みとしてはスタートとして順調といったはあれですけども、取り組めてはいるかなと考えております。

そして、さらに新たな取り組みとして、付加価値づけではないんですが、静岡県でありますお米日本一コンテストという全国的なコンテストがありまして、そこに6名の農家の方から出品をいただいております。その中の1名につきましては、上位75人が入るという入賞にはなっております。五百数十名のうちの上位75人に1名が入ったということで、それ以外の農家の方も半数以上の方は偏差値計算でいくと、55以上という高レベルな米をつくれるということが実証されたかなと思っております。そのような取り組みをさらに続けていきたいと考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は、答弁も含め、あと18分です。質問ありませんか。

第2番（津滝俊幸君） 白馬産米のお米についてはぜひ、内外から評価がだんだん上がってきていますので、ブランド化にしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思っているところで、生産者におかれましては、やっぱり生産意欲が落ちないような、頑張っつつくっていくというような気持ちにさせることが行政側の一番の大きな仕事だと思っておりますので、ぜひそういうところを政策の中に反映をしていただきたいというふうに思うところです。

時間の都合から、次の質問のほうに移らせていただきます。

森林・里山整備についてでございます。

大北森林組合による補助金不正受給問題が未解決のままですが、地区内の森林や里山の間伐や作業道の整備が進んでいません。このまま山林を整備しない状況が進んでしまえば、山は荒れ、地滑りや鳥獣被害の温床となり、結果として観光や農業に甚大な被害を及ぼすと考えられます。最近では猿が群れをなして里へおりてきているというようなこともお伺いしています。

また、観光協会や事業者からトレッキングやマウンテンバイク等で里山を使用したい旨の要望書も出ています。里山は今後、観光白馬の隠れた財産として認識し、林道、作業道の再整備により、観光振興に役立てるべきだと思いますが、個人所有の山の活用のルールづくりも含め、今後の方針と対策についてお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 津滝議員の２点目の質問に対して答弁をさせていただきますが、森林整備、里山整備についてのご質問であります。

私も森林組合の補助金不正受給問題発覚以来、森林整備が滞っている事態を大変憂慮しているところであります。先日行われた地方事務所長と村との懇談会の席上でも、村の森林整備停滞の実情を訴え、特に、ここ１０年で３００ヘクタール以上の森林整備の実績がある森林組合の再生支援をお願いしたところでもあります。

ご承知のとおり、平成２０年度ころから各地域で森林整備に取り組む協議会が、大出、蔵平、堀之内、三日市場、飯田、飯森等で設立をされ、６００ヘクタール以上の森林整備が進み、里山の景観や作業道も整備されつつあったところなので、ぜひ再び以前のような事業推進をしていきたいというふうに考えております。

また、整備された里山をマウンテンバイクやトレッキングなど、観光振興にとのご提案についても、私も賛同するものです。実際、白馬東山トレイルと銘打った個人ツアーを企画運営しているところや、１０人ぐらいの携行人数で行っているところも幾つかあると伺っておりますし、また、長く続いている健康部分と森林の魅力と山岳高原等をあわせた森林セラピーも白馬が持つイメージからいって大きな観光資源であるというふうに思っております。

そういう観点から、里山を観光資源として磨き上げる有効な手段としても、まずは森林整備の積極的推進からと認識をしております。こうした里山の活用のルールづくりであります。県へ照会をしたところ、森林整備をした折の作業道等については、第一義的には林業のための施設であるが、例えば事業が一区切りついた山の作業道を活用することは有効利用として認められるとのことでもあります。もちろん地元協議会、もしくは地権者と使用についての同意のほか、責任の所在や禁止事項などを協定するといった手続は必要であることでもありますので、こうした事前に協定すべき具体的な内容は、先行をしている地域の事例を研究してまいりたいというふうに思っております。

２点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第２番（津滝俊幸君） 私も大北森林組合の組合員の１人でもあります。本当にああいったことが地域の中に起きて、本当に困ったことだなというふうに思っているところです。

ただ、趣旨は非常に森林整備をしていくという形の中では補助金をもらわないと、やっぱり山は搬出間伐が主たる事業かなというふうに思っているものですから、やっぱり作業道をつくりながら山の奥へ入っていくというようなやり方しか方法がないというふうに思います。

そういうところでいけば、非常に事を存したかなというところも感じるわけですが、このことによって、さきの新聞報道や何かにも出ておりましたけれども、県内の森林就業者、いわゆる山仕

事をなさっている方々、この方々が2,000人を割れたと、15.1%減の1,789人しか県内の中にいらっしゃるというような報道がありました。やっぱり山に入って木を切り出していただく、そういった人たちがいないと、じゃ私が山の中に入って木を切りながら、今言うようなことができるかと、山の所有者がそういったことができるかと言ったら、これは無理な話ですね。やはりしっかり森林組合等々に再生をしていただかないといけないかなというふうに思っているわけですが、そうはいつでも、そこだけに任せておくわけにもいきませんので、そういったところにある程度助成金をつけて担い手、要するに農業の担い手のような形でやっていくような考えはないかどうかお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） 林業の担い手支援というご質問かと思えます。

本当に議員さんおっしゃったとおり、今、大北森林組合については、県外の国有林とか、県外の森林組合のまた下に入るとかということで何とか仕事を得て食いつないでいる、言い方悪いですが、そういう状況であります。村内でも森林組合に勤められた方は、遠くへ行っているといううわさも聞いております。それが現状であります。

私どもも確かに森林組合を中心に、森林組合の再生なくしては、うちの森林整備は進まないというのは、それは変わらないんですけれども、今、県にも要望しているのは、それにかわる、匹敵するような事業体の育成もぜひお願いしたいと。今、特に課題となっているのは、この不祥事を受けて、今までですと協議会の代表と協定すれば施業できたのが、地権者一人一人と協定を結ばないと山に入ってはいけないというような厳しい制度になりました。そうすると、非常に今度事業体の事務能力も問われるというところもあるので、これは県を始めとした行政がまずそこら辺の支援をしていかないと山に入れないんじゃないかというのは、私どもは危惧しております。

あとは、引き続き森林整備に対する助成につきましては、うちはよその自治体よりも非常にかさ上げ率が高く設定しておりましたので、引き続きそれは継続してまいりたいというふうに考えておりますし、私個人的には大北森林組合の再生本部会議というものの委員に委嘱をされましたので、そこら辺で森林組合の支援はぜひ知恵を絞って提案をしていきたいというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は、答弁も含め、あと8分です。質問ありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 森林のことも含め里山の整備をしていかないと、先ほど私が申し上げましたとおりの状態で、非常にいろいろな生活に影響を及ぼしていくような形になります。まずはやっぱり人と仕組みをしっかりとつくっていただくということが大事なかなというふうに思います。

また、山を使っていくルールですね、全く所有者でない人たちとのルールを早急に村が中心となって対応していただくように、これは要望として申し上げておきたいというふうに思います。

先ほどの農業、それから林業のほうのことについても、いろいろな多面的な機能があるわけで、これを途絶えてしまうようなことのないような政策をつくっていただきたいと思います。

ただ、何もしなければ、当然自然に戻ってしまいます。ですが、先ほど村長が言ったように、白馬の農業も林業もやはり大事な景観の中の1つでございますので、しっかりとそのところを村で守っていくというような姿勢でお願いしたいというふうに思います。

それでは、もう一つのほうの質問に入らせていただきます。

地域アプリの企画作成・活用についてでございます。

スマートフォンの普及により、さまざまな機能を持ったアプリケーション、俗称、アプリというような言い方をしていますが活用されています。白馬村でも通訳機能などを活用し始めました。さらに防災や観光案内などの活用が期待されています。地域アプリを企画作成し、今後の行政運営に活用していく考えはないかお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 3点目の質問に対して答弁させていただきますが、地域アプリの企画の作成・活用について、防災面や観光案内などで活用できる地域アプリの企画作成についてのご質問でありますけれども、最初に、アプリとは異なりますが、昨年より白馬村では総務省の補助事業で、観光防災、Wi-Fiの設置工事を行っております。その中で観光防災サイトを立ち上げていますが、このサイトはWi-Fiに接続することでページが表示されますが、通常のインターネット接続でも利用することができます。村観光局のホームページへのリンク、行政無線のリピート放送を聞ける機能などがありますので、地域情報の発信に役立ててまいりたいというふうに考えております。

9月議会においても、篠崎議員からも関連する内容の一般質問があり、その折にも答弁をさせていただきましたが、観光地としての情報伝達の手段については、発生災害の種類、程度、場所等により異なるケースが想定されることや、外国人旅行者が多く訪れる本村においては、土地勘がない、日本語が十分理解できない方が多く、避難指示が伝わりにくいといった外国人旅行者の特性があり、こういった特性を踏まえた上で、通信系技術を活用した初動体制の構築が必要と考えております。

津滝議員ご指摘の地域アプリについてであります。ゲーム的なものから地域情報の発信に重きを置いたものなどさまざまな種類がありますが、方法によってはおもしろい切り口ができる可能性があるツールと考えております。京都を初めとして、多言語対応の観光防災アプリを導入する自治体があられてきましたし、開発事業者も出てまいりました。まだまだ研究が必要な分野とは思いますが、技術的な進歩も目覚ましく、多数の方にダウンロードいただけるようなつくり方など、楽しんでいただけるような仕組みを考えられれば有効な情報伝達手段だと考えております。

また、第5次総合計画前期計画についても、防災災害情報の伝達として多言語の住民、観光客に伝達する防災アプリを構築し、災害時の情報発信を強化しますとしています。新たなアプリを構築する際に考えなければならない主な機能としては、避難所、避難ルートの表示やGPSの誘導、防災アラートや防災緊急速報及び多言語化などがあります。当然のことですが、ある程度開発に伴う初期費用が発生をしますので、今後において財政負担が少なく済むような有効な補助制度についても、アンテナを張っておくよう職員に指示をしたいと考えているところであります。

津滝議員の地域アプリの関係についての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は、答弁も含め、あと2分です。質問ありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 時間がなくなってしまいましたので質問はしませんが、私のほうから、ちょっと最後の時間を使って少し話をしたいというふうに思いますけれども、既に、この地域アプリを活用している自治体は、ざくっと調べたところで80自治体ほどあるようです。村長おっしゃったように、いろいろ観光系からエンターティメント系、ゲーム性の高いものまでいろいろあるということで、非常にこれからの課題になっていくかなというふうに思います。

それから、さきに信毎にも載ってございましたけれども、このアプリを使って観光局のほうでも調査をしたというような記事も載ってございました。既に村内の中でも使っているというような話も伺っています。スマートフォンの普及に伴って、私が調べた結果では、来年度以降になるわけですが、ほとんどスマートフォン、いわゆるガラ系というものはもうなくなってしまうして、スマートフォンに全て切りかわるということで、普及率も2020年東京オリンピックのころには100%に近づくようなことも言われております。ぜひこれからの課題というようなことでお考えをいただいて、政策の中に入れていただければというふうに思います。

私のほうの質問は、これで終了とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第2番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時01分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第5番太田正治議員の一般質問を許します。第5番太田正治議員。

第5番（太田正治君） 5番太田正治です。

神城断層地震より2年が経過し、行政を初め多くの皆様のご支援、ご協力により、復旧・復興に邁進され、被災された方も村営住宅に入居され、新たな生活に戻られたことや、日増しに各種の工事等完了されていくことに感謝をする次第でございます。

白馬も農業から観光、そして最近では観光から農業にと変わり、世の中の情勢にも左右されながらも現在の白馬があると思われます。最近の白馬は、オールシーズンの観光と言われながら、まだほど遠いと思います。

今回は次の２点について質問をさせていただきます。

初めに、今回の質問に対して、同僚議員や９月の一般質問で先輩議員が質問した部分がありますが、かぶると思いますので、よろしくお願いします。

１つ目の質問で、山岳観光についての質問と、２つ目に、道路問題と道の駅についての質問をさせていただきます。

初めに、山岳観光についてであります。８月２０日より１泊２日で、天狗山荘と頂上宿舎の現状等を視察させていただきました。そして、２日目に、大雪溪を下山してきましたが、今まで山に登っていた私でも、大雪溪の雪の少なさに驚きを見ました。暖冬の影響や昨年度の降雪量の少なさにあるとは思いますが、非常に寂しい状態であり、大きなクレパスができ大変危険な状態であり、安心・安全の形での登山が望めなく、私は初めて今回の下山で秋道という道を通ることになりました。その後、８月下旬にかけて関係者が調査検討をし、９月１日より大雪溪経由の登山ができなくなり、他ルートのルートで白馬岳への登山となり、多くのキャンセルが出たと聞いております。

新聞報道によりますと、来年の５月以降現地調査をし、別ルートの検討をという発表がありました。やはり白馬の登山は日本の三大雪溪の１つであるという大雪溪と、お花畑を見ずして白馬岳への登山は考えられません。今回、私たちがおりてきた秋道と称する道であります。山に詳しい方にお聞きしますと、現在、私たちが通った道より、もう少し上のほうに秋道があるというお話ですが、その道を整備し、安心・安全な登山で白馬に登山をしていただくのがよいのではないかと思います。

また、梅池自然園ルートについても、これは前から言われていますけれども、グリーンシーズンの観光も兼ねての考えがあるとは思いますが、この２点についてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太田正治議員から２点について通告がございました。この関係について答弁をさせていただきます。

まず、山岳観光についてであります。山岳観光の白馬大雪溪ルートに関して、秋道整備と梅池方向への新ルートについてであります。この白馬大雪溪ルートの通行止めですが、昨冬の暖冬の影響で雪溪への積雪が少なく、夏山開山当初から例年にない残雪の少なさを感じていたところでありました。雪解けも早く、雪溪上に多数発生をしたクレパスを避けて登るために、杓子岳や白馬岳の山肌に沿って歩く秋道と呼ばれる登山道への切りかえが例年より１カ月以上早まりま

した。その後、地元ガイドの皆様には秋道の整備を行いながら白馬大雪渓ルートへの維持に多大なご尽力をいただいたことに感謝するところであります。

来年以降の登山道については、新しい登山道の検討に関する報道もありましたが、白馬岳登山において、白馬大雪渓ルートは最も重要なルートでありますので、これまでどおり秋道の整備は引き続き行ってまいりたいと思います。このことは大雪渓ルートの関係者、現地確認に際しての今後の対策を協議する場でも確認した事項でありますし、山案内人組合にも可能な限り秋道のルート整備をお願いしてまいります。

しかし、今後も同様な状況が発生した場合の対策も考えておく必要があるという点で、雪の状況に左右されずに安定し、かつ大雪渓ルートと登降時間がさほど変わらないルートの検討は必要であるという認識をしております。

また、梅池自然園方向へのルートは、これまでも検討を重ねられており、現地視察を行った経過もあります。実現すればグリーンシーズンの新たな目玉になるという期待もありますので、まずは小谷村及び山岳関係者並びに関係省庁とともに来年度現地調査を行いながらルートの検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

1 点目の山岳観光についての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第5番（太田正治君） 回答ありがとうございました。

今、ことしの雪の少なさというのは、今まで、かつてないというふうに自分でも思っていますし、皆さんもそう思っているというふうに思いますが、8月のうちに夏道じゃなくて秋道まで上がって通るという状況というのは非常な事態だというふうに思っております。いずれにしても、今後どういう状況になるかわかりませんが、夏道もそうですし、秋道の整備という部分で、私ちょっと、これはある人が書いた部分をもらってきているんですけども、左側の杓子側のところの崩れている部分の上部側に、地藏様があるというお話を聞いているんですが、この間通ったところは、そういう状況のルートではなかったように思っています。そういう部分を行政のほうではご存じなんでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 承知をしております。10月18日に山岳関係者、山の関係者とともに、そういったお地藏様ある付近の尾根を通しながら、今後の秋道としての迂回ルートについての検討をしてみたいという状況でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第5番（太田正治君） はい、ありがとうございます。

いわゆることしの自分たちがおりてきたところではないという部分もありまして、ちょっと自分も、このお地藏様というのは初めて聞いたルートであります。非常の部分を考えまして、早急

に秋道の整備も事前からしておく必要があるのではないかなというふうに思っております。白馬の登山には、大雪溪のクレパスというのはいつも幾つか出ておりますので、ぜひ、その秋道の整備を事前からしておいてもらって、1つのルートを確認していただくということでお願いをしたいというふうに思っております。

それと、先ほどちょっと漏らしてしまったんですけれども、拇池自然園のルートのお話しかしなかったんですが、新聞では猿倉から白馬岳の右側のほうへ寄っていくと思うんですけれども、舟越の頭まで上がるルートを言っているような気がするんですけれども、その辺のルートについての行政としてのお考えはどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 10月に新聞報道されましたのは、現地踏査をした後に検討会を開いたところ、公開で行っておいりましたので、新聞社がそれを取材し記事にして発表したと、こういう経過が実はあるわけでございます。

新聞報道にされましたルートというのは、猿倉の駐車場の切れ目のところから、拇池の自然園の付近、雁股池というのが途中にあるんですけれども、それを通過しながら自然園のほうに近づいていくと。さらに、白馬尻から上部の小蓮華に通ずる、途中に通ずる道というところが有効なルートとして考えられるのではないかとということを山案内人組合のほうから提示をされたものでございます。この提示に至っては、既に秋の段階に山案内人の皆様の数名により現地踏査をした中で、こういうルートも考えられるのではないかといた案として示されたものでございます。

ただ、そのルートを整備するかということは、また別のお話でございます。来年の春、まだ雪が残っている時期にルートの関係については関係者と現地踏査をしていきますという考え方でございます。この候補に上がっているルートの現地踏査の1カ所というふうに考えて、現地のほうをみんなで歩いて確認をしていきたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第5番（太田正治君） はい、ありがとうございました。

一応、私のもらったメモでは、猿倉のところから舟越の頭まで、約4キロあるというふうに言われております。これは人の足の早さによって違うかと思えますけれども、この4キロの仮に歩いた人として、普通の、一般のお客様が歩いたとして、どのくらいの時間が要するのかということですね。それで、そこから舟越の頭から大池へどのくらいの距離があり、それから頂上へはどのくらいの時間がかかるのかということがわかったら教えていただきたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 当時、現地調査をしました山案内人組合の関係者によりますと、まだ詳細な時間までは出ておりませんが、少なくとも今までは、過去2回白馬尻からのルート

ということで2回現地調査をした経過がありますけれども、それよりも登山者に負担なく短時間で行けるルート設定ができるというような状況は聞いております。したがって、時間的にも大雪溪から拇池のほうに向かうルートよりも有効性とすれば高いんではないかなというふうに判断をしております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第5番（太田正治君） はい、ありがとうございました。

今、課長のほうから馬尻からの話というのは、先ほど自分のほうでも言いました自然園へのルートを通して、そこから分かれて左折をして舟越のほうへ行くという考えでよろしいんでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） その取りつけの部分のところはどこになるかというのは、ちょっとまた別の議論でございますけれども、大雪溪と拇池を結ぶ有効ルートということで、過去2回に踏査をしたという経過でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第5番（太田正治君） ありがとうございました。

それで、大雪溪が上がると、猿倉から早い人で4時間くらいから5時間で上がるよというふうに言われています。仮に、この猿倉から舟越を経由し白馬へ登るにはどのくらいの時間が必要なのか、あるいは大雪溪、いわゆる馬尻から、馬尻の雪を見ながら新ルートのほうへ移動し、白馬への登山をした場合にはどのくらいかかるのか、その辺のお時間をいただければありがたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） まだ時間のところまで細かには調査をしてございませんので、そのところも来春の調査の中で、まず一旦は時間等についての確認をしていきたいというふうに思っております。

ただ、来春の状態というのは、まだ雪の残っている状態で、まず現地のほうを歩いてみましょうというところが第一段階でございますので、また夏場の条件とも異なりますので、何回か歩く中でのやっぱりタイムスケジュールということも割り出していく必要があるのではないかなというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第5番（太田正治君） くどいようで大変申し訳ございません。やはり白馬の登山というのは、大雪溪を経由して上がるのが一番ベターだというふうに私も考えていますし、ことしの状況を見ますと、9月1日以降のキャンセルが結構大きかったという形で言われております。こういう部分が続くと、白馬の山の登山というものが薄れていくのではなかろうかなというふうに思っていま

す。やはりその辺をしっかりと捉えていただいて、ぜひ、先ほど言いましたように、夏道、秋道のルートをしっかり捉えて、その後、新ルートの部分もという形でもよろしいかなというふうに思っています。ぜひ、この辺も含めて、しっかり案内人の人たちや総体協の人たち等を踏まえて研究していただきたいというふうに思っています。

今の新ルートについては、ある人に言わせると、余り好ましいルートではないというふうに言っている人もおります。ぜひ、そういう人たちの意見も踏まえてお願いをしたいというふうに思っております。

先ほどお話ししました自然園へのございですが、今までの中で結構梅池、小谷の人たちもそうですけれども、自然園から大雪溪への、大雪溪というか、馬尻へのルートの復活をできないかという話が結構あります。私もある人と話をしたら、昭和10年7月1日に、大町営林署の署長宛てに、歩道開通承認願というものが出されたという話を聞いています。この距離が約8キロありますという形で、その後、どういうふうに開通をし、どのような人たちが通ったかということは明確ではありませんけれども、行政として、この辺についてのお考え、どのように考えているのか、その辺をお聞きしたいというふうに思っています。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 今、太田議員のご発言がありました昭和10年にさかのぼる歴史のございですが、村も承知をしております。平成21年に大雪溪と梅池ルートの現地踏査をする前段で、こういった過去の経過がありますということも、行政側のほうにもご報告をいただいた経過もありますし、そういった書面についても、行政側のほうも承知をしているところでございします。

小谷村の村史を見ますと、昭和10年に、こういった大雪溪からのルートが開通したというような印が残っておりましたので、恐らくそういった歴史の背景からしますと、そういったルートをぜひ登山者のために使わせてほしいという要望が実り、当時は大雪溪から梅池への行き来ができる道ができたというふうに行政側では経過としては承知しておりますし、さらに白馬大池の山側へ建てるときには、その道を歩荷で資材を運んだというような歴史も行政側のほうでも聞いておりますので、一方では、そういったもともとある道を復活させることも1つの手段ではないかということから、過去2回にわたり、そこの現地踏査をしたという経過でございします。

今回は改めて、その道の活用ということも当然視野にも入れておりますし、また、白馬沢、金山沢という2つの大きな沢を上ったりおりたりするルートということになりますので、登山者にも負荷がかかり、また、道を安全面で担保するにも非常に困難をきわめることも予想されますので、そういったところと、また新しいルートも視野に入れながら、広く調査をしていきたいという考え方のもとで進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第5番（太田正治君） はい、ありがとうございました。

自然園とのルートというものは、自然園は小谷村で有料で通っている部分もありますし、なかなか難しい部分もあると思います。しかし、1つの観光客の足を伸ばすというか、1泊2日にするとか、そういうような部分では、ぜひ新しいルートを考えて、グリーンシーズンのお客さんの観光の形をつくっていただくというのが大事ではないかというふうに思っています。これは白馬村だけではなくて、小谷の行政も含めて考えなきゃいけないだろうし、営林署の関係もあると思いますが、ぜひ、この辺も前向きに捉えていただいて、白馬の大雪溪、あるいは自然園、それから梅池の登山にしても、梅池というか、大池への登山にしても、ルートを広くとるという意味では自然園のルートが大事かなというふうに思っていますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問でありますけれども、きのうから道の駅、あるいは道路問題等々出ておりますが、ことしの1月に松本・糸魚川連絡道路のルート発表以降、安曇野市では説明会が行われているようですし、なかなか厳しいという話も新聞報道であります。

そこで、8月27日に、糸魚川市において、松本・糸魚川連絡道路の建設促進フォーラムが行われ、また、小谷村では姫川流域行政経済会議が行われて話題が盛り上がっております。前の太田村長は、白馬ルートについては、大糸線より東側が望ましいというお話をされました。きのうも村長のほうからお答えもありましたけれども、この辺について、村長の自分自身のお考えをぜひ聞きたいというふうに思っています。

それから、道の駅につきましては、国道148号線、あるいは長野から、長野というか、オリンピック道路、それから、まだ決定はされておられませんけれども、松糸道路等を勘案して、道の駅の今後どのようにされたいのかをお聞きしたいと思います。

それから、道の駅については、村長も、きのうもお話しされておりましたけれども、あちらこちらを見ておられますし、私どもも議員研修で研修をしてきておりますが、今後道の駅の運営形態、運営形態と言いましても、移転をするのか、それとももっと違う場所に移して大きくし、建物を1つでなくて、よそのような2つなり、3つなりを含めて考えておられるのか、その辺もお聞きしたいというふうに思っています。よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 2点目の道路問題と道の駅についての答弁をさせていただきますが、地域高規格道路、松本・糸魚川連絡道路につきましては、昨日も松本議員の一般質問でもお答えをしたとおりであります。重複をいたしますが、本年1月に起点の安曇野インターから大町市市街地の南までの計画案が示されたところであります。建設に向けて一步を踏み出したことに沿線地域としては大きな期待をしているところであります。

そんな中で、白馬村内のルートにつきましては、大町市街地ルートの設定によるところも大きく影響するところでありますが、大町市街地北から佐野坂付近までと久津川橋付近から小谷方面へは現在の道路を活用していく方針が示されているところでありますが、平成23年11月に、白馬商工会から白馬村と白馬村議会に対し陳情が行われ、同年12月に採択をされ、JR大糸線より東側の案を基本としたルートを要望してきたところであります。村内ルートについては、現道活用等バイパス案も含め必要な調査を進め、地域にとって最適な位置づけとなるよう整備のあり方を検討してまいりたいと思います。

地域唯一の大動脈である国道148号は、地域の生活道路でありながら、昼間は4割、夜間は7割を超える大型車で混雑をしており、一度事故が起きれば長期にわたり沿線住民の交通手段や物流機能が寸断され、地域に与える影響ははかり知れない状況であります。一昨年、神城断層地震の際には、国道148号線がおよそ17日間にわたり通行止めになりました。災害に強く、安全な高速道路網の構築は地域住民の長年の悲願であります。観光、物流の成長が地域経済を牽引することは明白であり、松本・糸魚川連絡道路の整備により、各観光スポットへのアクセスの向上、交流人口の拡大につながると思っております。ことしも糸魚川シーフードシャトルバスの運行が始まるなど、インバウンド市場においても、その影響は一層大きなものとなりますが、さらに、松本・糸魚川連絡道路が整備をされ、長野県中心地域との交通網が充実をすることにより、太平洋側を利用していた物流の流れが姫川港経由になることが見込まれるところであります。姫川港の取り扱い貨物量はリーマンショックの影響で大きく減少したものの、現在は回復しつつであり、港湾基礎となる骨材の輸送やリサイクル廃棄物の取り扱い、さらには昭和電工大町事業所への原料輸送に使われるなど、物流の大動脈として利用されているところであります。何度も申し上げますが、議員各位初め関係する皆様におかれましては、この道路の実現に向けてご尽力をいただいているところでありますが、引き続き災害に強く、安全で地域経済を育む高規格な路線として一日も早く整備されるため、全力を挙げて地域一丸となって連携し取り組んでまいり所存であります。

先ほど村長、どういうふうに思っているのかという、そういったお話もございましたが、この問題については、私も当時議会議員をやっていたというようなことで、太田前村長と県、それから国のほうへ再三要望した経過があります。白馬ルートといたしましては、姫川の東側ということで、先ほど申し上げましたとおり、商工会、それから各区長会で構成している期成同盟会の案が、一番いいのは東側ではないかという、そういったことを踏まえて要望してきたところであります。

そんな中で、先ほど、きのうの松本議員の質問にもお答えをいたしましたけれども、それから一昨年の11月22日、姫川沿いで大きな地震が起きたというようなことで、県もそういったことも注視をしているようであります。そんなことも含めて、県とも連絡をとりながら、そしてま

た、県の指導をいただきながら、一日も早い松糸道路が白馬まで来ていただく、そしてまた、糸魚川は糸魚川駅が、この北陸新幹線が昨年金沢まで開通をしたというようなことで、観光にとっても非常に重要な道路であるというふうに認識をしているところであります。これから北陸新幹線がさらに大阪のほうまで延びていく、そういったときには、非常に白馬といたしましても、また、もちろん近隣の市町村にとっても、関西からのお客、観光産業にとっても非常に重要な位置づけだというふうに思っておりますので、いろいろな糸魚川とも、それから県とも、国ともいろいろな要望をしながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、道の駅の関係についてであります。現在の道の駅を今後どのような運営形態にする方針なのかについてであります。きのうもそういったご意見、ご質問があったわけでございますけれども、新しい道の駅の建設に向けて、昨年度から私自身も群馬県の川場や嬭恋の道の駅の視察や、それぞれある箇所を何回か視察をしているわけでありまして、公共施設の整備等に民間資金や経営能力を活用する、いわゆるPPP手法を導入している北海道の千歳市の道の駅を職員が視察をしてまいりました。また、庁内に白馬村道の駅複合施設建設方針の庁内検討委員会を設け、事業の実施に向けた検討を進めているところであります。

新たな道の駅建設につきましては、昨日の伊藤議員、松本議員にも答弁をさせていただいており、重複をしておりますが、新道の駅構想についてですが、本村で求められている道の駅の姿は、総合観光情報の発信基地として、さらに地元の特産品、農産品、林産物の集中管理機能を持たせた地域循環経済の中心となる施設が必要であります。そしてまた、防災、そしてまた、地域のコミュニティーの場としても大変重要な位置づけだというふうに認識をしているところであります。事業実施に向けた指標については、職員に先進事例として視察を指示した千歳市のように官民連携手法について検討しており、整備運営についても財政負担が軽減されるよう、民間の資金などの活用となる官民連携事業の手法を想定しているところであります。今後の運営形態については、新道の駅構想とあわせて、農産加工施設を含む既存施設の活用や施設の管理運営体制を検討してまいりたいというふうに思っております。

きのうも松本議員からも、そこに図書館を併設したらどうかといった、そういったお声もあるわけでございますが、そういったことも含めたいろいろな可能性を最大限求めて取り組んでいく、そんな思いでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

太田議員の2問目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第5番（太田正治君） 丁寧な説明ありがとうございます。

いわゆるきのうとダブって大変申し訳ないというふうに思っておりますけれども、いろいろとお聞きしました。ありがとうございます。

今の話もありましたように、道路と道の駅というものは関連がありまして、どうしても、今現在148号に隣接をしているというだけで、オリンピック道路とか、そういう部分から道の駅に入ることができないという部分もありますし、駐車場も狭いというような部分もあります。いろいろな意味を含めて、村長が今言われましたように、検討委員会、あるいはいろいろな部分で陳情していただいて、1つは道路の問題でありますけれども、松糸道路がいつになるか、白馬に来るのかわからないというのが現状でございます。それまでの間、現状の道路の拡幅というものは考えているのかどうなのか、その辺も含めてお聞きしたいと思いますが、よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。酒井建設課長。

建設課長（酒井 洋君） 現道の拡幅ということになりますと、国県道に関しましては、大町建設事務所のほうで実施していただくというようなことでございまして、先立っての村長答弁にもありましたように、白馬北工区と呼ばれている通地籍に関しましては、道路の線形改良というような形で、既に今基本計画をされているということで、来年度の事業実施に向け今現在準備をしているということで、そういったところの現道改良は行われる予定でございます。

また、佐野地区におかれましては、歩道整備の関係につきましても、部分的には集落内終わっておりますが、さらに、さのさかスキー場入り口のほうまで歩道をつけて拡幅という要望を私どものほうで強くしておりまして、これにつきましても、前向きに検討をいただき、今基礎調査をしていただいているというような現況でございます。

また、県道白馬・美麻線につきましても、ご存じのとおり、反田から大左右にかけたところにつきましても、交付金事業なのでなかなか予算のつきが余りよくないという現状はございますが、それぞれ道路改良のほうに着手しているというようなのが村内の国県道の改良の状況というふうに伝え聞いているところでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第5番（太田正治君） ありがとうございます。

道路の部分も、先ほど村長からは148号の通行量の多いという話も出ました。これは私も前々から一般質問もしておりますし、きょうの最後で言おうというふうに思っただけなんですけれども、やはりだんだんと交通量が多くなってきている現状で、道路が広がっていかないと、広がるとスピードが出るという話もありますけれども、そういう部分も含めていかなきゃいけないという部分もありますが、1つは、道路の改良を含めながら道の駅の建設を進めていただきたいというふうに思っております。

ちょっとこれ、今回質問に出してありませんけれども、もしお答えいただけたらありがたいなと思っておるんですけれども、富山県の朝日から白馬へ抜ける北アルプスにトンネルを掘って結ぶというお話は前々から出ておるんですけれども、もし、この辺について、村長のお考えがあれば伺いたいというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 朝日町とのアルプス越えの話でございますけれども、議員ご承知のとおり、平成7年ころ、この話が持ち上がりまして、今でも白馬村議会の皆さんと、それから朝日町の議会と毎年こういった交流をされているところであります。そんな中で、朝日町も非常に一時は精力的に運動をしていたわけでございますけれども、聞くところによると、富山県がどうしても3ルートがあつて、一本化はなかなか難しいというような中で、20年が経過をしてきたという状況であります。

そんな中で、朝日町も諦めてはいませんが、特に、立山ルート、上市ルート、そして朝日町ルートという3つのルートがあるわけでございますけれども、朝日町としては、この白馬ルートが一番距離的にも近い、そしてまた、東京方面の上信越道へつなげていけば、この富山の産業の関係も非常に、富山空港があり、そしてまた、いろいろな工場もある、そしてまた、病院も近くにあるというようなことで、非常に長野県にとってもいいのではないかなというような、そういったお話をされているわけでございますけれども、我々白馬村としては、松本・糸魚川高規格道路というのが前から取りかかっているものですから、できれば富山のほうが一本化されて、富山のほうからどんどん進んでもらえればいいかなというふうに思っておりますけれども、今、これからは特に富山とか、糸魚川とかという問題でもなくて、広域的にやっぱりこれからの観光産業、特に重要だというふうに考えておりますので、いずれにしても、北のほうから我が白馬村のほうにお客様が大勢入ってきていただくことを願っているところであります。

そんな中で、ことしは朝日町ともご承知のように、職員の方が研修に女性の方が2名、20日間ですか、そんな交流も深めながら、この夢の道を交流してまいりたいというふうに思っております。

そんなことで、ちょっとこのアルプス越えについては、非常に難題だというふうに認識をしておりますけれども、それにしても、先ほど言ったような経済効果は非常にあるというふうに思っておりますので、夢を捨てないように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第5番（太田正治君） すみません、質問事項の中に入れていなくて大変申し訳なかったんですが、ご回答ありがとうございました。

きのうからのいろいろな、道の駅とかいろいろな部分で、重なる部分で、これ以上お話ししても、またダブる部分があります。ぜひ新しい道、新しい道というか、現在の道路の拡幅なり、そういうものを進めながら新しい道の駅の建設に努力をいただきたいなというふうに思っております。

この辺で一般質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありませんので、第5番太田正治議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから 5 分間休憩といたします。

休憩 午後 1 時 47 分

再開 午後 1 時 52 分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第 9 番田中榮一議員の一般質問を許します。第 9 番田中榮一議員。

第 9 番（田中榮一君） 9 番田中榮一です。

今回は 3 つの質問を用意いたしました。民生委員について、それから請負契約について、スポーツ振興についてであります。

早速民生委員、児童委員についての質問をいたします。

村長の本定例会の冒頭の挨拶の中にもありましたけれども、この 12 月 1 日、村の民生委員、児童委員が改選され、21 名の方が厚生労働大臣から委嘱されました。介護保険制度の改正による業務の増加など、委員の皆さんの役割と負担がより多くなってきております。民生委員、児童委員に求められる役割と課題について伺いをいたします。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中議員から 3 問通告をさせていただいておりますが、その初めに、民生委員について答弁をさせていただきます。

民生児童委員に求められる役割と課題についてお答えをいたしますが、最初に役割ですが、今回の民生委員、児童委員の一斉改選により、12 月 1 日に 21 名が厚生労働大臣から民生委員、児童委員の委嘱を受け、そのうち 2 名が主任児童委員に指名をされました。21 名のうち 10 名が新たな民生委員、児童委員となりました。また、12 月 1 日には初めての民生児童委員協議会を開催し、会長として篠崎茂樹委員、副会長として清水あゆみ委員が互選により選出をされ、新たな体制により協議会の活動がスタートをしたところであります。民生委員法には、民生委員は常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うと定められています。民生委員、児童委員は、地域住民の身近な相談相手であるとともに支援のつなぎ役であります。地域住民が抱える悩みや心配事などの相談に乗り、必要に応じて専門機関や福祉サービスなどの情報を提供したり、そのような機関等につなぐなどにより、課題を解決するための支援を行うわけであります。2 期目のある委員が 1 期目の委員に対し、委員の役割は、受けとめて、伝えて、見守ることであると、一言で説明をされていました。急速な少子・高齢化とともに、人と人とのつながりが希薄化する今日、地域にはさまざまな悩みや課題を抱えながら孤立する方々が増加をしています。そうした方々の相談に応じ、必要な支援につないで、日常的な見守りを行う民生委員、児童委員の役割は、まさに委員の説明のとおりであると思います。

次に、課題という点でお答えをさせていただきますが、少子・高齢化の進展、単身世帯の増加、

隣人関係の希薄化など地域社会の姿は変化をしていますし、介護保険制度の改正を初めとする法制度も変化をしています。民生委員、児童委員が支援すべき対象者は増加しておりますし、対象者が直面する課題の複雑化、多様化による支援の困難性や活動量も増加しています。また、委員が活動していく上で関係の深い地区と個人情報の取り扱いを含め、どのように協力関係を構築するかという課題もあります。

白馬村民生児童委員協議会では、毎月初旬に定例会を開催しており、ここでは北安曇野福祉事務所、健康福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会といった関係機関を含めて、情報の提供や共有を図っておりますし、委員同士の情報交換も行っているところでもあります。これらにより、委員が活動する上で悩んでいることや困っていることなどについて、情報や意見を交換することで解決の道を探っております。民生委員、児童委員の役割と委員への期待は大きなものとなっております。一方で、委員の負担金が増していることも事実であります。この状況を村としてしっかりと受けとめ、関係機関とともに必要な支援や情報の提供、良好な連携や協働関係の構築に努め、委員が活動しやすい環境づくりに努めてまいりたいと思います。

1点目の田中議員の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 先日のNHKの朝のニュースを聞いていたんですけれども、今回の12月1日の改選により、全国で8,724名の欠員があったということで、80歳以上の委員の方も全国にいらっしゃるというような報道がありました。幸いにも白馬村は欠員もなくスタートできたことは本当に大変によかったかなというように思いますし、委員の皆様本当に感謝と3年間よろしくお願いいたしますというように思います。

それでは、質問なんですけれども、全国では最高齢80歳という方がいらっしゃるということなんですけれども、白馬村の中の最高齢の委員の方は何歳でしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） 今回の委員さんの最高年齢は68歳の方になります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 68歳ということで、全国的には本当に若いほうの平均年齢ではないかなというように思います。

それでは、今、白馬村は国が定める委員の定数というものは21名というように決まっているというんですけれども、これは、この数字は村にとっても適正というように考えていらっしゃるかどうかお聞きします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） 現在、主任児童委員も含めまして21名という定数で行っております。定数につきましては、村のほうで決めることができません。県のほうで検討する中で、県の

条例を改正して県議会のほうでかけて定数が決まるという流れになります。

ただ、今の状況を見ますと、高齢化、多種多様な状況がありますので、次期に向けては、新しく区もできた地域もございいますので、定数の見直しについては検討していかなければならないというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 条例の改正も必要だということを初めて知ったんですけども、報道によりますと、やはり全国でこういう欠員がもう8,000名を超えているというようなところでもって、厚労省のほうも、このところはある程度柔軟に考えていかなければならないというようなコメントが入ってきたわけであります。今後どうなるかわかりませんが、村としてどのぐらいの増員をお願いしたいとかいうことを今から考えていただきたいなというように思います。

もっと踏み込んで言いますと、めいてつ区が去年、おとしですか、発足したんですけども、そこに民生委員はいらっしゃらないというところなんですけれども、この点はどのように考えているのかどうか。どこかでカバーされているのかどうか、どうでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） めいてつ区につきましては、白馬村内19の区域に区割りしております。その中で、飯森、めいてつ区という区割りの中で行っておりまして、そちらのほうから、今回は飯森から民生委員さんのほうは出させていただいておりますけれども、飯森、めいてつ区というくくりの中で1名という形で選出させていただいております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） その対応をよろしく願いをしたいと思います。

先ほど村長の答弁にもありましたけれども、重複するかと思いますけれども、まさに現在、介護保険の改正、それから在宅の医療の増加というようなところでもって、今本当に社会情勢の中で民生委員を取り巻く環境も非常に変化をしているということで、本当に求められる役割というものも年々増加している現状であると、私も思いますし、村長答弁の中にもありました。

他県によりますと、それぞれ全国の市町村でも、この民生委員の方々に対しても非常に役割が重要なものですから、いろいろアンケート調査をしているようです。あるところでは、本当にやりがいがあるというところで、90%の方が本当にやりがいのある職種であるというようなところ、それから、一方ではちょっとやっぱり負担に感じているというような方もいらっしゃるわけでありまして。なぜかというところを見ますと、本当に今孤独死とか、消費者の被害などの事件が見ている方に起きはしないかと、常に民生委員の方々は非常に心配をしているということでもあります。だから、職責に係る重圧というものは非常に委員の方々が非常に心配しているというような結果がアンケートの中で出ているということでもあります。

本村の中でも、私2年、3年前ですか、一緒に民生委員の方々と懇談会、議員の総務のときで

したか、懇談会をやったことがあるんですけども、その中でも民生委員の方々から、そういう非常に、旅行に出るにも、あの方は大丈夫かというようなところで非常に、常に心の中に、その方々、見ている方々の動向というものは心配になっているというような、懇談会の中で聞かれたわけであります。

もう一度、くどいようですけども、先ほど村長の答弁の最後のところに、民生委員が、より活動しやすい環境づくりに取り組まなければならないというところが出てきておったんですけども、活動しやすい環境とは何なのか、そこをもう少しお伺いをしたいというように思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど最後のところで委員が活動しやすい環境づくりというお話をしたわけでありますけれども、今、社会環境が非常に厳しい、いろいろな多種多様な方がいっぱいございます。そういった中で、この民生委員の方々のお仕事というものは非常に昼夜を問わず大変な仕事だというふうに思っているところであります。

そういった中で、委員の皆さんが自由に、本当に動きやすいような、働きやすいような取り組みを村としては、いろいろな情報を吸収する中で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

この情報源は、やっぱり民生委員の皆さんからいろいろなことを情報としてお聞きをしながら、その対応に努めてまいりたいという意味で先ほど説明をしたわけでありますが、そんな取り組みをしてまいりたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） もう一つお伺いをいたします。

民生委員の中で主任児童委員という方がいらっしゃるわけであります。2人いるんですけども、この方お二人、ちょっと特殊な任務を負っているというところがあるかと思うんですけども、どんな任務を負っているのか、福祉課長、お願いしたいと思いますが。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） 主任児童委員につきましては、基本的には民生児童委員の中から主任児童委員を指名しなさいということで、主任児童委員が2名指名されております。基本的に村長答弁の中にもございましたように、基本的には通常の民生児童委員の働きのほかに、主任児童委員として児童福祉法のほうに規定されております児童にかかわるところの環境の状況を把握したいとかいった活動とか、実際のところは児童にかかわるところの保護者の方との相談とか、そういったところの中で、やはりつなぎ役として行政のほうに上げていただく、また実際の活動といたしましては、毎年小学校、中学校のほうと先生方と民生委員さんとの懇談会も毎年実施しているところでありますし、各主任児童委員さんのほうで、各学校のほうで、例えば朝の挨拶運

動だとか、そういったところも積極的にやっていただいております、地域の児童にとっての見守りを含める中での活動をしていただいております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 主任児童委員に期待される役割というところがあるんですけども、今、課長がおっしゃったとおりなんです、児童の福祉への、児童虐待防止法というものがあったり、さまざまな虐待のところまで関与していると。それから育児不安というような、そういう不安を抱えている親御さんたち、そういうところの相談にも乗っているということでもあります。学校ということになれば、教育委員会も当然関係してくるわけでありましてけれども、教育長、よろしいですか。この主任児童委員と教育委員会のかかわりというところで、何か接点というものはあるんでしょうか、どうでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川宗幸君） ただいまの主任児童委員と教育委員会とのかかわりについてでございますが、特に、先ほど健康福祉課長のほうで申しましたとおり、子どもの安心・安全な登下校の見守り、それから地域での見守り、こういうところを中心に、また、特に教育委員会で行っています就学支援相談、こちらの委員にもなっております。ここら辺が直接関係をしてきている部分かと思えます。

あと、学校で民生委員さん方と懇談をしていく、そんなところが中心の活動になろうかと思えます。よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 非常に重要な家庭とのつながりというところでもって、非常に重要な役割を主任児童委員の皆様が担っているというように思います。ぜひ、今、白馬村では児童虐待というのはないとは思いますが、早目、早目と、そういう芽が出てきた、感じられた場合には摘み取っていかねばならないというようなところでもありますので、ぜひ学校、教育委員会、健康福祉課のそれぞれ、さまざまな方の関係の連携を取り合って、早目の対応というようなところをお願いしたいというふうに思います。

もう一度、村長、この民生児童委員、12月1日就任をされたんですけども、もう一度民生委員の方々に対しての激励の意味の言葉というのを伺いたしたいと思います、どうでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 第1回の民生児童委員会に私も出させていただきまして、本当に任務の重さ、そしてまた、先ほども言いましたけれども、昼夜を問わず皆さん、そういった活動をいただいているわけでございますけれども、挨拶の中でも、本当に皆様方にご苦労いただくわけでございますけれども、ぜひよろしくお願いいたしますという、そういったお話を皆さんの前で挨拶をしたところでもあります。

そんな中で、先ほども言いましたように、本当に委員の皆様方のご意見をちょうだいしながら、吸い上げながら進めてまいりたいという、そんな思いでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） それでは、次の請負契約について質問をいたします。

私も議員1期、2期というところで、2期目の任期、あとわずかになってきたわけでありましてけれども、今までずっと一般質問を聞いてきた中でもって、次の質問のところが非常に疑問に思ったものですから質問をさせていただきます。

今回も議案に出ておりますけれども、議案は、議会で議決される前に、その内容を実施している例として、工事変更請負契約の締結についてがあります。特に、土木工事などは自然条件や社会的な制約条件の中で建設されるという性質を有しており、当初設計段階では想定し得なかった条件変更や新たな対応が必要となる場合が多くあり、設計変更を避けることは困難である事業であります。それゆえに変更請負契約における公正性、それから透明性も確保し、設計変更の適正化に努めなければならないというように考えますけれども、次のことについてお伺いをいたします。

設計変更における留意事項は定めていますでしょうか。それから、設計変更に伴う契約変更の手続、軽微な変更以外は、その必要が生じた都度行っていますか。それから、安全優先で工事を施工するように指導をしていますか。この3点をお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中議員の2点目の質問に対して答弁をさせていただきます。

請負契約について、3点の質問をいただいているわけでありましたが、最初に、設計変更における留意事項を定めていますかとの質問であります。国では、平成26年6月の改正品質確保法の施行を受け、公共工事の品質を将来にわたって確保するため、建設業の中長期的な担い手を育成・確保することが明記され、責務の明確化として、計画的な発注、適切な工事設定、適切な設計変更が示されております。

こうした背景のもと、10発注者間の変更手続が円滑かつ適正に行われるよう、長野県では設計変更に関する運用指針として設計変更ガイドラインが策定をされました。当村としては、そのガイドラインに沿って変更などの適正化に努めているところであります。

次に、設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要性が生じた都度行っていますかとの質問ですが、土木工事の施工において、その自然的、社会的条件は、複雑かつ多様であるため、契約時点で定めた設計図書の条件が現地と異なる場合には設計変更が必要となってまいります。設計変更については、建設工事標準請負契約約款、以下、契約書と省略をさせていただきますが、契約書において発注者と受注者はおのの対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結す

ると定めております。適切な設計変更は、改正品格法において、請負契約の当事者が公正な契約を適正な額の請負代金で締結することが基本理念として示され、設計図書に適切な施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額、または工期の変更を行うことが発注者の責務として明確化されております。これを受けて変更の必要が生じた場合は、変更を行っているところであります。

最後に、安全優先で工事を施工するよう指導をしていますかとの質問であります。工事中の安全の確保については、1、土木工事安全施工技術指針、2、建設機械施工安全基準指針、3、建設工事公衆災害防止対策要綱及び関係する法令書基準等を参考にして、常に工事の安全に留意をし、現場管理を行うよう指導しており、公平性、透明性の確保に努めているところであります。

田中議員の2つ目の請負契約についての質問に対しての答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 冒頭にも言いましたが、全国でも、こういう縁故請負契約で議案等出していて、工事が完了した後、出てくるというようなところが慣例として行われているというところであります。

私もちょっと調べたんですけども、国交省のほうも、工事請負契約に係る設計契約変更ガイドラインというものは国交省でも定めているというところで、今の答弁だと、長野県が定めているガイドラインということで対応をしているということの今答弁があったわけであります。

もう少し詳しく聞きたいと思いますが、今の県のガイドラインというものは、土木工事というところのガイドラインというように解釈してもよろしいですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。酒井建設課長。

建設課長（酒井 洋君） 長野県のほうで設計変更のガイドラインというのを出しているんですけども、大きく部分けしますと、建設部だけではなく、環境部、農政部、林務部、それぞれの一般的に工事発注がある部のところで共通のガイドラインというもので示されている指針でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） それでは、ちょっともう少し細かく聞いていきたいなというように思います。

スポーツ課課長、今回議案の第73号と74号の工事変更請負契約というものの、締結についてという、この議案2つが出ているのでありますけれども、この議案の変更というものは、いつごろ、どちらのほうから出されたものなんでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。松澤スポーツ課長。

スポーツ課長（松澤忠明君） お答えを申し上げます。

今回の工事変更契約につきましては、平成28年11月25日までの工期を変更したいという申し出が11月7日にありました。その工期の変更を12月27日までということで、まず工期を変更させていただき、設計のほうの確認をさせていただいて、今回の提出をさせていただいている金額の変更という形でお認めをいただいて工事の変更をしていきたいというものでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 当初、設計単価に、例えば73号のほうの工事なんですけれども、飛距離判定ビデオカメラの取り付け工事、それから風向・風速計取り付けの支柱の工事、これは当初に、設計に入っていたんですけれども、これをやめてしまったというところが、どういう理由でやめてしまったのかなと。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。松澤スポーツ課長。

スポーツ課長（松澤忠明君） お答えをいたします。

設計当初でございますが、飛距離判定ビデオカメラ、それから風向・風速計の支柱については、新たに建設をするという設計をしてございました。しかし、現実には作業を進めて現場の確認をしていただく中で、新たなものを建設しなくても、今まであったもので十分可能であるということから、この部分を減額ということで今回提出をさせていただいているものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） じゃ、その次に、74号のほうの変更ということで、これは760万何がしの増額になっておるわけでありますけれども、この増額のほうは、場内の配管、配線、設備工事、その3カ所あるんですけれども、この設計当初はなかったわけなんですけれども、これが必要になったという解釈でよろしいんですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。松澤スポーツ課長。

スポーツ課長（松澤忠明君） 議案の74号での増嵩の部分でございますが、場内の配管、配線の設備、それから、各情報処理の設備ということ、それから場内の通信設備、現状ある設備をそのまま使おうと思ったわけです。ところが、古い設備でありまして、破損箇所等が見つかったため、新たに、新しいものを配線しなければ、今回の新しい施設につなげられないという不備が見当たりましたので、増嵩させていただくというものでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） はい、わかりました。

これがまだ完成していないというところなんですか、もう完成をしてしまったというところなんですか、第74号のほう。

議長（北澤禎二郎君） 松澤スポーツ課長。

スポーツ課長（松澤忠明君） 先ほど、一番最初に申し上げさせていただきましたけれども、工期の延長をさせていただいて増嵩を認めていただく中で、最終的に12月27日に竣工という形で現在作業を進める準備をしているということでございますので、お願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） はい、わかりました。

初めて、こういうようにして質問をすることによって私たち理解するわけであります。もう少し、変わった質問をするわけでありますけれども、当初予算が例えば5,000万というところは議案として出さなきゃいけないというところなんですけれども、金額はともかくとしても、変更、増額というものが何割に達したら新しい契約にするとか、そういうところというのはガイドラインの中で示されているのかどうか、そこはどうでしょう。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。酒井建設課長。

建設課長（酒井 洋君） 特にパーセンテージ、村のほうでは取り決めはございませんが、目安としては30%程度というふうに認識しております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 大体、国のほうも、県もそうだと思うんですけれども、大体30%ぐらいの増額になった場合には、新しい契約をきちっと結ばなきゃならないだろうと。ただ、同じ現場であれば、それは何というか、指名競争入札ですか、それでもいいんでしょうけれども、ちょっとずれているところであれば、それを新しく契約をしなければならないというようなところがあるわけなんですけれども、その点は、今のところ村としてのガイドラインはない、おおむねというところで理解してもよろしいんでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 酒井建設課長。

建設課長（酒井 洋君） 現時点において、ちょっとそういう事案がなかったので、おおむねという、すみません、ご回答をさせていただきましたが、県のガイドラインによりますと、おおむね30%を超える場合は、設計図書の訂正とか変更が行われた場合、必要が認められるというふうに判断される場合につきましては、30%を超えましても、そのまま変更契約を継続するという形になります。

また、それにおいては、所内での建設請負人選定委員会というようなものを活用しながら、その変更契約についての審議を行うと、審査を行うというふうに伝え聞いております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） はい、わかりました。

それでは、教育課長、よろしいですか。教育課長、これから共同調理場の大きな工事が入ってくるというところでもって、これも大きな、大きなじゃないですけれども、変更、設計図どおりに完成されれば、それは当然いいわけでありますけれども、ある程度、その変更というと

ころも頭の中に入れて工事を進めていかなきゃならないと思うんですけども、その点、教育課長としての考えはどうでしょうか。何といいますか、ほとんど調理場の場合なんかは、土木工事とか、基礎工事とか、そんなところは余り変更はないと思うんですけども、例えばほかのほうの変更契約というものが出てくる可能性はあるというところで教育委員会としての、そういう建物という中のガイドラインというものは持っているのかどうかというところなんですけれども、どうですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） まず、最後のところの質問の教育委員会として、そのガイドラインを持っているかということにつきましては、教育委員会として独自のものは持っておりませんので、庁内共通のものということで、先ほど建設課長のほうの答弁しましたガイドラインなどを活用しながらというように考えております。

それと、共同調理場のご質問も出たんですけども、まだ実施設計も終わっていない段階で、そこで当初からの変更ありきでお話しするのはいかがなものかとは思いますが。

ただ、今回の共同調理場につきましては、道路の拡幅の部分も絡めてですとか、大幅な動向もあるというようなこともありますので、そういったことも、また関係課のほうと協議をしながら、なるべく変更がないようにというように進めていきたいというように教育課のほうでは考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） この請負契約の変更というのは、やはりきちっとした設計図というものが一番大事ではないかというように思います。きちっとしたものの、地域調査等をきちっとされていれば、できる限り、そういう変更契約というものは少なく済むわけであります。ぜひ設計段階から慎重なる工事を行うために、きちっとした設計のところをよろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは、以上で請負契約については終了といたします。

議長、あと何分でしょうか。

議長（北澤禎二郎君） あと19分です。

第9番（田中榮一君） それでは、スポーツ振興についてをお伺いいたします。

村スポーツ課は、体力年齢向上プロジェクトと題して、9月から11月の3カ月間、毎週水曜日に11回のスポーツ教室を開催いたしました。老若男女、参加人数も多く盛況であったと聞いております。私も2回ほど参加させていただきました。

それでは、次のことについてお伺いをいたします。

教室の成果と課題、それから、これから銀嶺国体というところがあるわけであります。開催後

の村民のスポーツの振興についてというところを2つ伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川宗幸君） 田中議員ご質問の1つ目の教室の成果と課題、2つ目の銀嶺国体開催後の村民のスポーツ振興についての考えはについて、関連がございますので、まとめてお答えさせていただきます。

平成27年度制定いたしました白馬村スポーツ推進計画の施行に伴い、村民の体力年齢のデータ収集を目的として定期的に体力測定を開催してまいりました。しかしながら、今までは参加者が少なく、運動意識の変化につなげることができず、十分なデータ収集も行われなかったのが現状でありました。平成28年度から体力年齢向上プロジェクトと命名して、毎週水曜日に、ウィング21にお越しいただければ運動ができるという環境づくりを目指しました。この事業の実施に当たっては、県のプラットフォーム形成事業を活用し、総合型地域スポーツクラブから講師を派遣してもらい、また、事業全体の監修と3回の講習について、相澤病院の児玉先生にご協力をいただきました。

その結果、計11回の教室に、延べ430人の方々にご参加いただきました。年齢についても、20代から80代の幅広い年齢の方々にご参加いただき、最終回に実施したアンケートの結果、15人の方が7回以上教室に参加し、実際に体の変化を実感した方や運動をしようというきっかけになったというご意見をいただきました。参加者も各回平均で40人ほど集まり、アンケートでもご満足いただけた方が9割以上でした。参加者が集まった要因は、体力測定のみならず、ヨガやボクササイズ、コワトレット、ストレッチポール、卓球やバランスボール、スラックラインやノルディックウォーキングなどさまざまな種目を開催した結果、その時々テーマに対して、多くの方々に運動への興味を持ってもらえたことと、講師としてお越しいただいた県内でも有数の相澤病院で、スポーツ障害予防治療センターでアスレチックトレーナーの児玉雄二先生が存在が大きな要因となったと考えられます。さまざまな種目の教室を開催したことで、1人では運動ができなかった方や、してみたかった種目をきっかけに仲間と一緒に参加して体を動かすことの楽しさを経験できた方、また続けて参加している方も継続的に参加するきっかけになったというご意見をいただきました。児玉先生に3回の教室を開催していただき、ふだんは体が痛くて運動できないという方にも楽しく運動してもらおうよう呼びかけることができました。

また、教室が始まる前にできる30分間の体幹トレーニングをお教えいただき、それを全教室で準備運動として開催した結果、体の動きがよくなった方や、バランスがよくなったという方がおりました。運動を継続して行うことの大切さを多くの参加者へお伝えして、笑顔の絶えない明るい人づき合いができたと考えております。ひいては、健康な村づくりにつながっていく一助になったのではと思っております。

この体力年齢向上プロジェクトは、白馬村スポーツ推進計画の基本方針の中で、スポーツによ

る健康増進を達成するために開催したもので、今後もスポーツ推進計画の基本方針にのっとり、スポーツ振興を行ってまいります。具体的な活動については、スポーツ推進委員会と協議を進め、来年度も継続的な活動を行っていきたいと考えております。

課題としては、運動意識の低い方に、楽しさや、おもしろさを伝えることにより、幅広く参加者を募集していきたいと考えております。

この中からグループづくりを目指して総合型スポーツクラブや公民館の文化振興団体などの組織の結成に結びつけることにより、健康な村づくりに向けて進めてまいりたいと考えております。

国体の開催後も同様に、スポーツの大切さと楽しさ、運動の重要性をさまざまな場面で提供しながら、明るい村づくりに努めてまいります。

以上、田中議員のスポーツ振興についての答弁といたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は、答弁も含め、あと１２分です。質問ありませんか。

第９番（田中榮一君） 私がなぜ、このスポーツ振興にこだわるのかというところなんですけれども、今、第２期の食育推進計画、今計画をつくっている最中であります。その資料の中で、平成２７年度の特定健診の結果というものが非常に詳しく載っております。保健師さんが本当に一生懸命結果をつくっていただいて、非常に詳しく載っているというところで、余り私も自分自身の体のところがありますと、余りこういうことはちょっと控えなきゃいけないんじゃないかと思うんですけれども、非常に、そのヘモグロビンＡ１Ｃの、糖尿病のほうの予備群とか、そういうのが非常に多いというような結果が出ております。それから、メタボの予備群というところも非常に危惧されるという結果が出ているわけであります。

それで、メタボリックシンドロームというところは、皆さんはご存じだと思うんですけれども、もう一つ、ロコモティブシンドロームという言葉があるんですけれども、関係するスポーツ課長はご存じでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。松澤スポーツ課長。

スポーツ課長（松澤忠明君） ロコモティブシンドローム、運動器症候群ということのようでありますけれども、内容については存じ上げておりました。骨、関節、筋肉などの運動器の働きが衰えると暮らしの中の自立度が低下し、介護が必要になったり、寝たきりになったりする可能性が高くなると、こういうことで運動器の障がいがあるために、要介護になったり、介護になる危険性の高い状態をロコモティブシンドロームということでヒントをいただいておりますので、内容については把握しておりました。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第９番（田中榮一君） 今、これからメタボとロコモというようなところがどんどん出てくるというふうに思います。メタボというのは、内臓の脂肪症候群というようなところで、特に食のほう

のところを気をつけていかなければならないというところでもありますし、ロコモというのは、この運動器のところなんですよね。ここがやっぱりきちっとやっていかなければならないというところですよ。

先ほど質問したように、今回スポーツ課でやった体力年齢向上プロジェクトというものは、こういう冊子をつくって一生懸命やったんですけども、まさに、このところはロコモティブシンドロームの予防する、そのカリキュラムなんです。それで、メタボとロコモというようなところをまず一緒に考えていかなければならないというようなところでもあります。寝たきりにならないようにという方、認知症にならないようにという方、そういう今非常に心配されている疾患というものに対して予防しなければいけないというのが、国もそうだし、県もそうだし、白馬村も非常に求められているというところでもあります。

そういう意味合いにおいて、特に、この体力年齢プロジェクトというところで、まさに、このロコモティブシンドロームの予防の運動教室ということに位置づけて、ぜひやってほしいなというように思っております。

今回、もう少し質問をするところでもって、60周年記念ということで、三浦雄一郎の講演をされたわけでもありますけれども、非常に80歳でエベレストに挑戦したというところで、体を鍛えればエベレストも登ることができるという、彼はそういう講演内容でもって、きちっと体でも示してくれたということで、非常にこの講演というのはよかったと思います。これは村長の発案で三浦さんと呼んでこられたんでしょうか。どなたなんですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 講演会でのそんなお話をした経過あるわけでございますけれども、三浦先生は幼少のころから白馬に来ていたという、そんなお話を聞く中で、教育課含めた公民館のほうで、そういった取り扱いをしていただいて、ああいったすばらしい方が来て講演をいただいたということでもあります。特に、白馬村というのは、本当にいろいろな方がおいでであります。また、我々も今国のほう等々へ陳情に行っても、いろいろな方が白馬だと言うと、本当に学生時代世話になったとか、いろいろな方がいらっしゃいます。そういった中で、三浦先生もその一員でありまして、本当に白馬に多様性のある、いっぱいすばらしい人たちがいるというようなことで、これからもそんな方たちと交流をする中で、村づくりに努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 私、このプロジェクトに参加したときに、ある80歳の方と話をする機会がありました。それで、その方は最後までずっと、この11回の教室に出たということで、家に帰ってもストレッチをしたり、いろいろな教わったことをやってきたということで、私も

80歳、今なんだけれども、この11回によって、自分の体はよみがえったような気がするということをおっしゃってありました。本当に私も実感だというふうに思います。ぜひ、そういう意味合いにおいて、このプロジェクトというところは、白馬村にとって今非常に大事なところだというように思いますので、ぜひスポーツ課のほうでもしっかり力を入れて来年も継続をしていたきたいというふうに思います。

それでは、国体のところに移りますけれども、白馬村は過去2回国体を開催しているわけでありますけれども、本来の国体の目的というものは、地域住民のスポーツ振興というところもあるわけでありますけれども、過去2回の国体を開催して、そういう目的というものは達成されているところもあるのではないかなと思うんですけれども、スポーツ課長、そういう国体を開催することによって白馬村のスポーツ振興というものがどう変わってきたのか、そういうところ、わかる範囲内でいいですけれども、お答えをいただきたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。松澤スポーツ課長。

スポーツ課長（松澤忠明君） それでは、国体の関係、事務局長も仰せつかっておりますので、お答えをさせていただきます。

まず、国体とはというところで、各都道府県対抗による我が国最大の総合的な競技大会であり、国民スポーツの祭典だというふうに定義されております。国体を主催するのは、日本体育協会、文部科学省、長野県の3者ということでございますけれども、その3者は競技力の向上、スポーツ施設の設備充実、スポーツ組織の充実、そして地域の活性化の4点について貢献されるものというふうに記されております。白馬村においても、スポーツ推進法に基づき、白馬村スポーツ推進計画がつくられ、さまざまな方策が進められております。

1つとして、地域におけるスポーツ環境の整備充実、2つ、国際競技力の総合的な向上、3つ、生涯スポーツ、競技スポーツと学校教育との連携推進、これらのことを総合して、地域スポーツや、その組織を考えるならば、総合型地域スポーツクラブが組織的に発展することを前提として、そのクラブから国体チームがつくられ、県もしくは村を代表して国体という競技会の場に出場するというのが日本のスポーツの普及や育成を底辺レベルから活性化していくことにつながっているというふうに記されております。

このようなことを総合的に考え、白馬村にも総合型地域スポーツクラブが立ち上がっており成熟しております。指導者も献身的に活動していただいております、今後もより活動できる人材育成が進められていただけるものと確信しております。こういうことを考えますと、過去2回の国体、そして今回の国体、地域のスポーツ、そして地域の住民の健康管理というものを含めて重要な役割を果たしているということ、これを村民総意で、皆さんで成功に導いていただくことによって、また一歩前進できるというふうに確信しております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は、答弁も含め、あと1分です。

質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） それでは、村長、最後に、昔農協の野球のエースとして活躍された村長として、このスポーツ振興というところを最後にお聞きをして終わりたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） かつて田中議員とは早起き野球で白馬の優勝を競ったという間柄でありますけれども、私もスポーツは非常に大事だと思っております。そしてまた、先ほどもそんな話が出ましたけれども、この前、八方尾根の100活で、昨年、昨シーズン、100歳までスキーをしようと、そういったイベントにも出させていただきましたけれども、いろいろな意味で、スポーツをすることによって医療費の削減になったり、そしてまた、体力向上の重要な役割を担っているということで、私も本当にスポーツというものは大事だというふうに思っております。

そんな中で、スポーツを通じて元気な村になるような、そういった取り組みをしていかなければならないというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第9番田中榮一議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から12月19日までの間を休会とし、その間、定例会日程予定表のとおり委員会等を行い、12月20日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、明日から12月19日までの間を休会とし、その間、定例会日程予定表のとおり委員会等を行い、12月20日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時54分

平成28年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成28年12月20日（火）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

平成２８年第４回白馬村議会定例会議事日程

平成２８年１２月２０日（火）

（第４日目）

追 加 日 程

- 日程第 2 議案第 85 号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第 3 議案第 86 号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第 4 議案第 87 号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第 5 議案第 88 号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第 89 号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第 90 号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第 91 号 工事委託に関する変更協定の締結について
- 日程第 9 議案第 92 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 発委第 7 号 地方議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
- 日程第 11 発委第 8 号 免税軽油制度の継続を求める意見書
- 日程第 12 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第 14 議員派遣について

平成28年第4回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 平成28年12月20日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤 亮 輔	第7番	横田 孝 穂
第2番	津 滝 俊 幸	第8番	太 田 修
第3番	松 本 喜美人	第9番	田 中 榮 一
第4番	伊 藤 まゆみ	第10番	太 谷 正 治
第5番	太 田 正 治	第11番	篠 崎 久美子
第6番	太 田 伸 子	第12番	北 澤 禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下 川 正 剛	副 村 長	太 田 文 敏
教 育 長	横 川 宗 幸	総 務 課 長	吉 田 久 夫
参事兼税務課長	平 林 豊	観 光 課 長	篠 崎 孔 一
建 設 課 長	酒 井 洋	会計管理者・室長	窪 田 高 枝
健 康 福 祉 課 長	太 田 洋 一	農 政 課 長	横 山 秋 一
住 民 課 長	矢 口 俊 樹	上 下 水 道 課 長	山 岸 茂 幸
総務課長補佐兼総務係長	田 中 克 俊	教 育 課 長	横 川 辰 彦

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 山 岸 俊 幸

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 追加議案審議

議案第85号から議案第92号まで（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第 7号（総務社会委員会）説明、質疑、討論、採決

発委第 8号（産業経済委員会）説明、質疑、討論、採決

3) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

4) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

5) 議員派遣について

開議 午前１０時００分

１．開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１２名です。

松澤スポーツ課長が所用のため、欠席していますので、ご報告いたします。

これより平成２８年第４回白馬村議会定例会第４日目の会議を開きます。

２．議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第１ 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（北澤禎二郎君） 日程第１ 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。

議案第８２号 平成２８年度白馬村一般会計補正予算（第４号）は、分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に討論、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第８２号 平成２８年度白馬村一般会計補正予算（第４号）は、常任委員長報告終了後に討論、採決を行うことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第６番、太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長（太田伸子君） 平成２８年第４回議会定例会において総務社会委員会に付託されました案件は、議案８件、陳情１件であります。

審査の概要及び結果をご報告いたします。

議案第７３号 工事変更請負契約の締結についてであります。

白馬ジャンプ競技場ノーマルヒル改修工事で、飛距離判定ビデオカメラ、風向、風速計の取り付けなどが要らなくなったことにより７０２万円の減額になりました。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第７３号 工事変更請負契約の締結については可決すべきものと決定いたしました。

議案第７４号 工事変更請負契約の締結についてであります。

白馬ジャンプ競技場ノーマルヒル電気設備改修工事で、場内配管配線設備、各種情報処理設備、場内通信設備工事が増工となり７６６万８，０００円の増額となりました。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第７４号 工事変更請負契約の締結については可決すべきものと決定いたしました。

議案第76号 白馬村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

平成28年人事院勧告に伴う改正であり、期末手当の支給率を0.10カ月分引き上げるものです。

質疑に入り、昨年も人事院勧告に従い、引き上げている他の市町村の状況はとの質疑があり、ほとんどの町村は人事院勧告に従っているとの答弁がありました。

採決したところ、委員長を除く委員多数の賛成により、議案第76号 白馬村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については可決すべきものと決定いたしました。

議案第77号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

平成28年人事院勧告に伴う改正であり、期末手当の支給率を0.10カ月分引き上げるものです。

採決したところ、委員長を除く委員多数の賛成により、議案第77号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例については可決すべきものと決定いたしました。

議案第78号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

平成28年人事院勧告に伴う改正であり、月例給、勤勉手当の支給率の引き上げ、扶養手当の見直しであります。

採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第78号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については可決すべきものと決定いたしました。

議案第79号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

所得税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第79号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については可決すべきものと決定いたしました。

議案第80号 白馬村税条例の一部を改正する条例についてであります。

台湾の金融機関等を通じて日本国居住者が国内において支払いを受ける一定の利子所得及び配当所得に対し、住民税の所得割を分離課税する規定を定める特定適用利子等または特例適用配当等について、他の所得と区分して、100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する個人の村民税の所得割を課す特例を定めるものであります。

質疑に入り、白馬村で該当者は何人かとの質疑があり、現在はいませんとの説明がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第80号 白馬村税条例の一部を改正する条例については可決すべきものと決定いたしました。

議案第82号 平成28年度白馬村一般会計補正予算（第4号）、総務社会委員会所管事項についてであります。

平成28年度白馬村一般会計補正予算（第4号）は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,000万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ69億1,508万8,000円とするものであります。

各課、人事院勧告による給料、手当の増額があります。ほかに、総務課関係では2款総務費1項総務管理費6目企画費2,829万6,000円の増額です。道の駅建設地の選定委託料に216万円、ふるさと納税事業に1,998万円の増額が主なものです。

質疑に入り、道の駅建設地の選定委託業者はとの質疑があり、国へ提案するために候補地を選定する必要があり、ヤフーの情報ネットワークをお願いし、調査、選定を委託するとの説明がありました。

道の駅構想を庁内検討委員会と村民の意見提案を求めるなど、両方でビジョンを検討する考えはとの質疑があり、併用しながら検討していきたいとの説明がありました。

ふるさと納税報償費の返礼割合はとの質疑があり34%で返礼しているとの説明がありました。

税務課関係では、2款総務費2項徴税費2目賦課徴収費480万8,000円の増額です。固定資産税家屋課税誤りがあり、補償補填及び賠償金と村税還付金及び還付加算金に471万9,000円の増額が主なものです。

質疑に入り、家屋課税誤りの件数はとの質疑があり、4件ですとの説明がありました。

住民課関係では、4款衛生費2項清掃費1目じんかい処理費83万9,000円の増額です。ごみ分別外人向け英語版早見表の作成に8万3,000円、八方新リサイクルセンター測量委託料に75万6,000円の増額です。

健康福祉課関係では、3款民生費1項社会福祉費2目老人福祉費132万1,000円の増額です。老人福祉施設措置費に85万7,000円、配食サービス事業委託料に46万4,000円。

3款民生費1項社会福祉費3目障がい者福祉施設費1,092万円の増額です。自立支援給付費に750万円、児童福祉給付費に342万円、いずれも利用者増加によるものです。国から2分の1、県から4分の1の補助があります。

3款民生費1項社会福祉費3目障がい者福祉施設費257万6,000円の減額。保育士1名の退職によるものが主なものであります。

3款民生費4項臨時福祉給付金費1目臨時福祉給付金費2,203万3,000円の増額。国の経済対策として、非課税者に給付するものであります。平成29年2月3日から開始する予定です。

質疑に入り、保育士が1名退職して、職員が不足している。来年度の園児募集で未満児の応募

が定員の倍近くになった状況を踏まえて、保育士の増員や施設改修の増額の補正をすべきではとの質疑があり、未満児の応募は今年度、予想以上であったので、今後の検討になるとの説明がありました。

その他に入り、保育園での園児に対する対応の質疑があり、課長、園長に調査し、後日報告していただくことといたしました。

教育委員会関係、教育課所管では、2款総務費1項総務管理費6目企画費、白馬高校支援事業に514万7,000円の増額です。

寮、公営塾の燃料費に203万7,000円の増額、精算による過年度小谷村負担金返還金として181万4,000円が主なものであります。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費1億2,603万3,000円の増額です。

学校給食共同調理場建設用地購入費に110万円の減額、幼稚園就園奨励費補助金は対象園児の減少により220万円の減額、学校環境整備事業として、白馬中学校大規模改修に1億2,710万5,000円の増額、国の前倒し補正を申請したもので、事業は来年度に繰り越します。

9款教育費2項小学校費2目教育振興費、重要保護児童援助費に21万7,000円の増額。白馬北小学校の来年度の新入生5名分であります。白馬南小学校と白馬中学校は後日決定されます。

質疑に入り、白馬高校燃料費は当初予算で見込まなかったのかとの質疑があり、寮として毎日使っているので、燃料がかかってしまっている。今後対応を考えたいとの説明がありました。

意見として、以前、定例会一般質問でお願いした重要保護児童援助費を3月支給に対応するための補正は大変ありがたいという意見がありました。

スポーツ課所管事項では、2款総務費7項スポーツ事業費3目スポーツ事業振興費、補正額はありますが、1,630万円を地方債長野県市町村振興資金から一般財源に組み替えになりました。

各課の審査が終わり、第82号全体の討論に入り、保育士補正と道の駅事業の補正増額がされていないのは、片手落ちであると思われるので、反対するという討論がありました。

採決したところ、委員長を除く委員多数の賛成により、議案第82号 平成28年度白馬村一般会計補正予算（第4号）所管事項は可決すべきものと決定いたしました。

陳情第10号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について、受理年月日、平成28年10月19日、提出者、長野県町村議会議長会会長、久保田三代であります。

陳情の趣旨は、地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現できるよう要請し、意見書を出していただきたい。議員年金も廃止されていることから、若い議員のためにも必要である。という意見がありました。

採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、陳情第10号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書については採決すべきものと決定いたしました。よって、意見書を提出することといたしました。

総務社会委員会の報告は以上です。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第73号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第73号 工事変更請負契約については、委員長の報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第74号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第74号 工事変更請負契約については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第76号の討論に入ります。討論はありませんか。第4番、伊藤まゆみ議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 4番、伊藤まゆみです。

議案第76号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてに反対の立場で討論を行います。

人事院勧告による議員、常勤の特別職の報酬、また、職員の給与の増額は、平成26年12月、本年3月と今回で3回目であります。3月の一般質問の折にも述べましたが、人事院勧告によって増額しなければいけないものではありません。自治体の財政状況等に応じてすべきもので、任意のものであると認識しております。

今回の改定で、年間１人当たりの増額分は４万３，７６６円と決して高額ではないかもしれませんが、しかし、総額では約４００万円。３月に実施された引き上げの総額も約４００万円で、単純に累積すると１，２００万円になります。この金額があれば、予算がない、財源がないとの言いわけで何年も棚上げされてきている地区要望の事業を１つでも２つでも実現できるのではないかと思います。

人口減による税収の減少、固定資産税の増加が見込めない状況、また、今冬季シーズンの予約が２割から３割減である状況を考えれば、増額を正当化する理由は見当たりません。行政だけがぬくぬくとといった印象を与える、住民の行政に対する不安、不信をあおるような報酬、給料の改定は控えるべきであり、今定例会の村長挨拶にあった住民サービスの向上に努めるために、言葉でなく態度で住民ファーストを示すべきと考え、この７６号及び７７号、７８号に反対いたします。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第７６号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（多 数 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、議案第７６号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第７７号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第７７号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（多 数 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、議案第７７号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第７８号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第78号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立多数です。よって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第79号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第79号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第80号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第80号 白馬村税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第10号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。陳情第10号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の採択を求める陳情書の件を、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立多数です。よって、陳情第10号は採択することに決定いたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第9番、田中榮一産業経済委員長。

産業経済委員長（田中榮一君） 平成28年度第4回白馬村議会定例会の産業経済委員会審査報告をいたします。

本定例会において産業経済委員会に付託された案件は、議案5件、請願2件であります。

初めに、議案第75号 白馬村農業委員会に関する条例の一部を改正する条例であります。

これは、農業委員会に関する法律の一部改正に伴い、農業委員の選出方法の変更による委員の定数及び新たに設置する農地利用最適化推進委員の定数について、所要の改正を行うもので、農業委員が選挙から村長任命となり、農地利用最適化推進委員が設置され、農地中間管理機構と連携する。委員定数は12名、農地利用最適化推進委員は2名とするものであります。

なぜ、公選制から任命制になるのか。推進委員の中間管理機構との連携はの質疑があり、選挙制度の形骸化があるのではないか、ほとんど無投票で選ばれている委員の数を減らしたことも推測される。中間管理機構に離農する方が相談することにより、地域集積協力金もいただけるので、そのような制度を活用しながら集約を図りたいという答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第81号 白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例、これは第6条第1項ただし書き、平成13年4月1日以降、新たに賦課対象区域となった区域内における1,000平方メートル以上の社会体育施設用地（建築物を有する者を除く）及び賦課対象区区域内の地目が山林原野（山林として形状を有しているものに限る）である土地については、負担金の賦課に替え、村長が別に定める白馬村下水道加入分担金徴収規則（平成13年規則第6号以下加入金規則という）により、賦課をするものとするを削り、第11条を削除するものであります。附則として施行期日白馬村公共下水道受益者負担金賠償鑑定審査会条例の廃止、賦課徴収に関する経過措置、白馬村下水道加入分担金徴収規則の経過措置などをうたう旨の説明がありました。

委員長のほうから、条例改正の目的を村長に求めたところ、この条例はわかりにくいことや、不明な点があり、過去平成13年に急いで条例改正をし、住民の皆様に心配をおかけしたり、いろいろな叱責をいただいた。裁判とは別にこれからこの事業を進めていく上にもわかりやすくしたほうがいいという思いから、今回、条例改正提案したものという答弁がありました。

副村長からは、今後、下水道事業、特に徴収業務については、効率化、簡素化により、しっかりしたものになりたい。それと、法律に基づいた一貫性のある行政を確立し、進めていきたいとの思いが今回の改正目的であるとの答弁がありました。

質疑に入り、この条例は法に抵触のおそれがあるということを加味しての改正であると受け取ってもよろしいかの質疑に対して、もちろん含まれているという答弁がありました。

改正することにより、住民に対しての効果の質疑があり、排水区域内に2つの債権が存在して

いた。加入分担金を廃止することにより、複雑な債権を一本化して、どなたが見ても受益者負担金のみとして、わかりやすくなるものという答弁がありました。

加入金、加入分担金制度導入が違法性があつたと捉えているかの質疑に対して、行政法的に、違法性のおそれがあると考えます。都市計画法と地方自治法が混在している表現であり、別建てで制定しなければならなかったものと考えるという答弁がありました。

討論に入り、まず、反対。6条ただし書きで除外した区域は、今後は区域外流入分担金として接続時にいただくということなので、後々かなり問題が起こる気がするので反対です。

賛成討論として2名の方がいます。

受益者負担金は財産調査権及び滞納処分ができる自力執行権を有する効果であり、下水道加入分担金は法令遵守の観点では、法令上逸脱した制度と言わざるをえないと思われる。よって賛成であります。

もう一方は、1つの事業に対して2つの債権が混在していることが、条例として、事業としてあり得ないことであり、11条は当時、時効を回避するためとはいえ、本来やってはいけないことをしてしまったと思っている。条例をもって住民の時効の権利をも奪う形になっている。事務改善報告書にも厳格に書かれており、よって賛成する。

採決をしたところ、議案第81号は委員長を除く委員多数の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第82号 平成28年度白馬村一般会計補正予算（第4号）についてであります。

農政課関係では、農業振興費、特産品開発79万円は紫米の五平餅の袋の追加と新たな特産品開発支援でワサビ、食用ホオズキのジャム加工、行者ニンニク関係などであります。

農地費、農業基盤整備促進事業1,000万円の減額は、落倉地籍における用水路改修工事を予定していたが、地元との調整などで、今年度の事業を見合わせるものであります。

現年発生農地農林施設災害復旧工事585万2,000円は、台風16号被害による復旧費で、農地など5カ所の工事であります。飯田、三日市場、内山の田んぼなどであります。

落倉水路工事減額の詳しい説明を求める質疑があり、別荘のほうからクレームがあり、農業水路を利用する地元区と相談をし、万全を期して先送りしたものという答弁がありました。

次に、建設課であります。村道改良国庫補助事業4,430万円は村内のトンネル、橋梁等補修工事を行うものであります。岩岳トンネル水神宮橋、大檜橋などであります。

住宅建設費5,705万3,000円の減額は、村営住宅完成に伴い、精算減によるものであります。

質疑に入り、村営住宅精算は最終のものかという質疑に対して、これからまだ雨垂れ防止や雪囲い、ユーテレなどの対策を含め、追加工事をしての精算になる。全体で4億9,000万円ほどになろうかと思うという答弁がありました。

減額の要因の質疑があり、詳細設計ができていない時点での概算要求したもので、予想より減額竣工できたという答弁がありました。

次に、観光課であります。

施設管理費、管理委託料 24 万 5,000 円は白馬駅前観光案内所業務委託料として、冬季外国人対応のスタッフ雇用経費の負担分であります。

観光振興負担金等 34 万 9,000 円は北アルプス三市村観光連絡負担金 36 万 5 千円。これは 3 スキー場でフリーゲートシステムが今シーズンから供用開始に合わせて、ウェブサイトでの IC カードチケットを購入できるシステム構築に係る整備費の白馬村の負担金であります。

施設管理委託料は現場から上がってきたものかの質疑に対して、外国人に十分な対応ができないときがあるので、折半という形で対応するものという答弁がありました。

次に、上下水道課であります。

環境衛生費、大北浄化槽協会負担金 1 万 5,000 円の減額は、協会が 28 年 3 月に解散によるものであります。

下水道事業特別会計繰出金 1,170 万 4,000 円は消費税額の増額と人事院勧告による人件費の増額によるもので、不足分をお願いするものであります。

各課の審査が終了し、全体の討論を求め、人事院勧告は正規職員との格差が広がることになり、反対するという討論がありました。

採決をしたところ、議案第 82 号は委員長を除く委員多数の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

上下水道課関係の議案第 83 号 平成 28 年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,170 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 7 億 7,158 万 1,000 円とするものであります。

歳入明細、一般会計繰入金 1,170 万 4,000 円の増額は、平成 27 年度消費税額の確定による支出予算の財源とするものであります。

一般管理費、消費税及び地方消費税 71 万 1 千円は当初予算より増額になったものであります。

施設管理費、浄化センター維持管理事業 8 万 4,000 円は、防火扉などの修理であります。管渠維持管理事業 15 万 2,000 円は、村道にあるマンホールの高さ調整によるものであります。

共同排水設備設置等補助 19 万 8,000 円は区域外流入の共同排水設備の増額であります。

消費税額がふえた理由の質疑があり、一般会計償還金に係るもの 2,100 万円ほどふえたためという答弁がありました。

区域外流入の件数はの質疑があり、本年度 12 件で、今回の補正は 3 件分の補助金という答弁

がありました。

討論に入り、人事院勧告による増額は正規職員、非正規職員の格差が広がる統一労働、統一賃金の考えから反対するという討論がありました。

採決をしたところ、委員多数の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第84号 平成28年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）。

収益的収入総額3億810万6,000円は162万1,000円の増額。収益的支出総額3億481万8,000円で255万5,000円の増額。資本的収入総額1,033万3,000円で68万2,000円の減額であります。

収益的収入、営業収益170万円は新規加入金の追加。それから、補助金7万9,000円の減額は償還利息補助金の減額であります。

収益的支出、排水及び給水の170万円は当期工事を見込むものであります。

資本的収入、出資金68万2,000円の減額。これは出資金基準の変更によるものであります。

質疑、意見はなく、討論として、人事院勧告による増額は正規職員、非正規職員の格差が広がる統一労働、統一賃金の考えから反対するという討論がありました。

採決をしたところ、委員多数の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、請願第3号 飯森圃場内の農道整備に関する請願。

提出者は飯森区長、窪田徳右衛門。紹介議員は太田修議員であります。

要旨は飯森圃場内農道の村道に準じた再整備を要望するものであります。飯森地区懇談会において、かねてからの要望があったと思うが、行政としてどのような対応をしてきたかの質疑に対して、穴埋めなどその都度対応をしてきた。農道の舗装基準は薄いので、壊れやすい。農政課とすれば村道に移管し、村道の改良リストに入れての対応を希望するという答弁がありました。

建設課として、村道移管はどのように考えているのかの質疑に対して、農道は農耕車両のみで、大型車の通行は想定していないうつくりになっている。農政課としての移管要望があるということなので、穴あきによる事故が起こってもいけないので、村道に移管準備をしていくべきと考えている。しかし、直ちに改良できるかは難しいと思うが、しばらくは対症療法でいくしかないのではないかという答弁がありました。

討論はなく、採決をしたところ、委員全員の賛成により、採択すべきものと決定をいたしました。

次に、請願第2号 免税軽油制度の継続を求める請願。

提出者は白馬村索道事業者協議会会長、駒谷嘉宏。紹介議員は太田伸子議員であります。

要旨は、制度がなくなれば、冬季観光産業が大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難になるとともに、経済にもはかり知れない影響を与えることとなる。

意見として、白馬村として廃止になれば、農業や特に観光産業に大きな影響があるので、継続をしていただきたいと思うという意見がありました。

討論はなく、採決をしたところ、委員全員の賛成により、採択すべきものと決定をいたしました。よって意見書を提出することといたします。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第75号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第75号 白馬村農業委員会に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第81号の討論に入ります。委員長報告は可決ですので、最初に、原案に反対する者の発言を許します。第7番、横田孝穂議員。

第7番（横田孝穂君） 第7番、横田孝穂です。

議案第81号 白馬村公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例については、私は反対の立場で討論をさせていただきます。

始めに申し上げます。条例の改正は当然必要であります。しかし、このような白馬村公共下水道受益者負担金に関する条例制定等は国の都市計画法第75条に基づき、平成8年12月、条例第21号により、制定されたものであります。

75条とは、この事業の実施により、下水道整備による利便性、快適性の向上による利益を受ける者に事業の一部を負担させる制度であります。その後、徴収などがなかなか徴収に至らない理由等により、3年を経過しても支払わないときは、その下水道の加入時において、受益者負担金を加入分担金にかえて徴収することとして、平成18年の条例改正であり、このような条例改正は都市計画法75条の趣旨に全く反するものであり、明らかに徴収を放棄するような条例の改正でありました。そして、平成6年から20年間もの長い期間、国税徴収法の例によらず、徴収事務を怠り続けた結果、多額の未収金と多額の時効を招き、村に対しても膨大な多額な損失を与え、負担金を納めた住民との不公平まで招いているわけであります。

この条例改正により、また、新たな不納欠損、時効、そして、決算上にのらない自然時効が発生されてまいります。私の試算で申し上げますと、今回の6条賦課替地284筆は1億7,700万円ほど、そして11条賦課替地294筆は7,300万円ほど、また、徴収猶予地のその猶予地中の不納の土地は566筆は1億5,900万円ほど、そして、今までの時効処理額1億円ほどを合わせれば、総額でおよそ5億1,000万円をはるかに上回る時効ではないかと危惧されます。

本日も、高等裁判所において、午後4時から東京での公判が行われ、今も係争中であります。

今、なぜ、改正かが非常に疑問であります。少しでも住民の理解がいただけるような村民に寄り添った形での十分な説明責任の上、その方向性を見出しての条例改正であるべきであります。今までの結果はよし、改正も大いによし、結果オーライ、発車オーライではいかがなものかあります。この条例改正は、議会議員それぞれの認識度が問われる大きな問題であります。慎重な判断を要請いたします。

私は、慎重に判断されるべきと考え、この条例改正は時期尚早であり、強く反対いたします。以上。

議長（北澤禎二郎君） 次に、原案に賛成する者の発言を許します。第3番、松本喜美人議員。

第3番（松本喜美人君） 第3番議員の松本喜美人です。

私は、議案第81号を賛成の立場から討論をさせていただきます。

下水道事業にかかわる受益者負担金は、都市計画法第75条を本拠法令として、本村では平成4年に制定しました。白馬村公共下水道受益者負担金に関する条例に基づき、受益者負担金を徴収してまいりましたが、都市計画法第75条7項に定める、徴収権利は5年間で時効消滅するため、多額に発生した未収金の時効消滅回避を目途とする同条例を改正し、賦課替えのための白馬村下水道加入分担金徴収規則を平成13年3月に制定し、現在に至っております。

受益者負担金の未収金は、都市計画法第75条5項で、国税徴収法に基づく滞納処分が認められており、国税徴収法に基づく時効の中断は、1、告知。2、督促、3、交付要求しかありません。加入分担金は時効の中断に該当しない。よって既に時効消滅と解すべきであります。受益者負担金は財産調査権及び滞納処分ができる自力執行権を有する効果であり、下水道加入分担金は法令遵守の観点では、法令上逸脱した制度と言わざるを得ないと思われま。

長年の行政課題である下水道問題は、白馬村公共下水道受益者負担金に関する条例及び白馬村下水道加入分担金徴収規則を改廃することによって、下水道問題に終止符を打つのではなく、下水道加入分担金制度の違法性を認めることが、下水道問題の解決に向けての第一歩であります。よって、私は賛成であります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 次に、原案に反対する者の発言を許します。第6番、太田伸子議員。

第6番（太田伸子君） 第6番、太田伸子でございます。

議案第81号の反対の立場から討論いたします。

本定例会で上程された条例の改正はいずれ、必要と考えています。しかし、改正するに当たり、不納欠損、時効になってしまう額や、見直す区域、納入されている分担金の処置などについての今後の見通しなどが明らかになっていません。議案審議の中の課長答弁に、これから理事者と相談して決めるとの回答がありましたが、どんな条例でも改正する場合は、最後まで詰めて提案するはずで、残念ですが、いかに改正そのものを急いでいるのかがうかがわれます。一番の問題である負担金を納めた住民の不公平感に対する説得や、改正することについて、住民に理解していただく説明会もなく、行政と議会だけで改正することには賛成できません。

条例を平成29年4月1日から施行するとしているならば、裁判とは関係ないとの説明ではありますが、係争中でもあり、次の3月定例会までに下水道事業にかかわる条例、規則もしっかりと見直し、住民の意見も聞き、理解を深めた上で改正すべきと考えます。

最後に、議員の皆様に、私ども議員が今回、改正を決することの重大な重みを受けとめ、慎重な対応が必要なことを訴え、反対討論とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 次に、原案に賛成する者の発言を許します。第11番、篠崎久美子議員。

第11番（篠崎久美子君） 議案第81号に賛成の立場から討論をいたします。

白馬村公共下水道事業においては、都市計画法を根拠法とする受益者負担金制度と地方自治法を根拠とする分担金制度が同時に混在しており、これは制度として大いに疑義がある部分で、かねてより議会からも強く指摘したほかなりません。特に第11号に規定されている分担金への賦課替え制度は住民の時効の権利を奪うことにも当たると解釈されております。行政の事務改善報告書においては、加入分担金制度は多くの問題点をはらんでいることから、制度の見直しを検討しますと明記されています。

また、この報告書についての外部監査では法の趣旨に抵触するおそれがある。その上で条例については、根本的な見直しが必要であると指摘されてきました。住民にも同様の説明がなされ、また、議会としてもこの改善の報告書について、受け入れてきました。

今回の条例改正については、これらを一様に包含して、法のもとに一貫性のあるものに改正したものという説明を委員会の場において、明確に行政側から受けております。現在、下水道受益者負担金問題に関しての裁判が提訴されておりますが、これは、加入分担金の賦課を規則に委任していることについてのいわゆる形式的な部分について、提訴されたものであり、加入分担金制度そのものについてではございません。行政からは分担金を廃止する今回の改正の方向性は裁判の結果如何により変わるものではないという説明がありました。それは、とりもなおさず、加入分担金制度は改めなければならない制度であるという強い認識を行政が持っているということだと容易に想像されます。

また、条例改正を先送りしたとしても、第 11 条における加入分担金として掲載される金額については、条例が削除されたのちの負担金としての時効となる可能性を解消することには当たりません。それは、事業が平成 17 年度に既に終了していること、加入分担金への賦課替えは、法に定められた時効の中断には当たらないことから明白です。

議会では、過去に、数度にわたり、下水道問題について附帯決議を行なっていました。平成 25 年 9 月議会の附帯決議の中には、事務事業の企画、立案や執行に際しては、法令例規を熟知し、その解釈、準用、運用、施行に当たっては、一方的な解釈に陥ることがないように留意すること。また、法令例規に定められた事項を重視し、その整備に努めること、とあります。

今回の改正についても、また、その後の運用と事務執行に当たっても、当然に法令遵守の姿勢が望まれるものであり、また、それを根拠に考えられてきたものであると思います。

今後についても、そうでなければなりません。私たち議会は、必要に応じて懇談会や勉強会を幾度となく開催し、行政からも説明を受け、疑問点を明らかにしながら、体制については意見交換を重ねてまいりました。

今回の条例改正は、議会の早い段階から指摘してきた下水道受益者負担金問題を起こした原因の一つとなった制度のゆがみを解消していくものであります。結論を先延ばしするのではなく、数年間にわたる検証を経て事務を正しく遂行する体制に向かって歩みを進めている行政の姿勢を正しく評価するとともに、過去からのいろいろな経緯を鑑み、議会としても今回の条例改正を進めるべきです。そして、当然でございますが、これにとどまることなく、今後も必要な体制は、職員の正しい知識と法令遵守意識の中で、さらに検討され、正確な事務の遂行と十分なる人員体制を確保して進めていかなければなりません。

改正については、今後も住民にも説明を重ねていくことが求められております。そして、議員も、今回の改正も含め、住民に説明していく責任ある姿勢が正しく求められております。

よって、私はこの改正に賛成いたします。

議長（北澤禎二郎君） 次に、原案に反対する者の発言を許します。第 1 番、加藤亮輔議員。

第 1 番（加藤亮輔君） 1 番、加藤亮輔。

議案第 81 号 白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で一言発言します。

この条例改正の発端は、平成 24 年 6 月議会で、下水道受益者負担金約 1 億円もの未収金が時効で徴収できないとのショッキングな報告で、村民の知るところになりました。それから 4 年間、行政も議会もこの問題解明のために議論を重ねてきました。また、村民 2 人から、住民監査請求も出され、1 名の方は現在、東京高裁で審理中です。

また、多くの村民の関心事でもあります、今回の条例の一部改正し、賦課替えによる加入分担金の徴収を廃止する議案ですが、加入分担金を整理することには、私も賛成です。しかし、加入

分担金に移行した賦課対象区域の土地をどのように事務処理するかが問題です。

まず、未納金の取り扱いを定めた、第11条排水設備を下水道に接続しない土地で、負担金の一部または全部を3年経過しても支払わないときは、加入規則に賦課替えすることができるものとする定められている土地は、既に、受益者負担金を賦課しています。したがって、再度、賦課、徴収できないとの考え方、これは議論の中、担当課と共通認識で問題はありませんが、もう一つの改正点である6条1項、村長は前条の報告の日現在における当該報告のあった賦課対象区域内の土地にかかわる受益者ごとに、第4条の規定により、歳出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。ただし、平成13年4月1日以降、新たに賦課対象区域となった区域内における1,000平方メートル以上の社会体育施設用地（建築物を有する者を除く）及び賦課対象区域内の地目が山林原野（山林としての形状を有しているものに限る）である土地については、負担金の賦課にかえ、村長が別に定める白馬村下水道加入分担金徴収規則により賦課するものとする、このただし書きを削るとの提案ですが、この条例の今後の運用について行政担当者に説明を求めたところ、基本的には、排水区域内と処理し、区域外流入分担金を賦課、徴収できると判断しているとの答えです。

私は、賦課対象区域内の土地ならば、事業収用から既に10年経過しています。この部分も既に時効になっていると考え、行政と見解が異なります。また、条例というものは、目的と内容及び結果を示し、多数の人が理解できるように附則などを利用してつくられるのが通常です。しかし、今回の改定は、今後の処理方法が一切条文化され、附則にも載っていません。一般の人はどのような処理をするのかわからない、不備な条文になっています。

以上の理由から反対いたします。

議長（北澤禎二郎君） 次に、原案に賛成する者の発言を許します。第8番、太田修議員。

第8番（太田 修君） 8番、太田修です。

私は、議案第81号の賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の改正内容は、現在、白馬村公共下水道に関する条例及び規則について、都市計画法第75条による受益者負担金制度と地方自治法第224条の加入分担金制度が混在をしております。

今回の改正で、法令上、一貫性のあるわかりやすいものにするための条例改正であり、平成29年4月1日、施行期日に向けまして、管理、運用など、担当職員のみならず、村民の混乱を招くことのないよう、十分な事務処理、並びに村民説明会の開催について、答弁をいただいております。よって私は、賛成させていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第８１号 白馬村公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、議案第８１号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第８３号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第８３号 平成２８年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第４号）は委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、議案第８３号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第８４号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第８４号 平成２８年度白馬村水道事業会計補正予算（第３号）は委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、議案第８４号は委員長報告のとおり可決されました。

請願第２号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。請願第２号 免税軽油制度の継続を求める意見書の採択を求める請願書の件を委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、請願第２号は採択とすることに決定いたしました。

請願第３号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。請願第3号は飯森圃場内の農道整備に関する請願書の件を委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、請願第3号は採択とすることに決定いたしました。

常任委員会において、分割審査をしていただきました議案第82号の討論に入ります。

委員長報告は可決ですので、最初に、原案に反対する者の発言を許します。第4番、伊藤まゆみ議員。

第4番(伊藤まゆみ君) 4番、伊藤まゆみです。

議案第82号 平成28年度白馬村一般会計補正予算(第4号)に反対の立場で討論を行います。

議案第76号の討論で述べましたように、人事院勧告による議員、常勤の特別職の報酬、また、職員の給与の増額に対して、私は反対の立場をとっております。

この一般会計補正予算(第4号)には、今回の改定による増額分が計上されております。住民あつての行政という立場であるなら、予算がない、財源がないとの言いわけで、棚上げされてきている地区要望を1つでも2つでも実現する方向で予算執行すべきと考え、82号の一般会計予算に反対いたします。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 次に、原案に賛成する者の発言を許します。第9番、田中榮一議員。

第9番(田中榮一君) 9番、田中榮一です。

議案第82号 平成28年度白馬村一般会計補正予算(第4号)について、私は賛成の立場から討論をいたします。

今回の補正予算のうち、人事院勧告に従っての人件費の増額分は、都道府県や市と違い、人事委員会がない村職員にとって、重要な改定であり、以前、減額改定されたときは、人事院勧告に従って準拠してきています。また、各課から上程された補正予算は、細部にわたり、説明を受け、各委員会において、十分な審査を重ねてきたものであります。住民のために速やかな事業の執行を目的とした、真に必要な補正予算であることを認めるものであります。

よって、私は賛成をいたします。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 次に、原案に反対する者の発言を許します。第1番、加藤亮輔議員。

第1番(加藤亮輔君) 1番、加藤亮輔。

議案第82の平成28年度白馬村一般会計補正予算（第4号）について、反対の立場で一言発言いたします。

まず、補正予算については、地方自治法第218条第1項で、予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加、その他の変更を加える必要が生じたときに、補正予算を編成することができる」と規定されています。

我が白馬村の28年度の予算編成の基本方針は、災害復旧、復興に向けた予算、冬季国体スキー競技場の成功に向けた予算、今後の本格的な人口減少社会を見据えた持続可能な魅力と活力に満ちたまちづくりに取り組むと、3大項目を掲げ、特に、村民生活に密着した4分野、つまり、1、安心してみんなが暮らせる村。2、新しい仕事をつくり出せる村。3、一人一人が成長できる村。4、魅力ある自然を守られる村、を重点的に取り組むことを表明しています。

昨年、我が白馬村も人口減少時代の到来、東京への一極集中課題に対応するため、まち、ひと、しごと創生に関する分野における目標や基本的方向、人口減少を防ぐための白馬村総合戦略を策定しました。

そんな中、しろうま保育園へ来年の未満児入園希望が、定員34名のところ、65名の応募があると聞きました。また、応募が多いので、自主的に申し込みを控えている若者もいると聞いています。白馬村の魅力がほかの自治体では考えられないうらやましい状況をつくり出していることに、私自身も誇らしい気持ちです。当然この12月の補正予算で、保育園の施設及び保育士の拡充確保対策予算を組まなければ、来年4月には間に合いません。また、若い世代の要求を解決できません。なのに、1円の対策費も計上されていません。

最初にも述べましたが、当初予算で対応がとれない状況が生まれた場合に、対応するのが補正予算の役割です。本補正で、私が9月に一般質問をした就学援助金の入学準備金を3月に支給できるように予算立てしていただき、感謝していますが、しかし、今、最大の課題である若者の定住に対して、何の対策もとらない補正予算には私は反対します。

最後に、保育園入園希望者の要求が実現できるよう、再度、補正を組むことを要求して発言を終わらせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第82号 平成28年度白馬村一般会計補正予算（第4号）は、常任委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

た。

村長から議案の申し出、総務社会委員長より発委の申し出、産業経済委員長より発委の申し出、常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申し出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申し出があり、議長において受理いたしました。よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審議いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審査することに決定いたしました。

ただいまから事務局より議事日程を配付いたします。

（資 料 配 付）

議長（北澤禎二郎君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。

日程第2 議案第85号から日程第11 発委第8号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

日程第2 議案第85号から日程第11 発委第8号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、日程第2 議案第85号から日程第11 発委第8号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに可決されました。

これより、議案の審議に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので、申し添えます。

△日程第2 議案第85号 工事変更請負契約の締結について

議長（北澤禎二郎君） 日程第2 議案第85号 工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） 議案第85号 工事変更請負契約の締結につきまして、説明させていただきます。

次のとおり、工事変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事請負契約の内容であります。

契約の目的、平成27年度、平成26年11月22日発生、長野県神城断層地震、農地農業用施設災害復旧工事、立の間地区で、平成27年11月に契約を締結し、28年度へ施工を繰り越したものであります。

変更金額であります。変更前の契約が1億432万8,000円に對しまして、今回、1,023万8,400円を減少し、変更後の契約額を9,408万9,600円とするものであります。

契約の相手方は、白馬村大字北城13458番地、有限会社吉田建設、代表取締役吉田正であります。

今回のこの減額の主な理由であります。資材運搬のための索道仮設工を1カ所減らしたことで、溶接工の面積が減少したものが主な内容であります。

以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第85号 工事変更請負契約の締結については、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第86号 工事変更請負契約の締結について

議長（北澤禎二郎君） 日程第3 議案第86号 工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井建設課長。

建設課長（酒井 洋君） 議案第86号 工事変更請負契約の締結について、次のとおり、工事変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約

及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

契約の目的ですが、平成27年度、26災公共災害、道路災害復旧工事。白沢1、ほか2、村道01、02号線であります。

変更前の契約金額は1億4,450万4,000円で、変更増加額を180万3,600円とし、変更後の契約額を1億4,630万7,600円としたいものでございます。

契約の相手方ですが、白馬村大字北城6029番地、株式会社白馬三津野、代表取締役松澤秀明でございます。

長野県神城断層地震で被災いたしました村道の災害復旧に係る工事の変更請負契約議案でございます。

増額の主な理由といたしまして、舗装工、舗装面積の増加でございまして180万3,600円の増額をお願いしたいものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第86号 工事変更請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第87号 工事変更請負契約の締結について

議長（北澤禎二郎君） 日程第4 議案第87号 工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井建設課長。

建設課長（酒井 洋君） 議案第87号 工事変更請負契約の締結について、次のとおり、工事変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

契約の目的ですが、平成27年度、26災公共災害、道路災害復旧工事、日向大左右2、ほか1、村道1029号線です。

変更前の契約金額は6,456万2,000円で、変更減少額を465万4,800円とし、変更後の契約額を5,990万7,600円としたいものでございます。

契約の相手方ですが、白馬村大字北城1番地15、株式会社大糸、代表取締役太田具英でございます。

長野県神城断層地震で被災しました村道の災害復旧にかかわる工事の変更請負契約議案でございます。

減額の主な理由といたしましては、ブロック積み工及び土工量の減少で465万4,800円の減額をお願いしたいものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第87号 工事変更請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第88号 工事変更請負契約の締結について

議長（北澤禎二郎君） 日程第5 議案第88号 工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井建設課長。

建設課長（酒井 洋君） 議案第88号 工事変更請負契約の締結について、次のとおり、工事変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

契約の目的ですが、平成27年度、26災公共土木施設災害復旧工事、野平1、ほか6、村道0207号線ほか4です。

変更前の契約金額は2億2,600万800円で、変更増加額を1,774万4,400円とし、変更後の契約額を2億4,374万5,200円としたいものでございます。

契約の相手方ですが、白馬村大字北城12816番地5、株式会社落田、代表取締役塩島正で

ございます。

長野県神城断層地震で被災しました村道の災害復旧にかかわる工事の変更請負契約議案でございます。

増額の主な理由といたしましては、残土処理工及び軽量盛土工の増加でありまして、1,774万4,400円の増額をお願いしたいものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第88号 工事変更請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第89号 工事変更請負契約の締結について

議長（北澤禎二郎君） 日程第6 議案第89号 工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井建設課長。

建設課長（酒井 洋君） 議案第89号 工事変更請負契約の締結について、次のとおり、工事変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

契約の目的ですが、平成27年度、26災公共土木施設災害復旧工事、菅1、ほか4、村道0206号線、ほか1です。

変更前の契約金額は1億9,110万6,000円で、変更増加額を405万円とし、変更後の契約額を1億9,515万6,000円としたいものでございます。

契約の相手方は、白馬村大字北城12816番地5、株式会社落田、代表取締役塩島正でございます。

長野県神城断層地震で被災しました村道の災害復旧にかかわる工事の変更請負契約議案でございます。

増額の主な理由といたしましては、落石防護工及び吹きつけ工の増加で４０５万円の増額をお願いしたいものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第８９号 工事変更請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第８９号は原案のとおり可決されました。

△日程第７ 議案第９０号 工事変更請負契約の締結について

議長（北澤禎二郎君） 日程第７ 議案第９０号 工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井建設課長。

建設課長（酒井 洋君） 議案第９０号 工事変更請負契約の締結について、次のとおり、工事変更請負契約を締結したいので、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものです。

契約の目的ですが、平成２７年度、２６災公共土木施設災害復旧工事、青鬼５、村道０２０８号線です。

変更前の契約金額は１億２，０７４万４，０００円で、変更減少額を１，３３１万６，４００円とし、変更後の契約額を１億７４２万７，６００円としたいものでございます。

契約の相手方ですが、白馬村大字北城１２８１６番地５、株式会社落田、代表取締役塩島正でございます。

長野県神城断層地震で被災しました村道の災害復旧にかかわる工事の変更請負契約議案でございます。

減少の主な理由といたしましては、のりやく工及びアンカー工の減少で１，３３１万６，４００円の減額をお願いしたいものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第90号 工事変更請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第91号 工事委託に関する変更協定の締結について

議長（北澤禎二郎君） 日程第8 議案第91号 工事委託に関する変更協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 議案第91号 工事委託に関する変更協定の締結についてご説明をいたします。

本議案は、本年6月定例会で議決をいただきました白馬村浄化センターの更新工事に関する協定額を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

協定の名称は、白馬村公共下水道白馬村浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定で、変更前の協定額は9,200万円、変更による減少額は73万円で、変更後の協定額を9,127万円としたいものであります。

協定の相手方は、東京都文京区湯島2丁目31番27号、地方共同法人日本下水道事業団、理事長谷戸善彦でございます。

協定額が減少となりました理由は、入札差金によるものでございます。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第91号 工事委託に関する変更協定の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第92号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議長(北澤禎二郎君) 日程第9 議案第92号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長(吉田久夫君) 議案第92号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例の一部改正は、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間企業で働く者及び平成28年人事院勧告を踏まえた国家公務員に係る法令の改正内容に準じて改正されました、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児、または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に鑑み、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものです。

改正の概要ですが、新旧対象表で改正内容をご説明いたしますので、新旧対照表7ページをごらんください。

改め文の第1条関係になりますが、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正であり、第5条の2、8ページ、第5条の3及び9ページにかけた第5条の4では、育児を行う職員の対象となるこの範囲に特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加えたものであります。

次に9ページの第8条、10ページの第12条の2及び第13条では、介護休暇とは別に連続する3年間の期間内において、介護のための1日につき、2時間の範囲内で勤務しないことができる制度となる介護時間を新たに設け、戻っていただき、9ページの第12条では、介護休暇の取得可能期間について、3つの期間に分割して取得することができる規定に改正をしております。

次に、11ページ、改め文第2条関係の第5条の2では、児童福祉法の一部改正により、養子縁組里親制度が制度化されることに伴い、字句等の改正を行うものであります。

次に、13ページをごらんください。

改め文第3条関係で、白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、13ページの第

2 条、第 2 条の 2、14 ページの第 2 条の 3、第 2 条の 4、第 3 条及び 16 ページまでの第 10 条につきましては、育児休業を行う非常勤職員との対象となるこの範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子及び養子縁組に係る家事審判等の事情を加えております。そのうち、13 ページの第 2 条では、非常勤職員において、子が 1 歳 6 カ月になるまでの間に要件を緩和をしております。

16 ページの第 21 条では、部分休業の承認について規定をしております。

次に、18 ページの改め文第 4 条関係、第 2 条の 2 の規定については、改め文第 2 条関係と同じく、児童福祉法の一部改正により字句等の改正をするものであります。

最後に、6 ページの改め文の附則、こちらの条例の施行日につきましては、第 1 条関係及び第 3 条関係は平成 29 年 1 月 1 日から施行し、第 2 条及び第 4 条関係は平成 29 年 4 月 1 日から施行することとしております。

附則第 2 項は改め文第 1 条の看護休暇についての指定期間の経過措置を規定しているものでございます

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 92 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第 92 号は原案のとおり可決されました。

△日程第 10 発委第 7 号 地方議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

議長（北澤禎二郎君） 日程第 10 発委第 7 号 地方議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第 6 番、太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長（太田伸子君） 発委第 7 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。

地方自治法第 99 条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、

財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣に対し、別紙のとおり意見書を提出する。

別紙はごらんください。

平成28年12月20日、白馬村議会総務社会委員長。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第7号 地方議員の厚生年金制度への加入を求める意見書は、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、発委第7号は原案のとおり可決されました。

△日程第11 発委第8号 免税軽油制度の継続を求める意見書

議長（北澤禎二郎君） 日程第11 発委第8号 免税軽油制度の継続を求める意見書を議題いたします。

趣旨説明を求めます。第9番、田中榮一産業経済委員長。

産業経済委員長（田中榮一君） 発委第8号 免税軽油制度の継続を求める意見書。

請願第2号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものであります。

意見書の内容は別紙のとおりであります。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣です。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第8号 免税軽油制度の継続を求める意見書は、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、発委第8号は原案のとおり可決されました。

△日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長(北澤禎二郎君) 日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長(北澤禎二郎君) 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第14 議員派遣について

議長(北澤禎二郎君) 日程第14 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、今定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで下川村長より挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。下川村長。

村長（下川正剛君） 平成28年第4回白馬村議会定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月9日に開会をして本日までの12日間にわたり、提出しました全ての案件につきまして原案どおりお認めをいただき、厚く御礼を申し上げます。

本会議及び各委員会におきまして慎重なる審議を賜り、誠にありがとうございました。

また、一般質問におきましては、村政の各分野につきまして、多数のご意見、ご提言をいただき、いずれも真摯に受けとめ、村政発展のため、施策として取り組めるものから検討の上、取り組んでまいりたいと考えております。

さて、第72回国民体育大会冬季大会スキー競技会長野銀嶺国体が白馬村にて、来年2月14日から17日までの間に開催をされます。

国民体育大会とは、ご存じのとおり、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して、国民の健康増進と体力の向上を図り、あわせて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするスポーツの祭典です。この国体の受け入れ体制を整えるべく、村国体実行委員会を今月9日に開催をし、各地区の役員を初め、村外の多くの関係者などの皆様からご理解とご協力をいただき、全村を挙げて温かくお迎えすることを実行委員会で確認し、来る大会は競技運営、大会運営ともに万全を期して、当地で30年ぶりの国体競技会成功に向けて進めてまいります。

議員の皆様からも表彰式のプレゼンターを務めていただくことも予定しており、今後、日程等の調整をさせていただきますので、ご協力をお願いを申し上げます。

スキー場にとっては、まだ満足とは言えない降雪の状況ではありますが、一日も早い降雪を望むとともに、白馬がよりにぎわいがあり、活気あふれる村になっていただきたいと思います。

議員の皆様方におかれましては、寒さ厳しい折、これから年末にかけて、何かとお忙しいとは存じますが、どうかご自愛の上、新しい年をお迎えになられますことと、平成29年もよろしくご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、白馬村並びに村民の皆様にとってよりよき年となりますようご祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） これをもちまして、平成28年第4回白馬村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時50分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年12月20日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員